

令和8年度(2026年度)

障害者福祉のしおり



しながわ観光大使

Cinnamoroll



© 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664722



1.相談の窓口



2.手帳



3.障害者総合支援法・児童福祉法



4.医療



5.手当・年金



6.日常生活の援助



7.税の軽減



8.公共料金などの軽減



9.タクシー・自動車



10.住宅



11.保育・教育・療育



12.就労



13.障害者虐待防止法



14.障害者差別解消法



15.社会参加

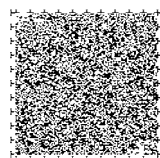


16.やさしい防災について



17.施設など

このマークは音声コード
(Uni-Voice)です。スマー
トフォンや専用読み取り装
置を使って、記載内容を音
声で聞くことができます。



品川区

表紙の絵画等の写真は、令和7年度品川区障害者作品展(令和7年11月18日～22日、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」)に出展された作品の中から掲載しています。



作品名 西大井福祉園祭り

作者 西大井福祉園 利用者の皆さん
(合同作品)



作品名 かもめ

作者 シーガル大森 利用者の皆さん
(合同作品)



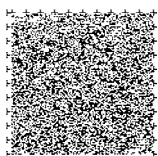
作品名 ちびっこハロウィンパレード2025

作者 ちびっこタイム品川 利用者の皆さん
(合同作品)



作品名 ハニーハニーアイランド

作者 サンかもめ 利用者の皆さん
(合同作品)

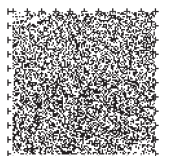


「障害者福祉のしおり」をご覧くださいの方へ

この「障害者福祉のしおり」は、品川区に在住の皆さんに利用していただく障害者福祉施策の概要や窓口などをできるだけわかりやすく紹介したものです。

お手元に置いてご活用いただければ幸いです。

1. この「障害者福祉のしおり」の内容は、特に記載のある箇所を除き令和 8 年 4 月 1 日現在で作成したものです。その後、制度や内容などに変更があったときは、「広報しながわ」などでお知らせいたします。
2. 各項目にある **身 知 精 難** の表示は、それぞれ身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者を対象としているサービスであることを示しています。また、**児** の表示は、18 歳未満の障害児を対象に含んでいることを示しています。これらの表示は、サービスの検索をしやすくするためにつけたものです。対象者の詳細は、それぞれの事業の記載内容をご確認ください。
3. 各事業の内容・手続きなどでわからないことがあれば、各窓口までお問い合わせください。
4. 区役所へのお問い合わせは、直通電話におかけいただくか、代表電話 3777-1111 におかけのうえ、交換手に担当の課・係名をお伝えください。
5. 各ページの角の位置に印刷された模様は音声コード（^{ユニボイス}Uni-Voice）です。スマートフォンや専用読み取り装置を使って音声で内容を聞くことができます。視覚障害の方、高齢のため細かい字が読みづらい方は、ぜひご利用ください。



主な変更点

「令和 7 年度障害者福祉のしおり」からの主な変更点は以下のとおりです。

特別障害者手当等（国制度） P.10～11、55～56 身 知 精 児

【手当額変更】

- 特別障害者手当 月額 30,450 円（変更前：29,590 円）
- 障害児福祉手当 月額 16,560 円（変更前：16,100 円）
- 経過の福祉手当 月額 16,560 円（変更前：16,100 円）

特別児童扶養手当（国制度） P.57 身 知 精 児

【手当額変更】

- 重度障害児（1 級） 月額 58,450 円（令和 7 年度：56,800 円）
- 中度障害児（2 級） 月額 38,930 円（令和 7 年度：37,830 円）

児童扶養手当（国制度） P.58、59 身 知 精 児

【手当額変更】

- 児童 1 人 月額 48,050 円（令和 7 年度：46,690 円）
 - 児童 2 人目以降 月額 11,350 円加算（令和 7 年度：11,030 円）
- 受給者所得限度額（全部支給・一部支給）の変更の詳細については P.10、11 をご確認ください。

障害基礎年金（国民年金） P.59 身 知 精 難

【年金額変更】

- 1 級
昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの方
1,059,125 円（令和 7 年度：1,039,625 円）
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方
1,056,125 円（令和 7 年度：1,036,625 円）
- 2 級
昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの方
847,300 円（令和 7 年度：831,700 円）
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方
844,900 円（令和 7 年度：829,300 円）

特別障害給付金（国民年金） P.60 身 知 精 難

【支給額変更】

- 1 級 月額 58,650 円（令和 7 年度：56,850 円）
- 2 級 月額 46,920 円（令和 7 年度：45,480 円）

補装具費の支給（交付・修理等） P.61 身 難 児

【追加】

- 車載用姿勢保持装置（障害別：肢体不自由）

【廃止】

- 頭部保持具（障害別：肢体不自由児のみ）

日常生活用具の給付 P.62～66 身 知 精 難 児

【給付限度額変更】

- 移乗・移動支援用具 60,000 円（変更前：26,000 円）

【給付限度額変更（令和 8 年 10 月分から）】

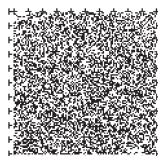
- ストマ用装具（消化器系）12,000 円（変更前：8,858 円）
- ストマ用装具（泌尿器系）13,000 円（変更前：11,639 円）

【追加】

- 食事用自助具・調理用自助具・生活用品自助具 給付限度額：それぞれ 20,000 円
- ナビゲーションデバイス 給付限度額：54,000 円
- 振動型電子体温計 給付限度額：9,000 円
- DC/AC インバーター 給付限度額：40,000 円
- 情報通信用具（①ソフトウェア・周辺機器、②タブレット・アプリケーション、③スマートフォン・アプリケーション）
給付限度額：100,000 円
- 排泄予測支援機器 給付限度額：99,000 円
- 知的障害者支援具 給付限度額：25,000 円
- ポータブル電源 給付限度額：104,000 円
- 人工内耳専用電池
①空気電池 給付限度額：3,000 円
②充電式電池 給付限度額：17,600 円
③充電器 給付限度額：28,600 円

【統合】

- イヤーマフ（知的障害者支援具に統合）



住宅設備改善費の給付 P.66

身 児

【対象者年齢変更】

■ 中規模改修 原則、学齢児以上 65 歳未満
(変更前：学齢児以上 65 歳未満)

■ 屋内移動設備 年齢制限撤廃 (変更前：学齢児以上)
■ 昇降機 原則、学齢児以上 65 歳未満 (変更前：6 歳以上 65 歳未満)

日中一時支援事業 (民間事業所利用) P.69

身 知 精 難 児

【新規掲載】

障害者等の家族の就労支援や一時休息のために、日常生活上の援助や活動の場を提供します。

■ 利用者負担：障害児は無料、18 歳以上の障害者は所得に応じて利用者負担あり

視覚障害者遠隔サポートシステム P.73

身

視覚障害者への対応について、研修を受けた専門のオペレーターがオンラインで遠隔支援を行います。

相談の窓口・施設など

【追加】

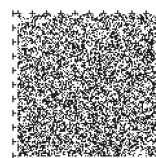
- ① 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 (P.21 ~ 23、117)
■ 品川区立大原児童発達支援センター
- ② 就労継続支援 (B 型) (P.118)
■ ラシクラボ武蔵小山 ■ Be スポーツ ■ ワークアリーナ天王洲
- ③ 自立生活援助 (P.118)
■ 品川区東品川精神障害者相談支援センター「のどか」
- ④ 共同生活援助 (P.118)
■ みつばち ■ エリーズほーむ大井 ■ みかんの木 ■ なないろ小山
- ⑤ 移動支援 (P.119)
■ りいちあうと慈慈 ■ 訪問介護ステーション若里
- ⑥ 児童発達支援 (P.119 ~ 120)
■ 品川区立大原児童発達支援センター ■ さばな旗の台教室 ■ ワールドキッズ大崎教室 ■ エルピゾ旗の台
■ アプリ児童デイサービス品川 ■ コプラス北品川教室 ■ MIRAwith スクール STEP 品川東大井教室
■ Ange Garden Care ■ トウインクル大崎広小路
- ⑦ 放課後等デイサービス (P.120)
■ 品川区立大原児童発達支援センター ■ さばな旗の台教室 ■ ワールドキッズ大崎教室 ■ エルピゾ旗の台
■ アプリ児童デイサービス品川 ■ コプラス北品川教室 ■ MIRAwith スクール STEP 品川東大井教室
■ Ange Garden Care
- ⑧ 保育所等訪問支援 (P.120)
■ 品川区立大原児童発達支援センター ■ LITALICO ジュニア大井町東口教室 ■ kids ベース
■ MIRAwith スクール STEP 品川東大井教室 ■ トウインクル大崎広小路
- ⑨ 就労体験の場の提供等 (P.120)
■ 障害者就労体験事業 [Kitara(きたら)]

【変更】

- ① 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 (P.21 ~ 23、117)
■ ラシクラボコネクト東京 運営法人名称変更 (株式会社 ULT → 株式会社ラシクラボ)
- ② 就労継続支援 (B 型) (P.118)
■ ラシクラボ大井町 運営法人名称変更 (株式会社 ULT → 株式会社ラシクラボ)
■ ラシクラボ武蔵小山 運営法人名称変更 (株式会社 ULT → 株式会社ラシクラボ)
- ③ 移動支援 (P.119)
■ ケアメイト荏原訪問介護事業所 住所変更 小山台 1-5-10 (変更前：荏原 2-1-10 3 階)
■ ヘルパーステーションシャローム 住所変更 中延 4-12-7 (変更前：豊町 6-24-17-202)
■ ステップあっぷ 名称変更 (変更前：移動支援事業所ステップあっぷ)
住所変更 南品川 5-2-19-101 (変更前：東大井 5-12-5-201)
事業引継ぎ (アーティックキャリア株式会社 → あっぷ合同会社)
■ ホームケア品川 名称変更 (変更前：らいふホームヘルプサービス)
運営法人名称変更 (株式会社らいふ → ALSOK らいふケア株式会社)
- ④ 児童発達支援 (P.119 ~ 120)
■ コペルプラス青物横丁教室 事業引継ぎ (三敬株式会社 → 株式会社ディスカバリープラス)
- ⑤ 放課後等デイサービス (P.120)
■ kids ベース 名称変更 (変更前：放課後等デイサービス kids ベース)

【削除】

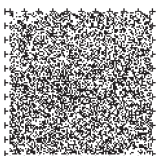
- ① 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 (P.21 ~ 23、117)
■ 生活サポートのぷらむ
- ② 児童発達支援 (P.119 ~ 120)
■ アートキッズ療育
- ③ 放課後等デイサービス (P.120)
■ スキップランド西大井 ■ 放課後等デイサービス dekkun プログラミング&ドローンスクール

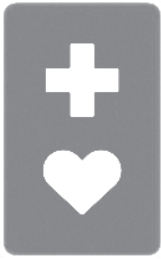


障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

障害者のための 国際シンボルマーク		障害のある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通のマークです。車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	(公財) 日本障害者 リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
盲人のための 国際シンボルマーク		視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	(福) 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
身体障害者標識 (身体障害者マーク)		肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような車線変更をした運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 電話 03-3581-4321
耳マーク		聴覚に障害があることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障害のある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。	(一社) 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会 zennancho@ zennancho.or.jp FAX 03-3354-0046
ほじょ犬マーク		身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉局 障害者施策推進部 電話 03-5320-4147
オストメイトマーク		人工肛門・人工膀胱を保有している方（オストメイト）であること、オストメイトのための設備があることをあらわしています。 オストメイト対応トイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。	(公社) 日本オストミー 協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
ハート・プラス マーク		身体内部に障害がある方を表すマークです。 心臓や腎臓などの内部障害や内臓疾患は外見からわかりにくいいため、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。	NPO 法人 ハート・プラスの会 https://h-plus-hp. normanet.ne.jp/ 電話 080-4824-9928



聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)		聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示することを義務づけられているマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような車線変更をした運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 電話 03-3581-4321
ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方のためのマークです。次の場所でヘルプマークを配布しています。都営地下鉄各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く）駅務室、都営バス各営業所、都電荒川線（荒川車庫前駅）、日暮里・舎人ライナー（日暮里駅、西日暮里駅）駅務室、ゆりかもめ（新橋駅、豊洲駅、有明駅）駅務室、多摩モノレール（多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅）駅務室、（一部時間帯を除く）、東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を含む）、都立病院等	東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147

<品川区ヘルプカード>

ヘルプカードは、障害者や生活するうえで何らかの支援を要する方に配布しています。

本人・家族の安心感や周囲の方が支援するきっかけづくり、障害への理解のために、活用いただくカードです。障害者支援課、各保健センター、支え愛・ほっとステーション（地域センター内）、区内相談支援事業所の窓口等で配布しています。

◆ヘルプカード



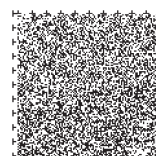
ヘルプカードは、援助を必要とする障害のある方等が携帯し、困った時に周囲の方へ必要な支援や配慮をお願いするためのカードです。

◆ヘルプカードホルダー

ヘルプカードをヘルプカードホルダーに入れて、かばんなどにつけておくことで、周囲の方に配慮を必要としていること、必要な支援内容を知らせることができます。



お問い合わせ ▶ 障害者支援課 障害者支援係 電話 03-5742-6707 FAX 3775-2000



目次

手当・年金等の給付額および 所得限度額	10
------------------------	----

1. 相談の窓口



障害者支援課	20
品川区地域拠点相談支援センター	20
指定特定相談支援事業者	21
指定障害児相談支援事業者	22
品川児童学園「子ども発達相談室」	23
品川区医療的ケア児地域生活支援促進事業 「インクルーシブひろばベル」	23
東京都医療的ケア児支援センター	23
保健センター	24
教育委員会教育総合支援センター 特別支援教育担当	24
教育委員会教育総合支援センター 教育相談室	24
品川区社会福祉協議会	24
品川ボランティアセンター	25
品川成年後見センター	25
東京都心身障害者福祉センター	25
品川公共職業安定所（ハローワーク）	25
品川区児童相談所	25
東京都児童相談センター 4152（よいこに）電話相談	26
手をつなぐ あんしん相談（青年期相談室）	26
品川区高次脳機能障害専門相談	26
東京都障害者福祉会館（福祉相談）	26

障害者相談員	27
民生委員・児童委員	27

2. 手帳



身体障害者手帳	28
愛の手帳（療育手帳）	29
精神障害者保健福祉手帳	29
身体障害者障害程度等級表	30

3. 障害者総合支援法・児童福祉法

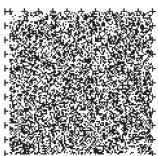


障害者総合支援法・児童福祉法	35
障害福祉サービスの内容	39
申請から利用までの流れ	41
障害福祉サービスの利用者負担	43
介護保険と障害者施策について	45

4. 医療



心身障害者（児）医療費助成	46
自立支援医療（育成医療）	47
難病等の医療費助成	47
指定された病気について （特殊疾病・難病医療費等助成対象疾病）	48
自立支援医療（精神通院医療）	50
小児精神病（入院医療費助成）	50
自立支援医療（更生医療）	50



高齢者インフルエンザ・新型コロナ・肺炎球菌・ 帯状疱疹定期予防接種	51
後期高齢者医療制度への加入	51
障害者歯科健康診査	51
産科医療補償制度	52
産科医療特別給付事業	52
旧優生保護法による優生手術等を 受けた方等への補償金	53

5. 手当・年金



障害者福祉手当（区制度）	54
東京都重度心身障害者手当（都制度）	55
特別障害者手当（国制度）	55
障害児福祉手当（国制度）	56
経過的福祉手当（国制度）	56
心身障害者扶養共済制度	56
特別児童扶養手当（国制度）	57
児童育成手当（障害手当）	57
児童育成手当（育成手当）	58
児童扶養手当（国制度）	58
障害基礎年金（国民年金）	59
障害厚生年金（厚生年金）	60
特別障害給付金	60

6. 日常生活の援助



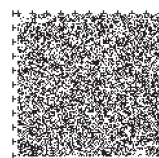
補装具費の支給（交付・修理等）	61
日常生活用具の給付	62
住宅設備改善費の給付	66

障害者の介護など

居宅介護等	67
短期入所（ショートステイ）	67
意思疎通支援者の派遣	67
同行援護（ガイドヘルパー）	67
移動支援事業（ガイドヘルパー）	68
東京都ガイドセンター （ガイドヘルパー派遣）	68
巡回入浴サービス	68
日中一時支援事業（地域生活支援）	68
日中一時支援事業（民間事業所利用）	69
雇用施策との連携による 重度障害者等就労支援特別事業	69
重度訪問介護利用者の 大学等修学支援事業	69
重度脳性麻痺者介護事業	69

その他の日常生活の援助

救急代理通報システム	70
品川区高齢者および障害者世帯の ごみ・資源各戸収集	70
消防車・救急車の要請	70
110番アプリシステム	71
車いすの貸出	71
補助犬の給付	72
中等度難聴児発達支援事業	72
中等度難聴者補聴器購入助成事業	72
品川区視覚障害者遠隔サポートシステム	73
重症心身障害児者等 在宅レスパイト・就労等支援事業	73
白杖の交付	73
T字杖の交付	73



訪問理容・美容サービス	73
紙おむつなどの支給	74

点字図書・テープなど

声の広報	74
「広報東京都」などの点字版・ カセットテープ版	74
点字録音刊行物作成配布事業	74
区立図書館の障害者サービス	74
点字図書館	75

7. 税の軽減



所得税・住民税の障害者控除	76
住民税・森林環境税の非課税	76
自動車税・軽自動車税	77
個人事業税	78
相続税	78
贈与税	78
関税	79

8. 公共料金などの軽減



JR 運賃・私鉄運賃	80
都営交通	81
民営バス	82
フェリー旅客運賃	83
航空旅客運賃	83
テレビ受信料	83
青い鳥郵便はがき	84

都立公園等入場料	84
都立公園駐車場	84
区立施設の使用料減免	85
区営自転車等駐車場	85
粗大ごみの廃棄物処理手数料	85
NTT 電話番号案内の無料利用	86
携帯電話料金の割引	86

9. タクシー・自動車

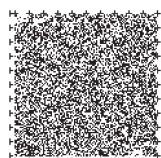


タクシー運賃	87
福祉タクシー・ 自動車燃料費助成券の交付	87
福祉タクシー・自動車燃料費助成券の 交付（医療型短期入所利用者）	87
介護タクシー利用補助券の交付	88
リフト・寝台付福祉タクシーの運行	88
有料道路料金	89
自動車運転免許取得費の助成	90
自動車改造費の助成	90
福祉車両の購入・改造費の助成	90
駐車禁止等除外標章の交付	91

10. 住宅



都営住宅	93
UR 都市機構「新築 UR 賃貸住宅」の 抽選時の倍率優遇	95
障害者住宅	95
障害者住宅あつ旋	95



11. 保育・教育・療育



児童発達支援・放課後等デイサービス	96
保育園	96
幼稚園	96
学校	96
心身に障害のある児童・生徒の ための学校一覧表	96
就学奨励費	98
講座・講習会・スポーツ	98

12. 就労・資金の貸付



障害者就労支援センター 「げんき品川」	99
就労選択支援・就労移行支援・ 就労継続支援・就労定着支援	99
職業紹介と相談 公共職業安定所	99
職業相談と就労支援 東京障害者職業センター	100
職業訓練 国立職業リハビリテーションセンター	100
(公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課	101
職業訓練 東京障害者職業能力開発校	102
雇用保険の失業給付	102
生活福祉資金の貸付	103

13. 障害者虐待防止法



.....	104
-------	-----

14. 障害者差別解消法



.....	105
-------	-----

15. 社会参加



選挙	106
障害者まつり・レクリエーション	107
東京都障害者休養ホーム事業	107
障害者表彰	107
障害者作品展	107
障害者週間記念のつどい	107

16. やさしい防災について



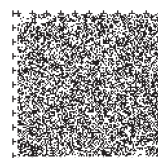
.....	108
-------	-----

17. 施設など



.....	117
-------	-----

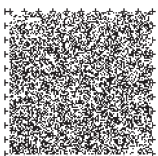
索引	121
----	-----



手 当 ・ 年 金 等 の 給 付

種別		所得者 扶養者数	手当・年金 月額（円）	支給月	受給資格者所得		
					0人	1人	2人
心身障害者（児） 医療費助成			本文参照		※ 9月より 3,758,000	※ 9月より 4,138,000	※ 9月より 4,518,000
都重度心身障害者手当			60,000	毎月	※ 11月より 3,758,000	※ 11月より 4,138,000	※ 11月より 4,518,000
特別障害者手当			30,450	2,5,8,11	3,758,000	4,138,000	4,518,000
障害児福祉手当			16,560				
福祉手当（経過措置）			16,560				
障害者福祉手当			本文参照	4,8,12	3,758,000	4,138,000	4,518,000
特別児童扶養手当		1級	本文参照	4,8,11	4,596,000	4,976,000	5,356,000
		2級					
児童育成手当	障害手当		15,500	2,6,10	3,758,000	4,138,000	4,518,000
	育成手当		13,500				
児童扶養手当	全部支給		本文参照	奇数月	690,000	1,070,000	1,450,000
	一部支給				2,080,000	2,460,000	2,840,000
障害基礎年金 ※【 】内は昭和 31年4月1 日以前生まれ の方	全部支給	1級	88,260 【88,010】	偶数月	※ 10月より 3,858,000	※ 10月より 4,238,000	※ 10月より 4,618,000
		2級	70,608 【70,408】				
	一部支給	1級	44,130 【44,005】		※ 10月より 4,918,000	※ 10月より 5,298,000	※ 10月より 5,678,000
		2級	35,304 【35,204】				
特別障害給付金	全部支給	1級	58,650	偶数月	※ 10月より 3,858,000	※ 10月より 4,238,000	※ 10月より 4,618,000
		2級	46,920				
	一部支給	1級	29,325		※ 10月より 4,918,000	※ 10月より 5,298,000	※ 10月より 5,678,000
		2級	23,460				

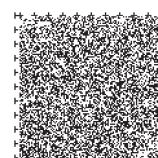
※基準となる所得額の計算方法については各担当へお問い合わせください。



額 お よ び 所 得 限 度 額

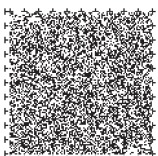
令和 8 年（2026 年）8 月 1 日現在

限度額（円）		配偶者または扶養義務者の所得限度額（円）				
3 人	4 人	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
※ 9 月より 4,898,000	※ 9 月より 5,278,000	※ 9 月より 3,758,000	※ 9 月より 4,138,000	※ 9 月より 4,518,000	※ 9 月より 4,898,000	※ 9 月より 5,278,000
※ 11 月より 4,898,000	※ 11 月より 5,278,000	※ 11 月より 3,758,000	※ 11 月より 4,138,000	※ 11 月より 4,518,000	※ 11 月より 4,898,000	※ 11 月より 5,278,000
4,898,000	5,278,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
4,898,000	5,278,000	3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000
5,736,000	6,116,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
4,898,000	5,278,000					
1,830,000	2,210,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
3,220,000	3,600,000					
※ 10 月より 4,998,000	※ 10 月より 5,378,000					
※ 10 月より 6,058,000	※ 10 月より 6,438,000					
※ 10 月より 4,998,000	※ 10 月より 5,378,000					
※ 10 月より 6,058,000	※ 10 月より 6,438,000					



障 害 者 施

障害の種別		知的障害				視覚障害						聴覚または平衡機能					音声言語	
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4
制度		級（度）																
医療	心身障害者（児）医療費助成		○	○			○	○					○					
	自立支援医療（育成医療）						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	難病等の医療費助成																	
	自立支援医療（精神通院医療）																	
	小児精神病（入院医療費助成）																	
	自立支援医療（更生医療）						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高齢者インフルエンザ・新型コロナ・肺炎球菌・带状疱疹定期予防接種																	
	障害者歯科健康診査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
手当	障害者福祉手当	第 1 種手当	○	○	○		○	○					○					
		第 2 種手当				○			○					○				○
	東京都重度心身障害者手当		△	△			△	△					△					
	特別障害者手当等（国制度）		△	△			△	△					△					
	特別児童扶養手当	重度	○	○			○	○					○					
		中度			△	△			○					○				○
	児童育成手当	障害手当	○	○	○		○	○					○					
		育成手当					○	△					○					
	児童扶養手当		○	○	△	△	○	○	○				○	○				○
年金	障害基礎年金（国民年金）																	
	障害厚生年金（厚生年金）																	
	特別障害給付金																	
日常生活の援助	補装具費（交付・修理等）の支給						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	日常生活用具の給付																	
	住宅設備改善費の給付																	
	居宅介護等（自立支援給付）※																	



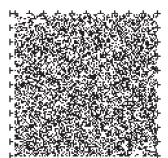
■ この表は、主に区に窓口のある事業について一覧表にしたものですが、必ず本文と合わせて利用してください。

※ 個々の状況を確認し、給付しています。

策 の 一 覧

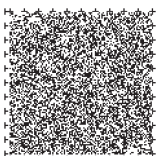
肢体不自由 (上下肢・体幹)						内部障害				脳性まひ	進行性 筋萎縮症	難病	精神障害	年齢制限	所得制限	摘 要	窓 口	本文頁
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4									
○	○					○	○	○					△	65 歳未満	有	本文参照	障害者支援課	46
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					18 歳未満	有	本文参照	保健センター	47
												○				治療費助成	保健センター	47
													△			所得に応じて自己負担あり	保健センター	50
													△	18 歳未満			保健センター	50
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					18 歳以上	有	治療による障害の軽減等	障害者支援課	50
						○								60 歳以上 65 歳未満		本文参照	保健予防課	51
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	20 ～ 70 歳			本文参照	51
○	○					○	○			○	○			20 歳以上	有	月額 15,500 円	障害者支援課	54
		○						○				○	△		有	月額 8,500 円 難病 15,500 円	障害者支援課	54
△	△					△								65 歳未満	有	月額 60,000 円	障害者支援課	55
△	△					△						△	△		有	特別障害者手当 障害児福祉手当	障害者支援課	55
○	○	△				△	△						△	20 歳未満	有	本文参照	子育て応援課	57
		○	△					△					△	20 歳未満	有	本文参照	子育て応援課	57
○	○					○	○			○	○			20 歳未満	有	児童の障害 月額 15,500 円	子育て応援課	57
○	△	△				○	○						△		有	児童の父母の障害 月額 13,500 円	子育て応援課	58
○	○	△	△			△	△	△					△	20 歳未満	有	本文参照	子育て応援課	58
																本文参照	国保医療年金課	59
																本文参照	年金事務所	60
																本文参照	国保医療年金課	60
○	○	○	○	○	○	○		○	○			△			有	義足、補聴器、杖、車いす等	障害者支援課	61
																本文参照	障害者支援課	62
																本文参照	障害者支援課	66
																本文参照	障害者支援課	67

○印はおおむね全部が対象となり、△印は一部のみが対象となっていることを示します。



障 害 者 施

障害の種別		知的障害				視覚障害						聴覚または平衡機能					音声言語	
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4
制度	級（度）																	
日常生活の援助	短期入所（ショートステイ）※																	
	意思疎通支援者の派遣																	
	同行援護（ガイドヘルパー）※					△	△	△	△	△	△							
	移動支援事業（ガイドヘルパー）※																	
	東京都ガイドセンター（ガイドヘルパー派遣）					△	△	△	△	△	△							
	巡回入浴サービス	○	○															
	日中一時支援事業※																	
	雇用施策との連携による 重度障害者等就労支援特別事業※																	
	重度訪問介護利用者の 大学等修学支援事業※																	
	重度脳性麻痺者介護事業																	
	救急代理通報システム																	
	ごみ・資源の各戸収集																	
	ファクシミリ等 による緊急通報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	車いすの貸出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	補助犬の給付					○						○						
	中等度難聴児発達支援事業																	
	中等度難聴者 補聴器購入助成事業																	
	品川区視覚障害者 遠隔サポートシステム					○	○	○	○	○	○							
	重症心身障害児者等 在宅レスパイト・就労等支援事業※																	
	白杖の交付					○	○	○	○	○	○							
	T字杖の交付																	
	訪問理髪・美容サービス																	
	紙おむつなどの支給	△	△	△	△													
	点字図書・ テープ等	声の広報					○	○	○	○	○	○						
		点字録音刊行物 作成配布事業					○	○	○	○	○	○						
		対面朗読					○	○	○	○	○	○						
		自宅配本																
		音訳図書・点字図書・ さわる絵本等の貸出	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○						



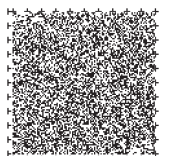
■ この表は、主に区に窓口のある事業について一覧表にしたものですが、必ず本文と合わせて利用してください。

※ 個々の状況を確認し、給付しています。

策 の 一 覧

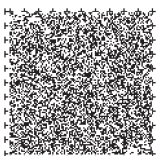
肢体不自由 (上下肢・体幹)						内部障害				脳性まひ	進行性 筋萎縮症	難病	精神障害	年齢制限	所得制限	摘 要	窓 口	本文頁
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4									
																本文参照	障害者支援課	67
																本文参照	障害者支援課	67
																本文参照	障害者支援課	67
																本文参照	障害者支援課	68
																本文参照	障害者支援課	68
○	○															週2回、所得に応じて自己負担	障害者支援課	68
																本文参照	障害者支援課	69
																本文参照	障害者支援課	69
																本文参照	障害者支援課	69
										△				20歳以上			障害者支援課	69
																本文参照	障害者支援課	70
																本文参照	清掃事務所	70
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								障害者支援課	71
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			車いすの必要な方	障害者支援課	71
○	○														有		障害者支援課	72
																本文参照	障害者支援課	72
																本文参照	障害者支援課	72
																本文参照	障害者支援課	73
																本文参照	障害者支援課	73
																	品川区社会福祉協議会	73
△	△	△	△	△	△												品川区社会福祉協議会	73
														有		本文参照	品川区社会福祉協議会	73
△	△	△	△	△	△											本文参照	品川区社会福祉協議会	74
																	本文参照	74
																	本文参照	74
																活字を読むことが困難な障害のある方	図書館	75
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			来館利用が困難な方	図書館	75
△	△	△	△	△	△					△	△	△	△			活字を読むことが困難な障害のある方	図書館	75

○印はおおむね全部が対象となり、△印は一部のみが対象となっていることを示します。



障 害 者 施

障害の種別		知的障害				視覚障害						聴覚または平衡機能					音声言語	
制度	級（度）	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4
税の減免	所得税・住民税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住民税・森林環境税の非課税	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	自動車税・軽自動車税																	
	個人事業税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	相続税																	
	贈与税																	
	関税																	
公共料金などの軽減	JR・私鉄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都営交通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	民営バス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	フェリー旅客運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	航空旅客運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	テレビ受信料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	青い鳥郵便はがき	○	○			○	○					○						
	都立公園等入場料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都立公園駐車場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	区立施設の使用料減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	区営自転車等駐車場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	粗大ごみの廃棄物処理手数料																	
	NTT 電話番号案内の無料利用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○

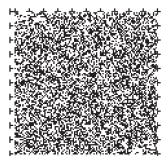


■ この表は、主に区に窓口のある事業について一覧表にしたものですが、必ず本文と合わせて利用してください。

策 の 一 覧

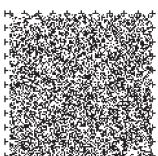
肢体不自由 (上下肢・体幹)						内部障害				脳性まひ	筋萎縮症	進行性	難病	精神障害	年齢制限	所得制限	摘 要	窓 口	本文頁
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4										
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○					本文参照	76
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					税務課	76
																	本文参照	本文参照	77
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		有		品川都税事務所	78
																	本文参照	税務署	78
																	本文参照	税務署	78
																	本文参照	東京税関	79
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									発売窓口	80
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			精神障害については 本文参照	障害者 支援課	81
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					△				障害者 支援課	82
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				発売窓口	83
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				発売窓口	83
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					△		有		障害者 支援課	83
○	○					○	○											各郵便局	84
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				各施設	84
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				各施設	84
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			本文参照	各施設	85
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			本文参照	地域交通 政策課	85
																有	特別児童扶養 手当受給者	本文参照	85
△	△													○				NTT 東日本ふれ あい案内事務局	86

○印はおおむね全部が対象となり、△印は一部のみが対象となっていることを示します。



障 害 者 施

障害の種別		知的障害				視覚障害						聴覚または平衡機能					音声言語		
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	
制度		級（度）																	
タクシー・自動車	タクシー運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付	○	○			○	○												
	福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付（医療型短期入所利用者）※																		
	介護タクシー利用補助券の交付					△	△												
	リフト・寝台付福祉タクシーの運行																		
	有料道路料金	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車運転免許取得費の助成	○	○	○	○								○	○				○	
	自動車改造費の助成																		
	福祉車両の購入・改造費の助成					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	駐車禁止等除外標章の交付	○	○			○	○	○	△				○	○					
住宅	都営住宅																		
	UR賃貸住宅																		
	障害者住宅																		
	障害者住宅あっ旋																		
保育・教育・療育	児童発達支援放課後等デイサービス※																		
	保育園																		
	幼稚園																		
	学校																		



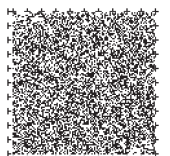
■ この表は、主に区に窓口のある事業について一覧表にしたものですが、必ず本文と合わせて利用してください。

※ 個々の状況を確認し、給付しています。

策 の 一 覧

肢体不自由 (上下肢・体幹)						内部障害				脳性まひ	筋萎縮症	進行性	難病	精神障害	年齢制限	所得制限	摘 要	窓 口	本文頁
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4										
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					△				本文参照	87
△	△	△				○												障害者支援課	87
																	本文参照	障害者支援課	87
△	△	△				△											本文参照	障害者支援課	88
																	車いす利用の方または寝たきり状態の方	障害者支援課	88
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								本文参照 (対象車両等に制限有)	障害者支援課	89
○	○	○	△	△		○	○	○	○						18 歳以上	有	164,800 円まで	障害者支援課	90
△	△														18 歳以上	有	133,900 円まで	障害者支援課	90
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							有	購入 300,000 円 改造 150,000 円	障害者支援課	90
○	△	△	△			○	○	○						△			本文参照	各警察署	91
																	本文参照	本文参照	93
																	本文参照	本文参照	95
																	本文参照	障害者支援課	95
																	本文参照	障害者支援課	95
																	本文参照	障害者支援課	96
																	本文参照	保育施設運営課	96
																	本文参照	保育施設運営課	96
																	本文参照	教育総合支援センター	96

○印はおおむね全部が対象となり、△印は一部のみが対象となっていることを示します。



1 相談の窓口

▼ 障害者（児）の方の各種相談は次の窓口で取り扱っています ▼

障害者支援課

障害者支援係では、公共交通機関の割引証など日常生活の援助について相談に応じています。

障害給付事務係では、医療・手当などの申請・相談に応じています。

相談内容

障害認定事務係では、身体障害者手帳・愛の手帳、更生医療、日常生活用具・補装具などの申請、相談に応じています。

障害者相談支援担当では、ケースワーカーが障害者、障害児に関する相談に応じています。

連絡先▶

・ 障害者支援係	電話 5742-6707	FAX 3775-2000
・ 障害給付事務係	電話 5742-7858	FAX 3775-2000
・ 障害認定事務係	電話 5742-6710	FAX 3775-2000
・ 障害者相談支援担当	電話 5742-6711	FAX 3775-2000

■ 手話通訳を介した窓口相談

毎週、月曜日・水曜日・木曜日午後 1 時～ 4 時、火曜日・金曜日午前 9 時～正午

障害者支援課窓口到手話通訳者を配置して、各種相談に応じます。他の時間帯は、遠隔手話通訳サービスで対応しています。

品川区地域拠点相談支援センター

相談内容

障害者の方で、障害福祉サービスを利用したい方や困っていることなどの相談がありましたら、お住まいの担当窓口にお問い合わせください。

障害福祉サービスの利用が必要な場合は、相談支援事業者を案内し、必要な支援へおつなげします。

■ 品川区旗の台障害児者相談支援センター

旗の台 5-2-2（区立心身障害者福祉会館内） 電話 5750-4995 FAX 3782-3830

担当地域：荏原・小山・小山台・平塚・旗の台・豊町・二葉・中延・西中延・東中延・戸越

主たる対象者：身体・知的・難病

■ 品川区東品川障害者相談支援センター

東品川 3-1-8（福栄会 2 階） 電話 5479-2912 FAX 5479-2938

担当地域：北品川・東品川・南品川・西品川・大崎・上大崎・東五反田・西五反田

主たる対象者：身体・知的・難病

■ 品川区南品川障害児者相談支援センター

南品川 3-7-7（区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内） 電話 5460-5301 FAX 5460-5303

担当地域：大井・東大井・西大井・南大井・勝島・八潮・広町 主たる対象者：身体・知的・難病

■ 品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」

西五反田 2-24-2 電話 5719-3381 FAX 5435-0563

担当地域：区内全域 主たる対象者：精神

■ 品川区発達障害児者相談支援センター

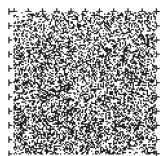
上大崎 1-20-12（区立発達障害者支援施設「ぷらーす」内） 電話 5793-7071 FAX 5793-7149

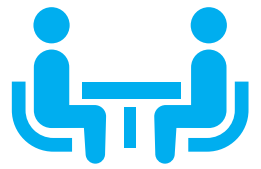
担当地域：区内全域 主たる対象者：身体・知的・精神（主に発達障害の方）

■ 品川区東品川精神障害者相談支援センター「のどか」

東品川 3-1-8 電話 6260-2500 FAX 6260-2501

担当地域：区内全域 主たる対象者：精神





指定特定相談支援事業者

相談内容

障害者の方で、障害福祉サービス（居宅介護や生活介護など）を利用したい場合は、指定特定相談支援事業者により「サービス等利用計画（案）」を作成してもらいます。

■ 品川区旗の台障害児者相談支援センター

旗の台 5-2-2（区立心身障害者福祉会館内） 電話 5750-4995 FAX 3782-3830
主たる対象者：身体・知的・難病

■ 品川区東品川障害者相談支援センター

東品川 3-1-8（福栄会 2 階） 電話 5479-2912 FAX 5479-2938
主たる対象者：身体・知的・難病

■ 品川区南品川障害児者相談支援センター

南品川 3-7-7（区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内） 電話 5460-5301 FAX 5460-5303
主たる対象者：身体・知的・難病

■ 品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」

西五反田 2-24-2 電話 5719-3381 FAX 5435-0563
主たる対象者：精神

■ 品川区発達障害児者相談支援センター

上大崎 1-20-12（区立発達障害者支援施設「ぶらーす」内） 電話 5793-7071 FAX 5793-7149
主たる対象者：身体・知的・精神（主に発達障害の方）

■ 品川区東品川精神障害者相談支援センター「のどか」

東品川 3-1-8 電話 6260-2500 FAX 6260-2501 主たる対象者：精神

■ 相談支援事業所アプリ北品川

北品川 2-18-2 1F 電話 6712-3977 FAX 6712-3978 主たる対象者：知的

■ インクル南品川障害者相談支援センター

南品川 4-11-1 電話 3471-4830 FAX 3472-6152 主たる対象者：身体・知的・精神・難病

■ 福は家相談室品川

西大井 4-10-16-202 電話 6429-8031 FAX 6429-8032 主たる対象者：身体・知的・精神・難病

■ 相談支援事業所スタンドアウト品川

上大崎 2-6-4-106 電話 090-9828-9463 FAX 5795-1588 主たる対象者：身体・知的・精神・難病

■ パーソナルファミリーサポートセンター

西五反田 5-4-5-903 電話 6824-5143 FAX 6824-5148 主たる対象者：身体・知的・精神・難病

■ 相談支援室ちびっこタイム

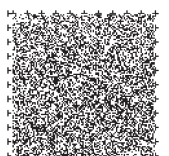
東大井 5-5-13-101 電話 3474-2515 FAX 3474-2516 主たる対象者：知的

■ ラシクラボコネクト東京

東大井 5-7-10 5 階 電話 070-9358-1060 FAX 6260-1729
主たる対象者：身体・知的・精神・難病

1

相談の窓口



1 相談の窓口

指定特定相談支援事業者

相談内容

在宅介護支援センター（介護保険の相談窓口）に相談支援事業所を併設し、障害者相談支援専門員を配置することで、若年、青年期等とは異なる利用者やご家族の状況に、より専門的に支援をしていきます。また、障害福祉サービスから介護保険への円滑な移行や、連携による支援をサポートしていきます。

■ 品川区中延障害者計画相談支援事業所

中延 6-8-8（中延在宅介護支援センター内） 電話 5751-7197 FAX 5751-7198

主な担当地域：中延、東中延、西中延、戸越、平塚、旗の台 3・4・5（6～12、21～28）、豊町、二葉

主たる対象者：身体・知的・難病

■ 品川区東品川障害者計画相談支援事業所

東品川 3-1-5（東品川在宅介護支援センター内） 電話 5479-3011 FAX 5479-3012

主な担当地域：北品川、東品川、南品川 主たる対象者：身体・知的・難病

■ 品川区大井第二障害者計画相談支援事業所

大井 3-15-7（大井第二在宅介護支援センター内） 電話 5743-2950 FAX 5728-9518

主な担当地域：大井、広町、西大井 主たる対象者：身体・知的・難病

■ 品川区西五反田障害者計画相談支援事業所

西五反田 3-6-6（西五反田在宅介護支援センター内） 電話 5436-7488 FAX 5740-6091

主な担当地域：上大崎、東五反田、西五反田、西品川、大崎 主たる対象者：身体・知的・精神・難病

■ 品川区八潮障害者計画相談支援事業所

八潮 5-9-2（八潮在宅介護支援センター内） 電話 5755-9211 FAX 5755-9212

主な担当地域：八潮、南大井、東大井、勝島 主たる対象者：身体・知的・難病

■ 品川区荏原障害者計画相談支援事業所

荏原 2-9-6（荏原在宅介護支援センター内） 電話 5750-3639 FAX 5750-3695

主な担当地域：小山、小山台、荏原、旗の台 1・2・5（1～5、13～20）・6

主たる対象者：身体・知的・難病

指定障害児相談支援事業者

相談内容

障害のあるお子さんが、障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）を利用する前に、適切な支援を利用するための「障害児支援利用計画（案）」の作成を行い、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

■ 品川区旗の台障害児者相談支援センター

旗の台 5-2-2（区立心身障害者福祉会館内） 電話 5750-4995 FAX 3782-3830

■ 品川区南品川障害児者相談支援センター

南品川 3-7-7（区立障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」内） 電話 5460-5301 FAX 5460-5303

■ 品川区発達障害児者相談支援センター

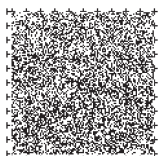
上大崎 1-20-12（区立発達障害者支援施設「ぷらーす」内） 電話 5793-7071 FAX 5793-7149

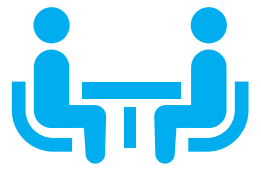
■ 相談支援事業所パルレ

東大井 5-14-20 2階 電話 6712-8233 FAX 6712-8244

■ 相談支援事業所アプリ北品川

北品川 2-18-2 1F 電話 6712-3977 FAX 6712-3978





- 品川区立大原児童発達支援センター
戸越 6-16-1 電話 6426-6103 FAX 6426-6104
- 相談支援事業所えがお
平塚 2-13-7 1 階 電話 6421-6210 FAX 6421-6212
- 福は家相談室品川
西大井 4-10-16-202 電話 6429-8031 FAX 6429-8032
- 相談支援室ちびっこタイム
東大井 5-5-13-101 電話 3474-2515 FAX 3474-2516
- コプラス 相談支援事業部
東五反田 4-9-2 2 階 電話 6426-6688 FAX 6426-6687
- パーソナルファミリーサポートセンター
西五反田 5-4-5-903 電話 6824-5143 FAX 6824-5148
- ラシクラボコネクト東京
東大井 5-7-10 5 階 電話 070-9358-1060 FAX 6260-1729

品川児童学園「子ども発達相談室」

相談内容

発達にご不安、ご心配のある未就学のお子さんについて、適切な支援につなげるための相談窓口です。心理士、言語聴覚士、医師等による専門相談も行っています。

連絡先 ▶

南品川 3-7-7（区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内） 電話 6718-4460 FAX 6718-4465

品川区医療的ケア児地域生活支援促進事業「インクルーシブひろばベル」

相談内容

インクルーシブひろばベルでは、医療的ケアが必要なお子さんの子育て等に関する内容について、看護師や保育士等が専門的な立場から相談に応じています。

連絡先 ▶

インクルーシブひろばベル 戸越 6-16-1（品川区立大原児童発達支援センター 2 階）
電話 6426-6103 FAX 6426-6104

東京都医療的ケア児支援センター

対 象

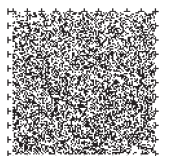
都内在住の医療的ケア児やそのご家族・支援者・市区町村・関係機関等

相談内容

医療的ケアを必要とする方の心身の状況に応じた適切な支援につなげるための相談窓口です。

連絡先 ▶

東京都医療的ケア児支援センター
・ 区部 豊島区南大塚 2-8-1（東京都立大塚病院内） 電話 3941-3221
・ 多摩地域 府中市武蔵台 2-8-29（東京都立小児総合医療センター内） 電話 042-312-8164



1 相談の窓口

保健センター

健康に関する総合相談窓口として、子どもから大人までの各種健康相談、栄養相談、歯科衛生相談などを行っています。

乳幼児の健康相談や発達障害に関する相談、難病に関する相談を行っています。

こころの健康や精神障害に関する相談、情報提供を行っています。保健師、心理相談員などが相談に応じますので、まず、お電話でお問い合わせください。精神障害者のデイケアやご家族のための学習会も行っています。

下記の医療費助成等の申請を受け付けています。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 難病および特殊疾病の医療費助成 | (5) 自立支援医療（精神通院医療） |
| (2) 自立支援医療（育成医療） | (6) 精神障害者保健福祉手帳 |
| (3) 未熟児養育医療 | (7) 小児精神病（入院医療費助成） |
| (4) 小児慢性疾患 | |

連絡先 ▶

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ・品川保健センター 北品川 3-11-22 | 電話 3474-2225 FAX 3474-2034 |
| ・大井保健センター 大井 2-27-20 | 電話 3772-2666 FAX 3772-2570 |
| ・荏原保健センター 荏原 2-9-6 | 電話 3788-7013 FAX 3788-7900 |

教育委員会教育総合支援センター特別支援教育担当

相談内容

就学相談など特別支援教育に関する相談に応じています。

連絡先 ▶

特別支援教育担当 西五反田 6-5-1 教育文化会館 4 階 電話 5740-8202 FAX 3490-2007

教育委員会教育総合支援センター教育相談室

相談内容

教育に関する、悩みや心配事について、電話や来室（予約）により相談ができます。また、必要に応じて他の専門的な機関の情報なども提供しています。

連絡先 ▶

教育相談室 西五反田 6-5-1 教育文化会館 4 階 電話 3490-2006 FAX 3490-2007

品川区社会福祉協議会

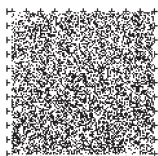
地域福祉を増進するため、住民相互の支えあいのしくみづくりに取り組んでいる民間団体（社会福祉法人）です。

相談内容

- (1) 心身障害者（児）、高齢者、児童などの福祉に関する事業を行っています。
- (2) 生活福祉資金の貸付、小口生活資金の貸付などを行っています。
- (3) 福祉施設、福祉団体等への助成を行っています

連絡先 ▶

大井 1-14-1 大井 1 丁目共同ビル 2 階 電話 5718-7171 FAX 5718-7170
(月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時、土日祝日・年末年始を除く)





品川ボランティアセンター

相談内容

ボランティア活動をしたい方と、求めている方の相談や調整を行っています。安心して活動を進めるための、ボランティア保険も受け付けています。

窓口時間

月～土曜日 午前 9 時～午後 5 時（日曜日・祝日・年末年始を除く）

連絡先 ▶

大井 1-14-1 大井 1 丁目共同ビル 2 階 電話 5718-7172 FAX 5718-0015

品川成年後見センター

相談内容

障害のある方の意思や判断能力に応じて、丁寧な相談を行い、任意後見制度、法定後見制度等の利用のための支援をしています。

連絡先 ▶

大井 1-14-1 大井 1 丁目共同ビル 4 階 電話 5718-7174 FAX 6429-7600

東京都心身障害者福祉センター

相談内容

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具の判定、愛の手帳判定（18 歳以上）、援護の実施者である区市町村への専門的支援等を行っています。また、高次脳機能障害者の支援拠点機関として、高次脳機能障害に関する相談・支援等を行っています。これらに加えて、身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っています。

相談内容

月～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
（ただし、高次脳機能障害専用電話相談は午後 4 時まで）（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

連絡先 ▶

新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12 階～15 階
電話 3235-2946（代表） FAX 3235-2968
電話 3235-2961
電話 3235-2955
※ 電話での相談が難しい場合は FAX 3235-2957 まで

品川公共職業安定所（ハローワーク）

相談内容

障害者の職業相談・紹介、採用後の定着に関する支援および障害者雇用に関する相談、求人受理を行っています。

手話通訳による相談日は事前に問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

※ 初回登録時等障害者手帳を確認する場合がありますので、障害者手帳をお持ちください。

連絡先 ▶

港区芝 5-35-3 2 階 電話 5419-8609（45 番） FAX 3453-1607

品川区児童相談所

相談内容

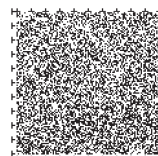
児童（原則 0 ～ 18 歳未満）の福祉に関するあらゆる相談に応じ、各種の専門的な診断・指導を行うとともに愛の手帳の交付、児童福祉施設への入所の相談を受け付けています。

相談内容

平日午前 8 時 30 分～午後 5 時（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）

連絡先 ▶

品川区児童相談所 北品川 3-10-9 電話 6712-8261 FAX 6712-8273



1

相談の窓口

1 相談の窓口

東京都児童相談センター 4152（よいこに）電話相談

相談内容

東京都内に在住または在学の児童（原則 0 ～ 18 歳未満）について、保護者の方からの子育ての悩みや、児童本人からの相談に応じています。

相談時間

平日 午前 9 時～午後 9 時
土・日曜日・祝日 午前 9 時～午後 5 時（年末年始を除く）

連絡先 ▶

児童相談センター 4152（よいこに）電話相談 電話 3366-4152
聴覚言語障害者用 FAX 3366-6036

手をつなぐ あんしん相談

相談内容

知的障害のある人の日常生活や地域での暮らし、対人関係などの相談に応じます。
相談対象の年代は問いません。

相談日時

平日 午前 10 時～午後 4 時

連絡先 ▶

（社福）東京都手をつなぐ育成会 新宿区西新宿 7-8-10 オークラヤビル 2 階
電話 5389-2600 FAX 5389-4090

品川区高次脳機能障害専門相談

対 象

区内在住・在勤の高次脳機能障害のある方または症状の疑いがある方とご家族・関係者

相談内容

高次脳機能障害に関して、自立に向けての相談、手帳の取得など、専任の作業療法士にご相談いただけます。

連絡先 ▶

品川区旗の台障害児者相談支援センター 旗の台 5-2-2（区立心身障害者福祉会館内）電話 5750-4995

東京都障害者福祉会館（福祉相談）

対 象

障害のある方とその関係者

相談内容

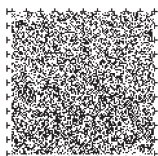
- (1) 肢体、視覚、聴覚、言語、知的等の障害の生活経験を持つ方、またはその家族の方を相談員とする福祉相談（ピアカウンセリング）
- (2) 法律相談

利用方法

てんかん、肝臓障害、自閉症、精神障害、法律相談は電話等による予約制。相談はいつでも午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（法律相談のみ午後 3 時 45 分まで）。障害別の相談日については、連絡先までお問い合わせください

連絡先 ▶

港区芝 5-18-2 電話 3455-6321 FAX 3453-6550





障害者相談員

区長から委託された相談員が、身体に障害のある方や知的障害のある方、精神障害のある方の更生援護の相談に応じています。

秘密は堅く守ります。お近くの相談員にご相談ください。

相談方法 訪問、電話またはファックス

相談日時 随時（訪問の場合は、電話・ファックスで予約）

相談内容 身体に障害のある方や知的障害・精神障害のある方の更生援護に関する相談と必要な指導・助言。いずれも、施設入所、身体障害者手帳・愛の手帳交付申請手続き等、関係各課との連絡調整を行っています。

※ 相談員の任期は2年（令和8年4月1日～令和10年3月31日）です。

連絡先 ▶ 障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

1

相談の窓口

障害者相談員名簿

（任期：2年／令和8年4月1日～令和10年3月31日）

氏名	電話・FAX（兼用）
視覚障害者	
笹原 稔	電話 080-8855-0988 ※ 1
寺島 政博	電話 090-4093-7680 ※ 1
肢体不自由児・者（主として父母などが相談する場合）	
菊地 絵里子	電話 090-5316-2077 ※ 1
武田 澄昌	電話 090-9855-2840 ※ 1
庭田 富美代	電話 090-3433-2566 ※ 1
神田 尚	電話 3472-0020
重症心身障害児・者	
須藤 基子	電話 080-1161-0240 ※ 1
丸山 文子	電話 3471-7939
肢体不自由者（本人）・内部障害者	
久保 しのぶ	電話 3765-4896
横山 馨	電話 080-5880-0458 ※ 1
聴覚障害者	
三輪 雄幸	FAX 3784-9035 ※ 2
三輪 千枝	FAX 3784-9035 ※ 2

氏名	電話・FAX（兼用）
人工肛門・膀胱の方	
横山 行保	電話 090-3513-8534 ※ 1
知的障害者	
島崎 妙子	電話 3799-3670
松田 啓江	電話 6431-8211
佐藤 直子	電話 070-5593-6477 ※ 1
川村 智美	電話 3490-3203
白鳥 由起子	電話 080-3120-9825 ※ 1
徳山 香織	電話 080-8729-4426 ※ 1
石川 たまき	電話 080-5636-7796 ※ 1
堀 とし恵	電話 090-9311-4573 ※ 1
尾下 貴美	電話 3781-2770
精神障害者	
庄田 洋	電話 6768-4797
横田 信子	電話 3782-4952

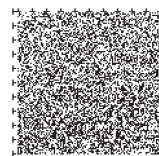
※ 1 は電話専用 ※ 2 は FAX 専用

民生委員・児童委員

区内の各地域に民生委員・児童委員（定数 325 名、主任児童委員 26 名含む）があり、地域の方からの相談を行政などに橋渡しします。

相談内容 各委員は住所によって受持区域が決まっていますので、ご相談がある場合は、連絡先までお問い合わせください。

連絡先 ▶ 福祉計画課 民生委員担当 電話 5742-6708 FAX 5742-6797



2 手帳

障害者・障害児が各種支援を受けるために必要な手帳です。

▼ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。 ▼

身体障害者手帳

内 容

本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づき、身体障害者福祉法に定める障害程度1級～6級に該当すると認定された場合に交付されます。

申請や手続きの際には、それぞれ以下のものをご用意の上、窓口にお越しください。

（※すでに身体障害者手帳をお持ちの方は、必ず手帳をお持ちください。）

1. 新規交付

- ①身体障害者診断書・意見書（指定医師が1年以内に作成したもの）
- ②本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm、正面、上半身、帽子・サングラスの着用は不可、1年以内のもの）
- ③身分証明書類 ④個人番号確認書類

①の様式については区の窓口にあります。また、品川区ホームページからダウンロードができます。

④については、すべての申請に必要となります。

2. 住所変更

〈他区等からの転入〉手帳、③・④

〈区内転居〉手帳、④

〈区外転出〉新たな居住地の区市町村障害福祉担当にご確認ください。

3. 氏名変更

手帳、④

4. 再交付

〈障害程度の変更・追加〉…手帳、①・②・④

〈手帳の破損・紛失〉…②・③・④

5. 返還

ご本人が死亡されたときや、法に定める障害に該当しなくなったときなど。手帳、③（届出する方のもの）・④

※1 本人確認に必要な身分証明書類（以下より1点、もしくは2点の確認書類が必要です。）

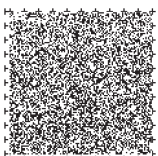
顔写真付きの場合 【1点】	・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート ・特別永住者証明書または在留カード（外国籍の方の場合、いずれかを必ずお持ちください） ・愛の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・官公署が発行した写真付き証明等
顔写真なしの場合 【2点】	・健康保険資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・障害福祉サービス受給者証 ・児童通所受給者証 ・源泉徴収票 ・自立支援医療受給者証 ・その他官公署等の発行書類で適当と認められるもの

※2 個人番号の確認に必要な書類

次のものより1点	・個人番号カード ・個人番号通知カード ・個人番号通知書 ・個人番号の記載がある住民票または住民票記載事項証明書
----------	---

●代理人による申請の場合

- ・委任状（同居のご家族の場合不要） ・本人（申請者）の個人番号確認書類、身分証明書類
- ・代理人の身分証明書類



障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000



愛の手帳

内 容

知的障害者（児）の保護と自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために、東京都が全国に先がけて設けた制度です。

愛の手帳は、本人または保護者の申請に基づいて児童相談所、心身障害者福祉センターが総合判定し、1～4度に該当すると認められた場合に交付されます。判定の予約受付は各窓口にてお電話で承ります。

なお、国の制度としては、療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

■ 新規（都外からの転入を含む）・再判定・更新申請 ※事前に問合せの上、予約してください。

窓 口 ▶

- ・ 18 歳未満 品川区児童相談所
北品川 3-10-9 電話 6712-8261 FAX 6712-8273
- ・ 18 歳以上 東京都心身障害者福祉センター
新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14 階 電話 3235-2961

■ 手帳の住所等変更、再交付、返還

窓 口 ▶

障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000

精神障害者保健福祉手帳

内 容

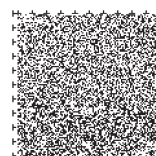
精神障害のため、日常生活や社会生活に支障がある方が申請し、障害の程度により 1 級から 3 級に認定されると交付されます。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

この手帳を持っていることにより、都営交通乗車証の発行などさまざまな支援が受けられ、自立して生活し社会参加するための手助けとなります。

手帳の有効期間は、原則として、2 年間です。

窓 口 ▶

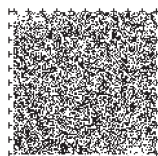
- ・ 品川保健センター 保健事業係 北品川 3-11-22
電話 3474-2225 FAX 3474-2034
- ・ 大井保健センター 保健事業係 大井 2-27-20
電話 3772-2666 FAX 3772-2570
- ・ 荏原保健センター 保健事業係 荏原 2-9-6
電話 3788-7013 FAX 3788-7900



身体障害者障害程度等級表

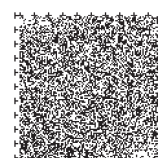
(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級 別		1 級	2 級	3 級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01 以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02 以上0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（Ⅰ / 4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ / 2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04 以上0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
平衡機能の障害 聴覚又は	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢のシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの





4 級	5 級	6 級	7 級
1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	
1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなれば話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの



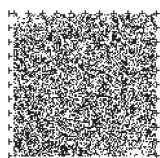
2 手帳

級 別			1 級	2 級	3 級
肢体不自由	体幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

身体障害者障害程度等級表

(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの





4 級	5 級	6 級	7 級
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

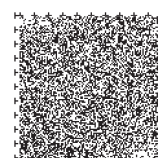
2

手帳

級 別	1 級	2 級	3 級	4 級
若しくは心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう、免疫若しくは肝臓の機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1 級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。
- 3 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



『子ども用車いす』をご存じですか？

子ども用車いすは、病気や障害が理由で、「これがないと移動できない」子どもたちが使用しています。見かけたらそっと見守り、困っている様子があれば声をかけてください。

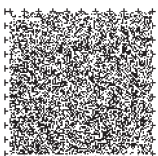
折りたためません

ベビーカーではありません

重量があります



みなさまのご理解、ご配慮をお願いいたします。



3 障害者総合支援法・児童福祉法



障害のある方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービスを提供しています。

■ 障害福祉サービス・障害児通所支援

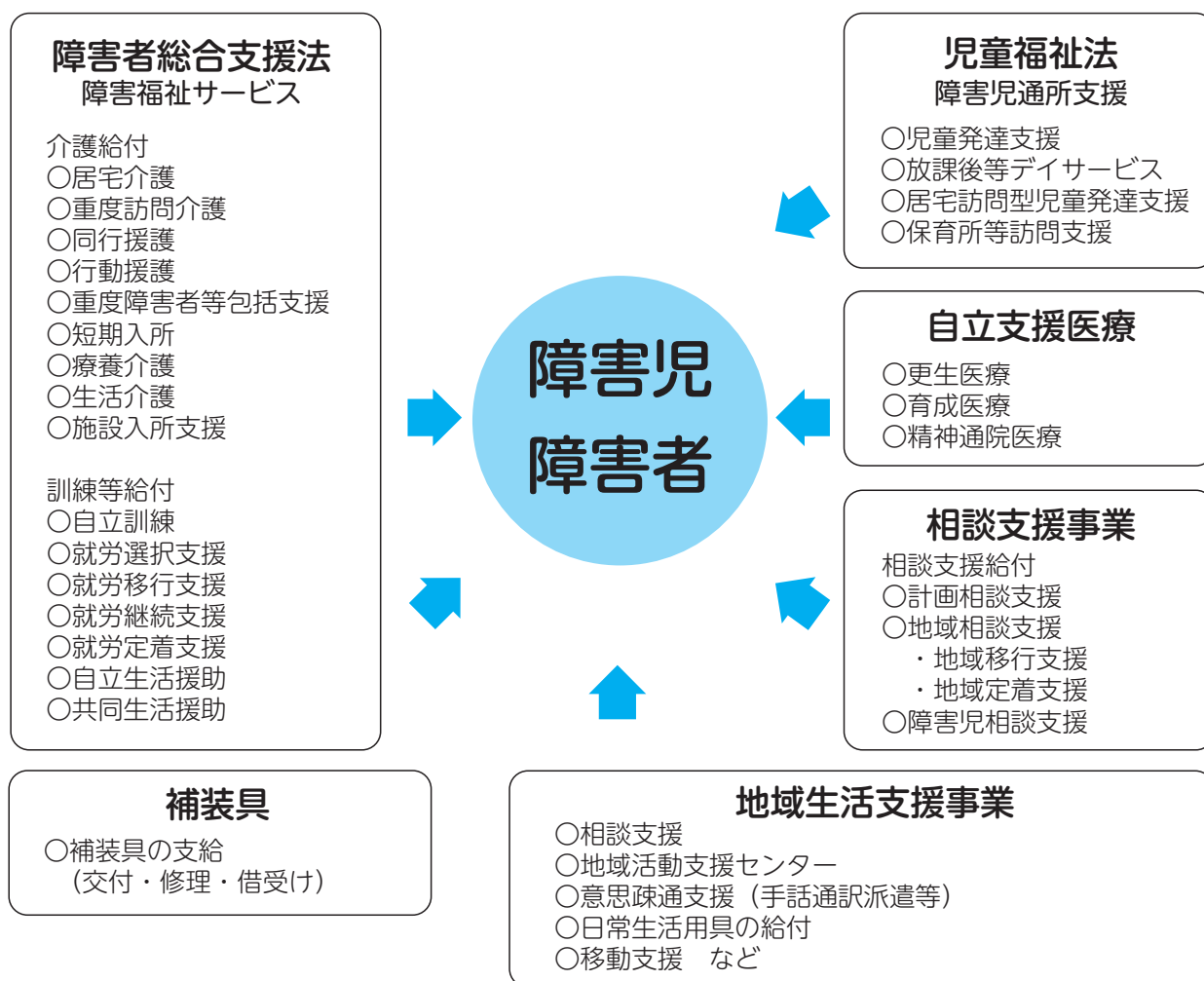
全国一律に提供されるサービスです。さまざまな調査や意見聴取を行い、個々の利用者ごとにサービスの支給内容が決定されます。

■ 地域生活支援事業

区が地域の状況を踏まえて実施するサービスです。サービスによって利用者や対象者が異なります。

■ 計画相談支援・障害児相談支援

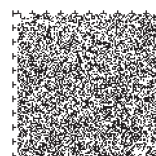
障害福祉サービス・障害児通所支援の申請をした方へ計画相談支援・障害児相談支援が原則として行われます。



3

障害者総合支援法・児童福祉法

障害児入所支援（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）の相談・申請の窓口は、児童相談所となります。



■ 障害の対象となる「難病患者」の方の障害福祉サービスの利用について

障害者総合支援法第4条第1項に定める対象疾病に罹患されている方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、所定の手続きのうえ必要と認められた障害福祉サービスの利用が可能になります。

● 対象となる方

対象疾病（376 疾病〈令和7年4月1日より〉P.37－38 参照）による障害がある方

● 利用できるサービス

障害者（児）については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児通所支援（児童福祉法による）。

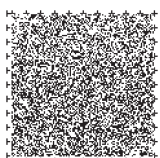
難病についての相談窓口

- 品川保健センター（保健担当） 電話 3474-2903 ～ 4 FAX 3474-2034
- 大井保健センター（保健担当） 電話 3772-2666 FAX 3772-2570
- 荏原保健センター（保健担当） 電話 3788-7016 FAX 3788-7900

問合せ先

サービスの申請窓口

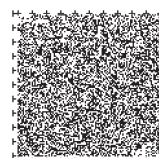
- 障害者支援課障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000





■ 対象疾病一覧

1	アイカルディ症候群	64	環状 20 番染色体症候群	130	コフィン・シリズ症候群
2	アイザックス症候群	65	関節リウマチ	131	コフィン・ローリー症候群
3	IgA 腎症	66	完全大血管転位症	132	混合性結合組織病
4	IgG4 関連疾患	67	眼皮膚白皮症	133	鰓耳腎症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	68	偽性副甲状腺機能低下症	134	再生不良性貧血
6	アジソン病	69	ギャロウェイ・モフト症候群	135	サイトメガロウイルス角膜炎
7	アッシャー症候群	70	急性壊死性脳症	136	再発性多発軟骨炎
8	アトピー性脊髄炎	71	急性網膜壊死	137	左心低形成症候群
9	アペール症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	138	サルコイドシス
10	アミロイドーシス	73	急速進行性糸球体腎炎	139	三尖弁閉鎖症
11	アラジール症候群	74	強直性脊椎炎	140	三頭筋素欠損症
12	アルポート症候群	75	巨細胞性動脈炎	141	CFC 症候群
13	アレキサンダー病	76	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	142	シェーグレン症候群
14	アンジェルマン症候群	77	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	143	色素性乾皮症
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	144	自己食食空胞性ミオパチー
16	イソ吉草酸血症	79	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	145	自己免疫性肝炎
17	一次性ネフローゼ症候群	80	筋萎縮性側索硬化症	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	筋型糖尿病	147	自己免疫性溶血性貧血
19	1p36 欠失症候群	82	筋ジストロフィー	148	四肢形成不全
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クッシング病	149	シトステロール血症
21	遺伝性ジストニア	84	クリオピリン関連周期熱症候群	150	シトリン欠損症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	151	紫斑病性腎炎
23	遺伝性腭炎	86	クルーゾン症候群	152	脂肪萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	グルコーストランスポーター 1 欠損症	153	若年性特発性関節炎
25	ウィーバー症候群	88	グルタル酸血症 1 型	154	若年性肺気腫
26	ウィリアムズ症候群	89	グルタル酸血症 2 型	155	シャルコー・マリー・トゥース病
27	ウィルソン病	90	クロウ・深瀬症候群	156	重症筋無力症
28	ウエスト症候群	91	クローン病	157	修正大血管転位症
29	ウェルナー症候群	92	クロンカイト・カナダ症候群	158	出血性線溶異常症
30	ウォルフラム症候群	93	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症	159	ジュベール症候群関連疾患
31	ウルリッヒ病	94	結節性硬化症	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
32	HTRA1 関連脳小血管病	95	結節性多発動脈炎	161	神経細胞移動異常症
33	HTLV - 1 関連脊髄症	96	血栓性血小板減少性紫斑病	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
34	ATR - X 症候群	97	限局性皮質異形成	163	神経線維腫症
35	ADH 分泌異常症	98	原発性肝外門脈閉塞症	164	神経有棘赤血球症
36	エーラス・ダンロス症候群	99	原発性局所多汗症	165	進行性核上性麻痺
37	エプスタイン症候群	100	原発性硬化性胆管炎	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
38	エプスタイン病	101	原発性高脂血症	167	進行性骨化性線維異形成症
39	エマスエル症候群	102	原発性側索硬化症	168	進行性多巣性白質脳症
40	MECP2 重複症候群	103	原発性胆汁性胆管炎	169	進行性白質脳症
41	LMNB1 関連大脳白質脳症	104	原発性免疫不全症候群	170	進行性ミオクロヌスてんかん
42	遠位型ミオパチー	105	顕微鏡の大腸炎	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
43	円錐角膜	106	顕微鏡的多発血管炎	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
44	黄色靱帯骨化症	107	高 IgD 症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
45	黄斑ジストロフィー	108	好酸球性消化管疾患	174	スタージ・ウェーバー症候群
46	大田原症候群	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
47	オクスピタル・ホーン症候群	110	好酸球性副鼻腔炎	176	スミス・マギニス症候群
48	オスラー病	111	抗糸球体基底膜腎炎	177	スモン
49	カーニー複合	112	後縦靱帯骨化症	178	脆弱 X 症候群
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	113	甲状腺ホルモン不応症	179	脆弱 X 症候群関連疾患
51	潰瘍性大腸炎	114	拘束型心筋症	180	成人発症スチル病
52	下垂体前葉機能低下症	115	高チロシン血症 1 型	181	成長ホルモン分泌亢進症
53	家族性地中海熱	116	高チロシン血症 2 型	182	脊髄空洞症
54	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	117	高チロシン血症 3 型	183	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)
55	家族性良性慢性性天疱瘡	118	後天性赤芽球癆	184	脊髄髄膜瘤
56	カナバン病	119	広範脊柱管狭窄症	185	脊髄性筋萎縮症
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アフネ症候群	120	膠様滴状角膜ジストロフィー	186	セピアペレリン還元酵素 (SR) 欠損症
58	歌舞伎症候群	121	抗リン脂質抗体症候群	187	前眼部形成異常
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	188	全身性エリテマトーデス
60	カルニチン回路異常症	123	コケイン症候群		
61	加齢黄斑変性	124	コステロ症候群		
62	肝型糖尿病	125	骨形成不全症		
63	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	126	骨髄異形成症候群		
		127	骨髄線維症		
		128	ゴナドトロピン分泌亢進症		
		129	5p 欠失症候群		

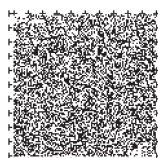


189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群
221	高安静脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV4 異常症
240	TSH 分泌亢進症
241	TNF 受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症

250	特発性多中心性キャッスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11. 2欠失症候群
260	乳児発症 STING 関連血管炎
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳髄黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿毒性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	パッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症
282	PCDH19 関連症候群
283	PURA 関連神経発達異常症
284	非ケトosis型高グリシ血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンD 依存性くる病 / 骨軟化症
291	ビタミンD 抵抗性くる病 / 骨軟化症
292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎
297	肥満低換気症候群
298	表皮水疱症
299	ヒルシュブルング病 (全結腸型又は小腸型)
300	VATER 症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンconi 貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群
307	複合カルボキシルゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)
316	閉塞性細気管支炎
317	β-ケトチオラーゼ欠損症

318	ベーチェット病
319	ベスレミアオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症
321	ヘモクロマトーシス
322	ベリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症
324	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ボルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性脾炎
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠伸てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メーブルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウィルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p 欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症／ゴーハム病
366	リンパ管筋腫症
367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群
375	ロスモンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

※平成27年1月以降に2疾病、7月以降に16疾病、令和元年7月1日以降に1疾病が対象外となりましたが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。





障害福祉サービスの内容

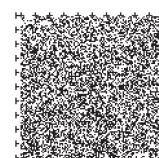
〔自立支援給付〕

- **介護給付** 障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援を提供します。
- **訓練等給付** 障害のある方が地域で生活を行うために、一定期間訓練的支援を提供します。

	サービス名	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事ならびに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時において、同行して移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他外出時に必要な援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	障害者本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労をした人に対し、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者などを定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うほか、利用者からの相談にも随時応じます。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において相談・入浴・排せつ・食事の介護、その他の日常的な援助を行います。
	自立支援医療	従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が統合されたものです。詳しい内容は、47、50 ページに掲載されています。
	補装具	障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ、長時間継続して使用される義肢、装具、車いす等の購入・修理・借受け費の給付を行います。詳しい内容は、61 ページに掲載されています。

3

障害者総合支援法・児童福祉法



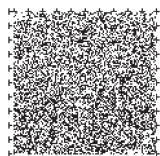
〔障害児通所給付〕

事業名	内 容
児童発達支援 (未就学児)	通所により日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得支援、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス (学齢児)	授業の終了後、または学校の休業日に施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障害のあるお子さんに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得支援、集団生活への適応訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、一般の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

〔地域生活支援事業〕

「地域生活支援事業」は、区市町村が創意工夫し、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することによって、障害者（児）の自立を支援する事業です。

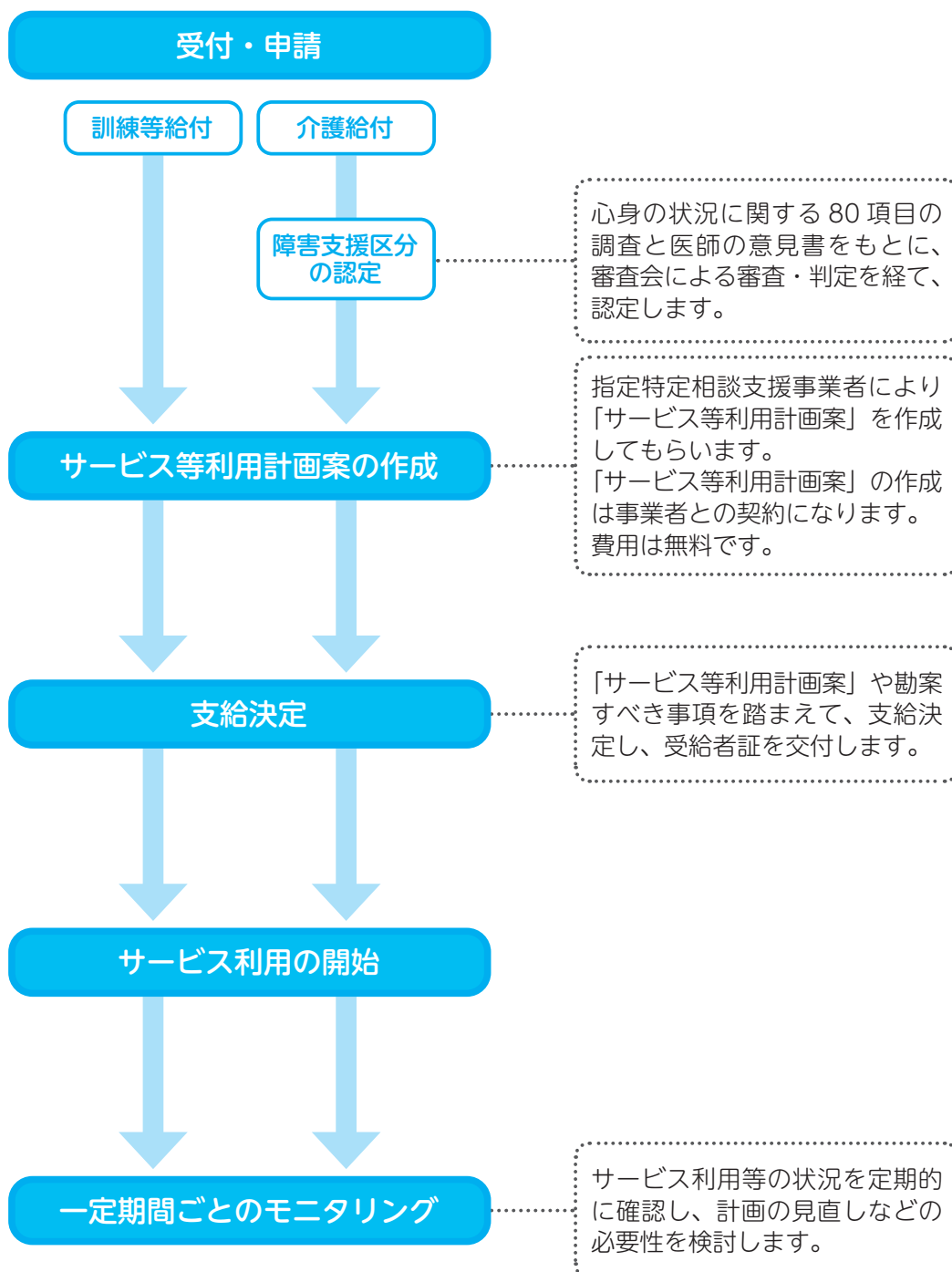
事業名	内 容	管轄・掲載ページ
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための支援を行います。	20
意思疎通支援事業	聴覚障害者等のコミュニケーションの確保と、情報保障のために手話通訳者の派遣や要約筆記者の派遣を行います。	67
日常生活用具の給付等事業	重度の障害者に、補装具以外の機器で、自立生活支援用具等の給付を行います。	62
移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの、外出時の移動を支援します。	68
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に、成年後見制度の利用に要する費用等を支援又は助成することで、成年後見制度の利用を推し進めます。	25
地域活動支援センター機能強化事業	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図ります。	・精神障害者地域生活支援センター ・心身障害者福祉会館 ・障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」
その他の事業	・住宅設備改善費給付事業 ・巡回入浴サービス事業 ・日中一時支援事業 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 ・重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業 ・救急代理通報システム事業 ・自動車運転免許取得助成事業 ・自動車改造費助成事業	66 68 68、69 69 69 70 90 90





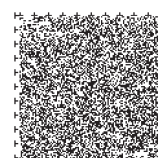
申請から利用までの流れ（障害者の場合）

一般的なサービス利用までの流れは、以下の通りになります。



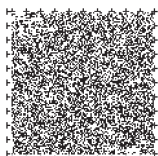
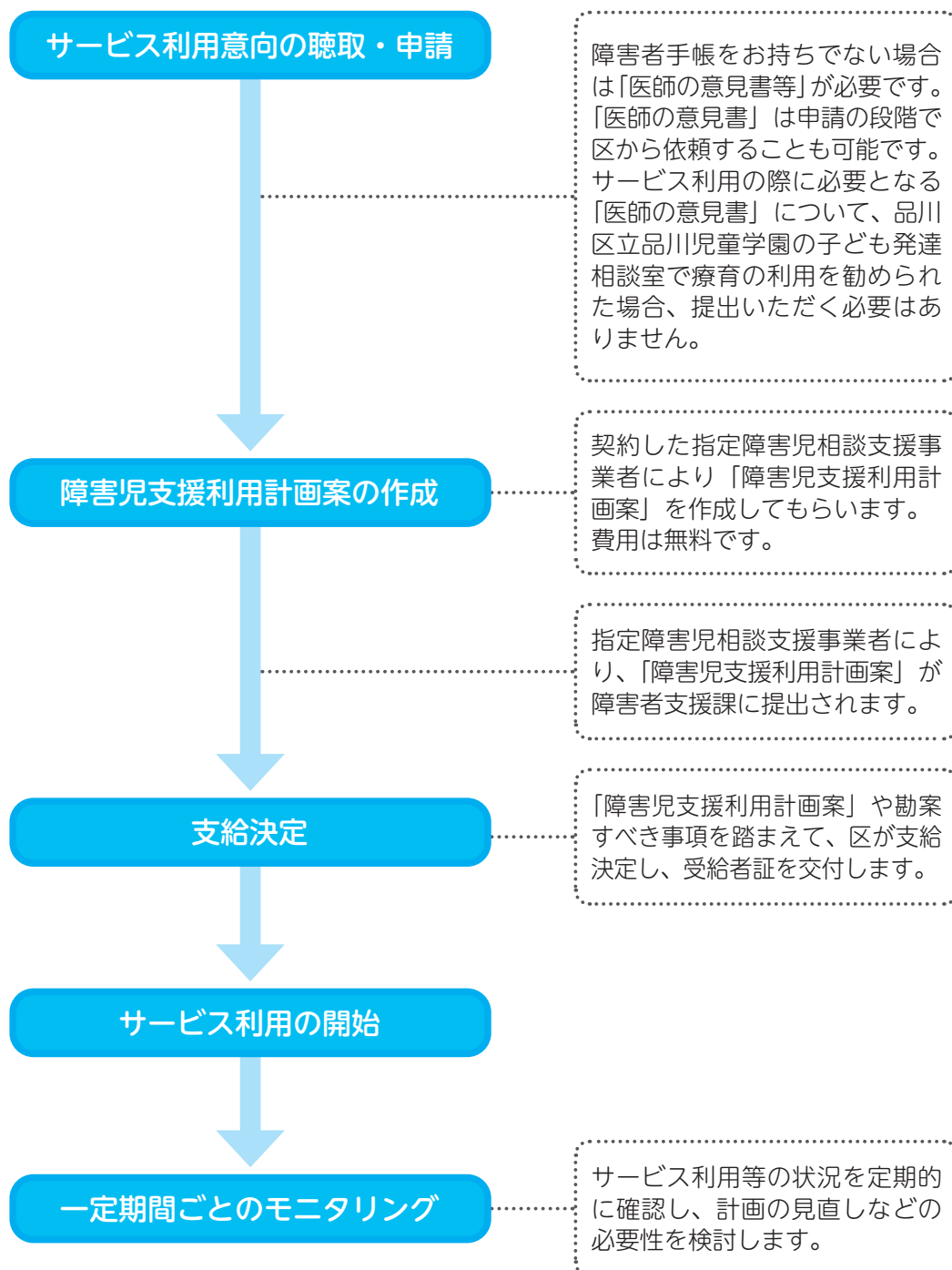
3

障害者総合支援法・児童福祉法



申請から利用までの流れ（障害児の場合）

一般的なサービス利用までの流れは、以下の通りになります。





■ 障害福祉サービスの利用者負担

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。利用者は、所得に応じて下記の負担上限月額まで負担します。利用したサービスにかかった費用の1割相当額の方が負担上限月額よりも低い場合は、1割相当額が負担額になります。

1. 負担上限月額

【負担上限月額表】

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	住民税非課税世帯	
一般 1	住民税課税世帯（所得割 16 万円（障害児にあっては 28 万円）未満の者に限り、20 歳以上の施設等入所者・グループホーム利用者を除く。）	【施設等入所者以外】 障害者 9,300 円 障害児 4,600 円 【20 歳未満の施設入所者】 9,300 円
一般 2	住民税課税世帯（一般 1 に該当する者を除く。）	37,200 円

● 所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者（施設に入所する 18・19 歳を除く）	障害のある方と配偶者
障害児（施設に入所する 18・19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

2. 医療型障害児入所施設（20 歳未満）の負担減免

医療型入所施設や療養介護を利用する方は、所得に応じた負担上限額を超える額が減免されます。

3. 個別減免（低所得の方）

療養介護を利用する方は、負担上限額を超える額が減免されます。

4. 高額障害福祉サービス等給付費

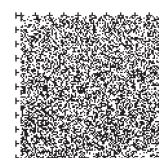
同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合、補装具に係る利用者負担がある場合は、軽減前の負担上限月額を超えて支払った分を、高額障害福祉サービス等給付費として、後から償還払い方式により支給します。

5. 補足給付

入所施設（20 歳以上）を利用する場合、生活保護、低所得の方は、一定額が手元に残るよう、食費・光熱水費が軽減されます。

入所施設（20 歳未満）を利用する場合、負担上限月額に応じて、一定額が手元に残るよう、食費・光熱水費が軽減されます。

グループホームの利用者（生活保護・低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者 1 人あたり、月額 1 万円を上限に補足給付があります。



6. 食費実費負担の軽減

通所施設を利用する場合、生活保護、低所得、一般 1（グループホーム利用者（所得割 16 万円未満）を含む）の世帯の方には、食費実費（食材料費）、負担額が軽減されます。

7. 生活保護への移行防止策

さまざまな軽減措置を行っても、定率負担や食費等の負担により生活保護の対象となってしまう場合には、対象とならない額まで負担上限月額を引き下げや食費実費負担の軽減を行います。

8. ホームヘルプ※利用者負担軽減【品川区独自の制度】

ホームヘルプ※利用者について、住民税課税世帯（所得割 16 万円未満（障害児の場合は所得割 28 万円未満））であれば、利用者負担が 3%に軽減されます。

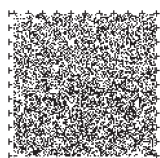
※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、雇用施策との連携による重度障害者就労支援特別事業、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

9. 障害児入所施設の利用者負担軽減

就学前の障害児への支援として、満 3 歳になって最初の 4 月から小学校に入学するまでの 3 年間は、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設のサービスの利用者負担が無料となります。

10. 障害児通所施設の利用者負担の無償化

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、日中一時支援事業を利用するすべての障害児の利用者負担を令和 7 年 4 月より無償化しました。





介護保険と障害者施策について

介護保険制度とは、高齢者などの介護を社会全体で支えることを目的として、要介護状態に応じて必要なサービスを自分で選んで利用する制度です。

※ 介護保険と障害福祉サービス等とで共通するサービスは、介護保険が優先されます。

介護保険のサービスを受けられる方

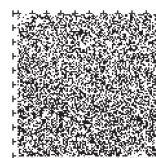
65 歳以上の方 (第 1 号被保険者) ※ 65 歳の誕生日の前日から	寝たきり、認知症などで介護を必要とする状態（要介護状態）になったときや、家事や身じたくなど日常生活に支援が必要な状態になったときに、介護保険のサービスを受けられます。
40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している方 (第 2 号被保険者) ※ 40 歳の誕生日の前日から	初老期の認知症、脳血管障害など老化を原因とする特定疾病によって介護や日常生活の支援が必要になったときに、介護保険のサービスが受けられます。 ※特定疾病は、下記の事項をご参照ください

特定疾病とは次の 16 疾病が定められています。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| (1) 筋萎縮性側索硬化症 | (10) 脳血管疾患（外傷性を除く） |
| (2) 後縦靱帯骨化症 | (11) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 |
| (3) 骨折を伴う骨粗しょう症 | (12) 閉塞性動脈硬化症 |
| (4) 多系統萎縮症 | (13) 関節リウマチ |
| (5) 初老期における認知症 | (14) 慢性閉塞性肺疾患 |
| (6) 脊髄小脳変性症 | (15) 両側の膝関節または股関節の著しい変形を
伴う変形性関節症 |
| (7) 脊柱管狭窄症 | (16) がん末期 |
| (8) 早老症 | |
| (9) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | |



高齢者福祉課（高齢者支援第一・二係） 電話 5742-6729・6730 FAX 5742-6881



▼ 医療費の負担を軽くするため、保険の自己負担分を一部助成します。 ▼

心身障害者（児）医療費助成（○障＝マル障）

身 知 精 児

1～3のすべてにあてはまる方

1. 東京都内に住所を有している

（施設入所者については、介護給付費が都内区市町村から支給されていること、または障害児施設給付費が東京都から支給されていること。）

2. 次の程度の障害を有する

- ・ 身体障害者手帳 1・2 級
（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫の機能障害者は 1～3 級）
- ・ 愛の手帳 1・2 度の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

対 象

3. 国民健康保険の加入者または健康保険の加入者

ただし、下記に該当する方は助成を受けられません。

- （1）生活保護、中国残留邦人等支援給付を受けている方
- （2）公費により医療費が賄われている施設に入所している方
- （3）障害者本人などの所得が所得制限を超えている方
- （4）健康保険未加入の方
- （5）65 歳以上で新たに障害者手帳を取得した方
- （6）65 歳に達する日の前日までにマル障の申請を行わなかった方（東京都内に住所がなかった、生活保護を受けていた、などのために 65 歳前にマル障の申請を行うことができなかった方を除く）
- （7）後期高齢者医療制度に加入し、住民税が課税されている方

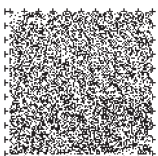
助成内容

医療保険を使って、病院、診療所で診察・投薬を受けたときに、窓口で支払う自己負担分の一部又は全額が助成されます。

（保険のきかない医療費、入院時の食事代、差額ベッド代等は助成されません。）

窓 口 ▶

障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000





自立支援医療（育成医療）

身児

対 象

18歳未満で、下記の障害や病気を患っている方。またはこれをそのままにしておくと体に障害が残るおそれのある方で、入院を前提とした手術などによって障害の改善が見込まれる方。（一部の障害・病気では、入院しない場合でも対象となります。）ただし住民税（所得割額）23万5千円以上の方は原則として対象外となります。

【対象となる障害や病気】

1. 肢体不自由
2. 視覚障害
3. 聴覚・平衡機能障害
4. 音声・言語・そしゃく機能の障害
5. 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または肝臓機能障害（内臓機能障害については、手術による治療のみ対象）
6. 先天性内臓障害
7. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

助成内容

医療保険を使って治療した場合の自己負担3割相当分について助成されますが、1割相当分については医療機関にお支払いいただきます。ただし保護者の住民税（所得割額）および患者の障害等により負担上限額が設定されています。

窓 口 ▶

- ・ 品川保健センター 電話 3474-2225 FAX 3474-2034
- ・ 大井保健センター 電話 3772-2666 FAX 3772-2570
- ・ 荏原保健センター 電話 3788-7013 FAX 3788-7900

難病等の医療費助成

難

難病および特殊医療を受けている方の医療費を助成する制度です。

対 象

国や東京都が指定した難病（P.48-49 参照）にかかっている治療を受けている方、人工透析を受けている方、先天性血液凝固因子欠乏症等にかかっている方で、医療費助成の認定基準を満たしている方。

助成内容

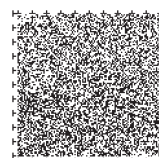
難病・特殊医療にかかる診療・調剤等について、窓口で支払う自己負担分の一部または全部を助成します。

窓 口 ▶

- ・ 品川保健センター 電話 3474-2225 FAX 3474-2034
- ・ 大井保健センター 電話 3772-2666 FAX 3772-2570
- ・ 荏原保健センター 電話 3788-7013 FAX 3788-7900
- ・ 保健予防課 電話 5742-7846 FAX 5742-6013

4

医
療



指定された病気について（★は都単独事業）

令和 8 年 4 月 1 日現在

■ 特殊疾病

- ・ 人工透析を必要とする腎不全
- ・ 先天性血液凝固因子欠乏症等

■ 国の特定疾患治療研究事業による医療費助成対象病

- ・ スモン
- ・ プリオン病
(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)

■ 難病医療費等助成対象疾病

ア行

- ・ アイカルディ症候群
- ・ アイザックス症候群
- ・ 亜急性硬化性全脳炎
- ・ 悪性関節リウマチ
- ・ 悪性高血圧★
- ・ アジソン病
- ・ アッシュャー症候群
- ・ アトピー性脊髄炎
- ・ アペール症候群
- ・ アラジール症候群
- ・ アルポート症候群
- ・ アレキサンダー病
- ・ アンジェルマン症候群
- ・ アントレービクスラ症候群
- ・ イソ吉草酸血症
- ・ 一次性ネフローゼ症候群
- ・ 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
- ・ 遺伝性自己炎症疾患
- ・ 遺伝性ジストニア
- ・ 遺伝性周期性四肢麻痺
- ・ 遺伝性脾炎
- ・ 遺伝性鉄芽球性貧血
- ・ 遺伝性 QT 延長症候群★
- ・ ウィーバー症候群
- ・ ウィリアムズ症候群
- ・ ウィルソン病
- ・ ウエスト症候群
- ・ ウェルナー症候群
- ・ ウォルフラム症候群
- ・ ウルリッヒ病
- ・ エーラスダングロス症候群
- ・ エプスタイン症候群
- ・ エプスタイン病
- ・ エマヌエル症候群
- ・ 遠位型ミオパチー
- ・ 黄色靱帯骨化症
- ・ 黄斑ジストロフィー
- ・ 大田原症候群
- ・ オクシピタル・ホーン症候群
- ・ オスラー病

カ行

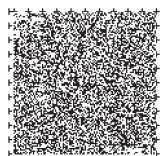
- ・ カーニー複合
- ・ 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
- ・ 潰瘍性大腸炎
- ・ 下垂体性 ADH 分泌異常症
- ・ 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
- ・ 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
- ・ 下垂体性 TSH 分泌亢進症
- ・ 下垂体性 PRL 分泌亢進症

- ・ 下垂体前葉機能低下症
- ・ 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
- ・ 家族性地中海熱
- ・ 家族性低βリポタンパク血症 1（ホモ接合体）
- ・ 家族性良性慢性天疱瘡
- ・ カナバン病
- ・ 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
- ・ 歌舞伎症候群
- ・ ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
- ・ カルニチン回路異常症
- ・ 肝型糖原病
- ・ 間質性膀胱炎（ハンナ型）
- ・ 環状 20 番染色体症候群
- ・ 完全大血管転位症
- ・ 肝内結石症★
- ・ 眼皮膚白皮症
- ・ 偽性副甲状腺機能低下症
- ・ ギャロウェイ・モフト症候群
- ・ 球脊髄性筋萎縮症
- ・ 急速進行性糸球体腎炎
- ・ 強直性脊椎炎
- ・ 巨細胞性動脈炎
- ・ 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
- ・ 巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
- ・ 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
- ・ 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ 筋型糖原病
- ・ 筋ジストロフィー
- ・ クッシング病
- ・ クリオピリン関連周期熱症候群
- ・ クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
- ・ フルーゾン症候群
- ・ グルコーストランスポーター 1 欠損症
- ・ グルタル酸血症 1 型
- ・ グルタル酸血症 2 型
- ・ クロウ・深瀬症候群
- ・ クローン病
- ・ クロンカイト・カナダ症候群
- ・ 痙攣重積型（二相性）急性脳症
- ・ 結節性硬化症
- ・ 結節性多発動脈炎
- ・ 血栓性血小板減少性紫斑病
- ・ 限局性皮質異形成
- ・ 原発性肝外門脈閉塞症
- ・ 原発性高カイロミクロン血症
- ・ 原発性硬化性胆管炎
- ・ 原発性抗リン脂質抗体症候群
- ・ 原発性骨髄線維症★
- ・ 原発性側索硬化症
- ・ 原発性胆汁性胆管炎
- ・ 原発性免疫不全症候群
- ・ 顕微鏡的多発血管炎
- ・ 高 IgD 症候群
- ・ 好酸球性消化管疾患
- ・ 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
- ・ 好酸球性副鼻腔炎
- ・ 抗糸球体基底膜腎炎
- ・ 後縦帯骨化症
- ・ 甲状腺ホルモン不応症
- ・ 拘束型心筋症
- ・ 高チロシン血症 1 型
- ・ 高チロシン血症 2 型
- ・ 高チロシン血症 3 型
- ・ 後天性赤芽球癆

- ・ 広範脊柱管狭窄症
- ・ 膠様滴状角膜ジストロフィー
- ・ 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
- ・ コケイン症候群
- ・ コステロ症候群
- ・ 骨形成不全症
- ・ 古典的特発性好酸球增多症候群★
- ・ コフィン・シリス症候群
- ・ コフィン・ローリー症候群
- ・ 混合性結合組織病

サ行

- ・ 鰓耳腎症候群
- ・ 再生不良性貧血
- ・ 再発性多発軟骨炎
- ・ 左心低形成症候群
- ・ サルコイドーシス
- ・ 三尖弁閉鎖症
- ・ 三頭筋酵素欠損症
- ・ シェーグレン症候群
- ・ 色素性乾皮症
- ・ 自己食空腔性ミオパチー
- ・ 自己免疫性肝炎
- ・ 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
- ・ 自己免疫性溶血性貧血
- ・ シトステロール血症
- ・ シトリン欠損症
- ・ 紫斑病性腎炎
- ・ 脂肪萎縮症
- ・ 若年性特発性関節炎
- ・ 若年発症型両側性感音難聴
- ・ シャルコー・マリー・トゥース病
- ・ 重症筋無力症
- ・ 修正大血管転位症
- ・ 出血性線溶異常症
- ・ ジュベール症候群関連疾患
- ・ シュワルツ・ヤンペル症候群
- ・ 神経細胞移動異常症
- ・ 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
- ・ 神経線維腫症
- ・ 神経有棘赤血球症
- ・ 進行性核上性麻痺
- ・ 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
- ・ 進行性骨化性線維異形成症
- ・ 進行性多巣性白質脳症
- ・ 進行性白質脳症
- ・ 進行性ミオクローヌスてんかん
- ・ 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
- ・ 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
- ・ 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
- ・ スタージ・ウェーバー症候群
- ・ スティーヴンス・ジョンソン症候群
- ・ スミス・マギニス症候群
- ・ 脆弱 X 症候群
- ・ 脆弱 X 症候群関連疾患
- ・ 成人発症スチル病
- ・ 脊髄空洞症
- ・ 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）
- ・ 脊髄髄膜瘤
- ・ 脊髄性筋萎縮症
- ・ セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
- ・ 前眼部形成異常
- ・ 全身性アミロイドーシス
- ・ 全身性エリテマトーデス
- ・ 全身性強皮症





- ・先天異常症候群
- ・先天性横隔膜ヘルニア
- ・先天性核上性球麻痺
- ・先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
- ・先天性魚鱗癬
- ・先天性筋無力症候群
- ・先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
- ・先天性三尖弁狭窄症
- ・先天性腎性尿崩症
- ・先天性赤血球形成異常性貧血
- ・先天性僧帽弁狭窄症
- ・先天性大脳白質形成不全症
- ・先天性肺静脈狭窄症
- ・先天性副腎低形成症
- ・先天性副腎皮質酵素欠損症
- ・先天性ミオパチー
- ・先天性無痛無汗症
- ・先天性葉酸吸収不全
- ・前頭側頭葉変性症
- ・線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む）
- ・早期ミオクロニー脳症
- ・総動脈幹遺残症
- ・総排泄腔外反症
- ・総排泄腔遺残
- ・ソトス症候群

タ行

- ・ダイヤモンド・ブラックファン貧血
- ・第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
- ・大脳皮質基底核変性症
- ・大理石骨病
- ・高安動脈炎
- ・多系統萎縮症
- ・タナトフォリック骨異形成症
- ・多発血管炎性肉芽腫症
- ・多発性硬化症／視神経脊髄炎
- ・多発性嚢胞腎
- ・多脾症候群
- ・タンジール病
- ・単心室症
- ・弾性線維性仮性黄色腫
- ・胆道閉鎖症
- ・遅発性内リンパ水腫
- ・チャージ症候群
- ・中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
- ・中毒性表皮壊死症
- ・腸管神経節細胞減少症
- ・低ホスファターゼ症
- ・天疱瘡
- ・特発性拡張型心筋症
- ・特発性間質性肺炎
- ・特発性基底核石灰化症
- ・特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）
- ・特発性後天性全身性無汗症
- ・特発性大腿骨頭壊死症
- ・特発性多中心性キャスルマン病
- ・特発性門脈圧亢進症
- ・ドラベ症候群

ナ行

- ・中條・西村症候群
- ・那須・ハコラ病
- ・軟骨無形成症
- ・難治頻回部分発作重積型急性脳炎
- ・乳児発症 STING 関連血管炎
- ・乳幼児肝巨大血管腫
- ・尿素サイクル異常症

- ・ヌーナン症候群
- ・ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症
- ・ネフロン癆
- ・脳クレアチン欠乏症候群
- ・脳髄黄色腫症
- ・脳内鉄沈着神経変性症
- ・脳表ヘモジデリン沈着症
- ・膿疱性乾癬（汎発型）
- ・嚢胞性線維症

ハ行

- ・パーキンソン病
- ・バージャー病
- ・肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
- ・肺動脈性肺高血圧症
- ・肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
- ・肺胞低換気症候群
- ・ハッチンソン・ギルフォード症候群
- ・バッド・キアリ症候群
- ・ハンチントン病
- ・非ケトーシス型高グリシニン血症
- ・肥厚性皮膚骨膜炎
- ・非ジストロフィー性ミオトニー症候群
- ・皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
- ・肥大型心筋症
- ・ビタミン D 依存性くる病／骨軟化症
- ・ビタミン D 抵抗性くる病／骨軟化症
- ・左肺動脈右肺動脈起始症
- ・ビッカースタッフ脳幹脳炎
- ・非典型溶血性尿毒症症候群
- ・非特異性多発性小腸潰瘍症
- ・皮膚筋炎／多発性筋炎
- ・びまん性汎細気管支炎★
- ・表皮水疱症
- ・ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）
- ・ファイファー症候群
- ・ファロー四徴症
- ・ファンconi貧血
- ・封入体筋炎
- ・フェニルケトン尿症
- ・副甲状腺機能低下症
- ・複合カルボキシラーゼ欠損症
- ・副腎白質ジストロフィー
- ・副腎皮質刺激ホルモン不応症
- ・プラウ症候群
- ・プラダー・ウィリ症候群
- ・プリオン病
- ・プロピオン酸血症
- ・閉塞性細気管支炎
- ・ベーチェット病
- ・ベスレムミオパチー
- ・ペリー病
- ・ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く）
- ・片側巨脳症
- ・片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
- ・芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
- ・発作性夜間ヘモグロビン尿症
- ・母斑症★（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェバー症候群を除く）
- ・ホモシスチン尿症
- ・ポルフィリン症

マ行

- ・マリネスコ・シェーグレン症候群
- ・マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群

- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
- ・慢性血栓塞栓性肺高血圧症
- ・慢性再発性多発性骨髄炎
- ・慢性特発性偽性腸閉塞症
- ・ミオクロニー欠伸てんかん
- ・ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
- ・ミトコンドリア病
- ・無虹彩症
- ・無脾症候群
- ・無βリポタンパク血症
- ・メープルシロップ尿症
- ・メチルグルタコン酸尿症
- ・メチルマロン酸血症
- ・メビウス症候群
- ・免疫性血小板減少症
- ・メンケス病
- ・網膜色素変性症
- ・網膜脈絡膜萎縮症★
- ・もやもや病
- ・モワット・ウィルソン症候群

ヤ行

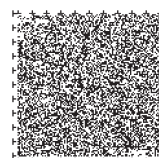
- ・ヤング・シンブソン症候群
- ・遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん

ラ行

- ・ライソゾーム病
- ・ラスムッセン脳炎
- ・ランドウ・クレフナー症候群
- ・リジン尿性蛋白不耐症
- ・両大血管室室起始症
- ・リンパ管腫症／ゴーム病
- ・リンパ管筋腫症
- ・類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）
- ・ルビンシュタイン・ティビ症候群
- ・レーベル遺伝性視神経症
- ・レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
- ・レット症候群
- ・レノックス・ガストー症候群
- ・ロウ症候群
- ・ロスマンド・トムソン症候群
- ・肋骨異常を伴う先天性側弯症

数字・アルファベット

- ・1p36 欠失症候群
- ・22q11.2 欠失症候群
- ・4p 欠失症候群
- ・5p 欠失症候群
- ・α 1-アンチトリプシン欠乏症
- ・β-ケトチオラーゼ欠損症
- ・ATR-X 症候群
- ・CFC 症候群
- ・HTLV-1 関連脊髄症
- ・HTRA1 関連脳小血管病
- ・IgA 腎症
- ・IgG4 関連疾患
- ・LMNB1 関連大脳白質脳症
- ・MECP2 重複症候群
- ・PCDH19 関連症候群
- ・PURA 関連神経発達異常症
- ・VATER 症候群
- ・TNF 受容体関連周期性症候群
- ・TRPV4 異常症



4 医療

自立支援医療（精神通院医療）

精児

対 象 精神疾患を有し、通院している方（年齢制限はありません。）

給付内容 精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して行われる通院医療費が助成されます。（原則として医療費の1割の自己負担。世帯の所得・疾患等に応じてひと月あたりの負担に上限額があります。）

窓 □ ▶

- ・ 品川保健センター 電話 3474-2225 FAX 3474-2034
- ・ 大井保健センター 電話 3772-2666 FAX 3772-2570
- ・ 荏原保健センター 電話 3788-7013 FAX 3788-7900

小児精神病（入院医療費助成）

精児

対 象 小児精神病のため精神科等に入院治療を必要とする18歳未満の方

給付内容 小児精神病のため入院治療を受けた場合に、各種保険を適用し、高額医療費の支給を受けただえでの自己負担のうち食事代を除いた額が助成されます。

窓 □ ▶

- ・ 品川保健センター 電話 3474-2225 FAX 3474-2034
- ・ 大井保健センター 電話 3772-2666 FAX 3772-2570
- ・ 荏原保健センター 電話 3788-7013 FAX 3788-7900

自立支援医療（更生医療）

身

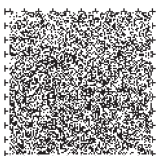
対 象 身体障害者手帳を持っている18歳以上の方

障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、障害の進行を防いだりする医療費の本人負担分を給付します。

給付内容 （原則として医療費の1割の自己負担。ただし世帯の所得に応じてひと月あたりの負担に上限額があります。また、所得制限により該当しない場合があります。）
※ 障害部位により、東京都心身障害者福祉センターで判定を受ける必要があります。

窓 □ ▶

障害者支援課 障害認定事務係
電話 5742-6710 FAX 3775-2000





高齢者インフルエンザ・新型コロナ・肺炎球菌・带状疱疹定期予防接種

対象・内容

60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能または免疫の機能に障害を有する方（障害者等級1級該当者）でインフルエンザ・新型コロナ・肺炎球菌の予防接種を希望される方は、予防接種が受けられます。また、带状疱疹の予防接種は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方（障害者等級1級該当者）のみが対象です。
※肺炎球菌・带状疱疹は、1度も接種を受けたことがない方が対象です

窓口▶

保健予防課 予防接種担当 電話 5742-9152 FAX 5742-6013

後期高齢者医療制度への加入

65歳～74歳で一定の障害がある方は、申請を行い、一定の障害があると東京都後期高齢者医療広域連合に認定された日から後期高齢者医療制度に加入することができます。申請には障害の状態を明らかにする書類が必要です。障害の認定を受けて被保険者となった方は、それまで加入していた医療保険からの脱退手続きをおこなってください。

4

医療

対象・内容

障害の状態を明らかにする書類の例	「一定の障害」の状態
身体障害者手帳	1級から3級または4級の一部※
東京都愛の手帳（療育手帳）	1度または2度
精神障害者保健福祉手帳	1級または2級
国民年金の年金証書	障害年金1級または2級

※4級の一部とは、「下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）」、「下肢障害4級3号（一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）」、「下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）」、「音声・言語機能障害」です。

障害の認定を受けて被保険者となった方は、75歳の誕生日の前日まで、いつでも将来に向かって申請を撤回（後期高齢者医療制度からの脱退）して他の医療保険に加入することができます。ただし、過去にさかのぼって認定を受けたり撤回することはできません。

詳しくは、現在加入している健康保険の団体および国保医療年金課高齢者医療係へお問い合わせください。

窓口▶

国保医療年金課 高齢者医療係 電話 5742-6736 FAX 5742-6741

障害者歯科健康診査

身 知 精

対 象

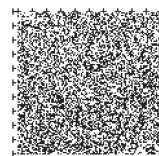
障害のある方への無料の歯科健診を実施しています。

給付内容

年度内（4月から翌年3月まで）に20～70歳になる区民で、身体障害者手帳・愛の手帳（東京都療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方は、むし歯や歯周病などの健康診査を年1回、無料で受診できます。
希望する方は、歯科医師会へお問い合わせください。

窓口▶

・健康課 電話 5742-6743 FAX 5742-6883
・品川歯科医師会 電話 3492-2535 FAX 3493-5056
・荏原歯科医師会 電話 3785-4129 FAX 3783-1948



産科医療補償制度（脳性まひのお子様向け）

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

対 象

補償対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象になります)			補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに 出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合	総額 3,000万円
	在胎週数が 32週以上 で出生体重が 1,400g以上 、 または 在胎週数が 28週以上 で 所定の要件を満たすこと	在胎週数が 28週以上 であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

申請期間

補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

窓 口

(公財) 日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター 電話 0120-330-637
受付時間 9:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）
産科医療補償制度ホームページ <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

産科医療特別給付事業

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的としています。

対 象

給付の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象になります)			給付内容
①	2009年1月1日から 2014年12月31日までに 出生したお子様の場合	2015年1月1日から 2021年12月31日までに 出生したお子様の場合	1,200 万円 (一括)
	在胎週数が 28週以上33週未満 であること または 在胎週数が 33週以上かつ 2,000g 未満 であること	在胎週数が 28週以上32週未満 であること または 在胎週数が 32週以上かつ 1,400g 未満 であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級 1 または 2 級相当の脳性まひであること		

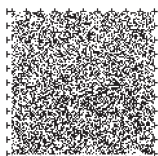
※ 給付申請ができる期間は、2025年1月10日～2029年12月31日です。

※ 産科医療補償制度に未申請のお子様も申請できます。

※ 詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療特別給付事業ホームページ (<https://www.sanka-kyufu.jcqh.or.jp/>) をご参照ください。

窓 口

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療特別給付事業専用コールセンター 電話 0120-299-056
受付時間 9:30～17:00（土日祝日・年末年始を除く）





旧優生保護法による優生手術等を受けた方等への補償金

令和7年1月17日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行されました。

旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶を受けた方で対象となる方には、請求により国から補償金等が支給されます。

補償金

対 象： 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者（死亡している場合はその遺族） ＊事実婚などを含む
支給額： 本人 1500 万円 配偶者 500 万円

優生手術等一時金

対 象： 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方
支給額： 320 万円

人工妊娠中絶一時金

対 象： 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方
支給額： 200 万円 ＊優生手術等一時金を受給した場合には支給されない

【請求期限】

令和12年1月16日

【請求手続】

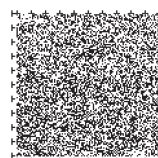
請求書をお住まいの都道府県に提出した後、国の認定審査会の審査を経て、内閣総理大臣が認定

【相談窓口】

東京都旧優生保護法補償金等受付・相談窓口
電話 5320-4206（平日9時～17時） FAX 5388-1401

4

医
療



5 手当・年金

障害者福祉手当（区制度）

身 知 精 難 児

【第 1 種手当】

心身に次のいずれかの障害がある、20 歳以上 65 歳未満の障害者本人で、所得が限度額（別表、P.10-11 参照）以内の方

対 象

- (1) 身体障害者手帳 1 ～ 2 級の方
- (2) 愛の手帳 1 ～ 3 度の方
- (3) 脳性まひ、進行性筋萎縮症の方

手当額

月額 15,500 円

【第 2 種手当】

対 象

心身に次のいずれかの障害がある、65 歳未満の障害者本人で、所得が限度額（別表、P.10-11 参照）以内の方

- (1) 難病（P.48-49 参照）に罹患している方

月額 15,500 円（特殊疾病を含む）

手当額

- (2) 身体障害者手帳 3 級の方
20 歳未満の身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方（※）
- (3) 愛の手帳 4 度の方
20 歳未満の愛の手帳 1 ～ 4 度の方（※）
- (4) 戦傷病者手帳特別項症～ 4 項症の方
- (5) 精神障害で、
（ア）精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
（イ）1 級の年金を受給している方
（ウ）特別障害者手当等（国制度）を受給している方
（エ）特別児童扶養手当 1 級を受給している方

月額 8,500 円

【以下、第 1 種手当・第 2 種手当 共通】

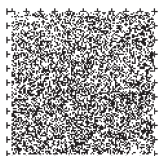
- ・（※）児童育成手当（障害手当 P.57 参照）に該当する方は対象になりません
- ・特別養護老人ホームや障害者支援施設などに入所している方は対象になりません
- ・第 1 種手当と第 2 種手当の併給はできません

支払月

4・8・12 月の 25 日頃

窓 口 ▶

障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000





東京都重度心身障害者手当（都制度）

身 知 児

対 象

- 心身に障害のある、次のいずれかに該当する方（65 歳以上の新規申請者を除く）
- (1) 重度の知的障害で、著しい精神症状などのため、常時複雑な配慮を必要とする方
 - (2) 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
 - (3) 重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害がある方
- ※ 次のいずれかに該当するときは支給されません。
- (1) 施設に入所している方
 - (2) 病院、診療所に、継続して 3 ヶ月を超えて入院している方
 - (3) 20 歳以上の方は本人、20 歳未満の方は扶養義務者の所得が一定の額を超える方（別表、P.10-11 参照）

障害の判定

障害の判定は、手帳の所持とは別に、東京都心身障害者福祉センターで行います。

手当額

月額 60,000 円

支払月

毎月 20 日頃

窓 口 ▶

障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000

特別障害者手当等（国制度）

身 知 精 児

■ 特別障害者手当

20 歳以上

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方

対 象

- ※ 次のいずれかに該当するときは支給されません。
- (1) 施設に入所している方
 - (2) 病院、診療所に、3 ヶ月を超えて入院している方
 - (3) 本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超える方（別表、P.10-11 参照）

手当額

月額 30,450 円

支払月

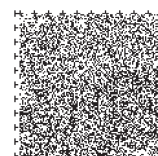
2・5・8・11 月の 15 日頃

窓 口 ▶

障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000

5

手
当
・
年
金



5 手当・年金

■ 障害児福祉手当

20 歳未満の児童
精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方

対 象

※ 次のいずれかに該当するときは支給されません。

- (1) 施設に入所している児童
- (2) 障害年金等を受給している児童
- (3) 本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超える方（別表、P.10-11 参照）

手当額

月額 16,560 円

支払月

2・5・8・11 月の 15 日頃

■ 経過的福祉手当

（新規の認定はありません）

昭和 61 年 3 月末日において 20 歳以上で、改正前の福祉手当を受給している方で、

対 象

- (1) 特別障害者手当
- (2) 障害基礎年金
- (3) 特別障害給付金

手当額

月額 16,560 円

支払月

2・5・8・11 月の 15 日頃

窓 □ ▶

障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000

心身障害者扶養共済制度

身 知 精 難 児

障害者を扶養する保護者が死亡または重度障害となったときに、残された障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的とした制度です。（東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。）

次のすべての条件を満たしている方

加入要件

1. 障害者（※ 1）の保護者であること
2. 東京都内に住所があること
3. 加入年度の初日（4 月 1 日）の年齢が 65 歳未満であること
4. 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

窓 □ ▶

- ・ 障害者支援課障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000
- ・ 東京都扶養共済事務センター 電話 3344-8633 FAX 3344-8596

※ 1 障害者の範囲

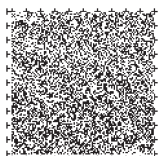
次のいずれかに該当する障害がある方で、将来独立自活することが困難と認められる方

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者であって、その等級が 1 級から 3 級までに該当する方
- (3) 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が (1) または (2) と同程度と認められる方。

障害者に一定額以上の所得がある場合は、加入することができません。

手続き方法、掛金など詳しくはお問い合わせください。

※ 心身障害者扶養年金（都制度）は廃止になりました。





特別児童扶養手当（国制度）

身 知 精 児

- 次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を監護している父母または養育者
- (1) 身体障害者手帳 1 ～ 3 級程度の児童、下肢 4 級の一部の児童
 - (2) 愛の手帳 1 ～ 3 度程度の児童
 - (3) 精神障害もしくは内部障害で (1)・(2) に相当すると認められる児童
- ※ 複数の障害がある場合は個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。（重複障害）

●手続に必要なもの

対 象

- (1) 愛の手帳（療育手帳）、身体障害者手帳、所定の診断書
 - (2) 申請者名義の通帳
 - (3) その他状況により所定のもの
- ※ 次のいずれかに該当するときは、支給されません。
- (1) 児童が児童福祉法による施設に入所したとき
 - (2) 児童が障害を支給理由とする公的年金を受けられるとき
 - (3) 父母または養育者の所得が限度額（P.10-11 参照）以上のとき
 - (4) 配偶者または扶養義務者の所得が限度額（P.10-11 参照）以上のとき
 - (5) 申請者および児童の住所が国内にないとき

手当額

重度障害児（1 級） 月額 58,450 円 中度障害児（2 級） 月額 38,930 円

支払月

4・8・11 月

窓 □▶

子育て応援課 手当医療助成担当 電話 5742-9174 FAX 5742-6387

児童育成手当 一障害手当一（区制度）

身 知 児

- 次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を養育している父母または養育者
- (1) 身体障害者手帳 1・2 級程度の児童
 - (2) 愛の手帳 1 ～ 3 度程度の児童
 - (3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

●手続に必要なもの

対 象

- (1) 申請者名義の通帳
 - (2) 愛の手帳、身体障害者手帳、区所定の診断書
 - (3) その他状況により所定のもの
- ※ 次のいずれかに該当するときは支給されません。
- (1) 父母または養育者の所得が限度額（P.10-11 参照）以上のとき
 - (2) 児童が児童福祉法による施設に入所したとき
 - (3) 児童が里親等に委託されたとき

手当額

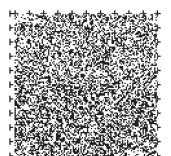
月額 15,500 円

支払月

2・6・10 月

窓 □▶

子育て応援課 手当医療助成担当 電話 5742-9174 FAX 5742-6387



5 手当・年金

児童育成手当 一育成手当一（区制度）

児

次のいずれかに該当する 18 歳に達した年度末までの児童を養育している父または母もしくは養育者

- (1) 父母が離婚
- (2) 父または母が死亡または生死不明
- (3) 父または母が重度の障害者（おおむね身体障害者手帳 1・2 級程度）
- (4) 父または母に 1 年以上遺棄されている状態
- (5) 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- (6) 婚姻によらないで出生した児童
- (7) 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている

対 象

●手続に必要なもの

- (1) 申請者名義の通帳
 - (2) 外国籍の場合は申請者の独身証明書・子の出生証明書＋各翻訳文
 - (3) その他状況により所定のもの
- ※ 次のいずれかに該当するときは支給されません。
- (1) 申請者の所得が限度額（P.10-11 参照）以上のとき
 - (2) 児童が児童福祉法による施設に入所したとき
 - (3) 児童が里親等に委託されたとき

手当額 月額 13,500 円

支払月 2・6・10 月

窓 口 ▶ 子育て応援課 手当医療助成担当 電話 5742-9174 FAX 5742-6387

児童扶養手当（国制度）

身 知 精 児

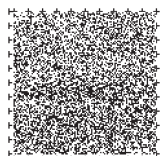
次のいずれかに該当する 18 歳に達した年度末までの児童（ただし、母子・父子家庭で身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳 1～3 度程度（3 度程度は特別児童扶養手当認定者）の障害を持つ児童は 20 歳未満）を養育している父または母もしくは養育者

- (1) 父母が離婚
- (2) 父または母が死亡または生死不明
- (3) 父または母が重度の障害者（おおむね身体障害者手帳 1・2 級程度）
- (4) 父または母に 1 年以上遺棄されている状態
- (5) 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- (6) 婚姻によらないで出生した児童
- (7) 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている

対 象

●手続に必要なもの

- (1) 申請者名義の通帳
 - (2) 外国籍の場合は申請者の独身証明書・子の出生証明書＋各翻訳文
 - (3) その他状況により所定のもの
- ※ 次のいずれかに該当するときは支給されません。
- (1) 父または母、あるいは養育者の所得が限度額（P.10-11 参照）以上のとき
 - (2) 配偶者または扶養義務者の所得が限度額（P.10-11 参照）以上のとき
 - (3) 申請者または児童の住所が国内にないとき
 - (4) 公的年金等の金額が児童扶養手当額を上回るとき
 - (5) 児童が児童福祉法による施設に入所したとき
 - (6) 児童が里親等に委託されたとき





手当額

児童 1 人 全部支給 月額 48,050 円
一部支給 月額 48,040 円～ 11,340 円
児童 2 人目以降 (1 人につき)
全部支給 月額 11,350 円加算
一部支給 月額 11,340 円～ 5,680 円加算

支払月

奇数月

窓口▶

子育て応援課 手当医療助成担当 電話 5742-9174 FAX 5742-6387

障害基礎年金 (国民年金)

身 知 精 難

次の 1 か 2 に該当すること

1. 病気やけがの初診日に被保険者であった方が、次の二つの要件を満たしているときに支給されます。なお、被保険者が 60 歳になって支払いをやめたあと障害者になった場合も、初診日が 65 歳前なら支給される場合もあります。所得による制限はありません。
 - (1) 病気やけがの初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日、またはそれ以前に症状が固定した日に国民年金法別表に定める 1・2 級の障害があるとき
 - (2) 初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしているとき
 - ・ 初診日の属する月の前々月までの加入期間の 3 分の 2 以上保険料を納めているか、免除されていること。
 - ・ 令和 18 年 (2036 年) 3 月 31 日以前に初診日があり、初診日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと。
2. 20 歳前に初診日のある病気やけがにより上記 (1) の程度の障害があるとき。20 歳 (初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日が 20 歳後のときはその日) の翌月から支給されます。ただし、20 歳前に初診日がある場合は、本人の前年所得が限度額 (P.10-11 参照) を超えるとその間支給が停止されます。

※ 初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日または 20 歳のときには症状が軽くても、その後悪化し上記 (1) の程度に該当したときは、原則として 65 歳になる前であれば請求できます。

※ 昭和 36 年 4 月前に初診日があるときや、法改正前の納付要件を満たさず請求できなかった方が、改正後の要件を満たしたとき (特例措置) も請求できます。

ただし、これらの場合も本人の所得により支給が停止されることがあります。

受給条件

年金額

1 級 昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの方 1,059,125 円 (月額 88,260 円)
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方 1,056,125 円 (月額 88,010 円)
2 級 昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの方 847,300 円 (月額 70,608 円)
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方 844,900 円 (月額 70,408 円)

※ 障害基礎年金受給者に生計を維持されている子 (18 歳到達年度の末日までにある子、20 歳未満の障害を持つ子) があるときは、次の額が加算されます。

1 人目・2 人目 (1 人につき) 各 243,800 円 (月額 20,316 円)

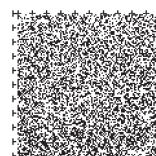
3 人目以降 (1 人につき) 各 81,300 円 (月額 6,775 円)

支払月

2・4・6・8・10・12 月

窓口▶

- ・ 初診日が国民年金第 1 号被保険者または 20 歳前もしくは 60 歳～ 65 歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日がある方
国保医療年金課 国民年金係 電話 5742-6683 FAX 5742-6876
- ・ それ以外の方
品川年金事務所 大崎 5-1-5 高德ビル 2 階 電話 3494-7831



5

手当・年金

5 手当・年金

障害厚生年金（厚生年金）

身 知 精 難

次の 1 か 2 に該当すること

受給条件

1. 病気やけがの初診日に厚生年金の被保険者であった方が、障害基礎年金の受給要件を満たしているときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。
2. 障害基礎年金に該当しない程度の軽い障害の場合でも、厚生年金の障害等級表に該当すれば、3 級の障害厚生年金または障害手当金（一時金）が支給されます。

年金額

障害の程度（1 級～3 級）や被保険者期間、扶養する配偶者の有無などによって算出されます。

支払月

2・4・6・8・10・12 月

窓口▶

- ・お近くの年金事務所
- ・品川年金事務所 大崎 5-1-5 高德ビル 2 階 電話 3494-7831

特別障害給付金

身 知 精 難

次の 1 および 2 に該当すること

受給条件

1. 次のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があるとき。
 - ① 平成 3 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった学生
 - ② 昭和 61 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった、厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者
2. 請求時に障害基礎年金 1・2 級相当の障害の状態にあるとき

年金額

1 級 月額 58,650 円

2 級 月額 46,920 円

※ 本人の所得により支給制限があります。

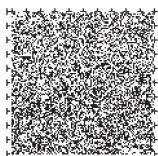
※ 年金等を受給されている場合は、一部支給制限があります。また、特別障害給付金を受給した場合は、経過的福祉手当の受給が喪失します。

支払月

2・4・6・8・10・12 月

窓口▶

国保医療年金課 国民年金係 電話 5742-6683 FAX 5742-6876





▼ 円滑に日常生活を営むことができるよう、各種の援助を受けることができます。 ▼

補装具費の支給（交付・修理等）※必ず購入前にご相談ください。

身 難 児

身体障害のある方や難病患者等が日常生活や就学・就労のために身体機能を補完・代替する補装具を製作・修理等する場合、補装具費を支給します。

身体障害者手帳の交付を受けた方
難病患者等（対象疾病一覧 P.37 - 38 参照）
※ 次の項目に該当する場合は対象になりません。

対 象

- ・世帯に一定所得以上の方がいる場合（障害児を除く。）
- ・介護保険の対象者（介護保険の福祉用具で個別の身体状況に対応できない場合を除く。）
- ・医療保険等他制度により補装具を作製した場合
- ・労災保険による義肢等補装具費支給制度等を利用できる場合
- ・補装具の製作、修理等を開始している場合

● 対象品目

障害別	補装具品目
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
肢体不自由	義手、義足、上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児のみ	起立保持具、排便補助具
内部障害	車椅子

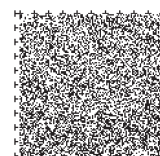
● 手続き

補装具の製作・修理等の前にご相談ください。補装具費は判定等により必要が認められた場合に支給されるものであり、東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要な場合は、決定までに時間がかかる場合があります。

● 利用者負担

原則、各種目の基準額の 1 割負担です。（所得に応じて一定の負担上限が設定されます。）ただし、基準額を超えて購入や修理等を行う場合は、超えた額は利用者の負担となります。

窓 □▶ 障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000



日常生活用具の給付 ※必ず購入前にご相談ください。【地域生活支援】

身 知 精 難 児

注) 種目に応じて給付限度額が決まっていますので給付を希望される方は購入前にご相談ください。

○印 施設入所、入院時にも給付できます。

◆印 介護保険が優先されます。

▲印 難病対象者（法省令に定められた疾病等により、医師の意見書で手帳所持者と同程度の状態にあり、給付が必要と認められた者。P.37 - 38 対象疾病一覧参照）



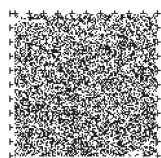
障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000

1. 介護・訓練等支援用具

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
◆入浴担架	82,400	5 年	下肢・体幹 1・2 級	原則として 3 歳以上	担架に乗せたままリフトで入浴させるもの	入浴介助を要する方
訓練いす	33,100	5 年	下肢・体幹 1・2 級	原則として 3 歳以上 18 歳未満	原則テーブルが付いたもの	
◆特殊寝台	162,000	8 年	下肢・体幹 1・2 級 ▲難病対象者	原則として 6 歳以上	頭部、脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの	
◆移動リフト	257,500	4 年	下肢・体幹 1・2 級 ▲難病対象者	原則として 3 歳以上		天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。浴槽設置型を含む
◆体位変換器	15,000	5 年	下肢・体幹 1・2 級 ▲難病対象者	原則として 6 歳以上		下着交換等に介護を要する方 体位交換等で姿勢を保持するための用具を含む
◆特殊尿器	67,000	5 年	下肢・体幹 1 級 ▲難病対象者	原則として 6 歳以上	尿が自動的に吸引されるもの	常時介護を要する方
◆エアーマット	100,000	5 年	下肢・体幹 1 級 愛の手帳 1・2 度 ▲難病対象者	18 歳以上	じょくそう防止または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためにマット（寝具）にビニール等を加工したもの 可動式エアマットを含む	常時介護を要する方 18 歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方

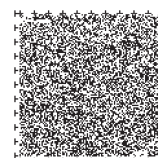
2. 自立生活支援用具

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
◆入浴補助具	90,000	8 年	下肢・体幹 ▲難病対象者	原則として 3 歳以上	入浴時の移動、座位保持入水等を補助できるもの	耐用年数内であっても給付限度額に満たない給付額であればその枠内の再給付を可とする。 住宅改造（設置工事を含む）を伴うものを除く。
◆便器	16,500	8 年	下肢・体幹 1・2 級 ▲難病対象者	原則として 3 歳以上	ポータブル型を含む	住宅改造を伴うものを除く
○頭部保護帽	36,750	5 年	肢体不自由者、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	医師の意見書により必要が認められた方
自動消火装置	28,500	8 年	身体障害者手帳 3 級以上、愛の手帳 3 度以上、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 ▲難病対象者		室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火するもの	障害者のみの世帯（15 歳未満の子の同居を含む世帯）





種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
電動車いす用 雨がっぱ	20,000	3 年	補装具として電動車 いすの交付を受けて いる方	原則として 6 歳以上		
車いす用 雨がっぱ	10,000	3 年	補装具として車いすの 交付を受けている方	原則として 6 歳以上		
屋内信号装置	87,400	10 年	聴覚 2 級	18 歳以上	音や音声を光や触覚で知らせる もの	取付工事費等は自己負担
携帯用信号装置	20,200	8 年	聴覚・音声・言語 3 級以上	原則として 6 歳以上	送信機による合図が視覚や触覚 などで知覚できるもの	
音響案内装置	51,000	10 年	視覚 1 級	原則として 6 歳以上	携帯型の送受信機により、音声 案内を受けられるもので障害者 (児) が容易に使用できるもの	取付工事費等は自己負担
歩行時間延長信号 機用小型送信機	12,000	8 年	視覚 1・2 級	原則として 6 歳以上	携帯型の送信機により、歩行者 用青色点灯時間を延長すること ができるもので、障害者 (児) が容易に使用できるもの	
フラッシュベル	12,400	8 年	聴覚・音声・言語 3 級以上	原則として 6 歳以上	障害者 (児) が容易に使用でき るもの	
電磁調理器	28,000	6 年	上肢 1・2 級、下肢・ 体幹 1 級、視覚 1・ 2 級、愛の手帳 1・ 2 度	18 歳以上	障害者が容易に使用できるもの	取付工事費等は自己負担
	(音声式の場合) 41,000					
音声キッチン スケール	25,000	6 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	音声による読み上げ機能を有す るもので、障害者が容易に使用 できるもの	障害者のみの世帯 (15 歳未 満の子の同居を含む世帯)
大音響・ 振動時計	12,600	10 年	聴覚 3 級以上	原則として 6 歳以上		
移乗・移動 支援用具	①移乗・ 移動用具 60,000	8 年	平衡機能・下肢・体幹 ▲難病対象者	原則として 3 歳以上	障害者 (児) が移乗のために、 安全かつ容易に使用できるもの	介護保険優先
	②ナビゲー ション デバイス 54,000	5 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	靴等に装着して、振動により案 内する機能を有するもので、障 害者が容易に使用できるもの	支給対象はデバイス本体の み、付属アプリ (月額) は情 報通信支援用具 (タブレッ トまたはスマートフォンと アプリ) として給付可能
食食用自助具	20,000	3 年	上肢 1・2 級 愛の手帳 1・2 度	原則として 3 歳以上	障害者 (児) が容易に使用でき る食べやすいスプーン・フォー ク・食器・すべり止めマット (食 卓用)	・食事が全介助の者 (児) を 除く ・基準額内の範囲において複 数個支給できる
調理用自助具	20,000	3 年	上肢 1・2 級	18 歳以上	障害者が容易に使用できる調理 器具 (まな板、皮むき器等)	基準額内の範囲内において 複数個支給できる
生活用品自助具	20,000	3 年	肢体不自由に係る障 害がある方	原則として 3 歳以上	障害者 (児) が容易に使用でき るボタン付けや靴下装着など日 常生活の自立に寄与する用具	基準額内の範囲内において 複数個支給できる
知的障害者 支援具	25,000	2 年	愛の手帳 (療育手帳) 所持者	原則として 3 歳以上	知的障害者 (児) が容易に使用 できるコミュニケーション用具 (絵カードや残り時間がわかりや すいタイマー、聴こえる耳栓や イヤーマフ (聴覚過敏のある人 用) など)	・主治医・教育機関・専門家 (心理士・言語聴覚士等) からの意見書により必要と 認められた者 (児) ・基準額内の範囲内において 複数個支給できる
◆歩行支援用具	60,000	8 年	平衡機能・下肢・体幹 ▲難病対象者	原則として 3 歳以上	転倒予防、立ち上がり動作補助・ 段差解消等の性能を有する手す り、スロープ等であって必要な 強度と安定性を有するもの	住宅改造 (設置工事を含む) を伴うものを除く



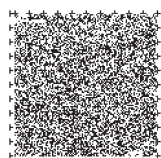
6 日常生活の援助

3. 在宅療養等支援用具

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500	5 年	呼吸器・心臓 3 級以上、人工呼吸器装着者、特別障害者手当・障害児福祉手当受給資格認定者 ▲難病対象者	3 歳以上		3 歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方
音声式体温計	9,000	5 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	
音声式体重計	18,000	5 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	
音声式血圧計	15,000	6 年	視覚 3 級以上	18 歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	医師の意見書により血圧の管理が必要と認められた方
吸入器	36,000	5 年	呼吸器機能障害、咽頭・喉頭摘出による音声機能障害、特別障害者手当・障害児福祉手当受給資格認定者 ▲難病対象者	3 歳以上	障害者（児）が容易に使用できるもの	3 歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方
電気式たん吸引器	56,400	5 年	呼吸器機能障害、咽頭・喉頭摘出による音声機能障害、特別障害者手当・障害児福祉手当受給資格認定者 ▲難病対象者	3 歳以上	障害者（児）が容易に使用できるもの	3 歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方
透析液加温器	51,500	5 年	腎臓機能障害者（児）で自己連続携帯式腹膜透析法による人工透析が必要な方	原則として 3 歳以上	透析液複数本を同時に加温かつ保温できるもの	
振動型電子体温計	9,000	5 年	聴覚 2・3 級	18 歳以上	振動による通知機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	
自家発電装置	212,000	5 年	在宅で人工呼吸器を装着している方で、品川区災害時個別支援計画を作成した方 ▲難病対象者		障害者（児）または介護者が容易に使用できるもの	・カセットボンベ、ガソリン等の消耗品は除く ・ポータブル電源（蓄電池）、DC/AC インバーター（カーインバーター）との併給不可
ポータブル電源（蓄電池）	104,000	5 年	在宅で人工呼吸器を装着している方で、品川区災害時個別支援計画を作成した方 ▲難病対象者		障害者（児）または介護者が容易に使用できるもの	自家発電装置、DC/AC インバーター（カーインバーター）との併給不可
DC/AC インバーター（カーインバーター）	40,000	5 年	在宅で人工呼吸器を装着している方で、品川区災害時個別支援計画を作成した方 ▲難病対象者		障害者（児）または介護者が容易に使用できるもの	自家発電装置、ポータブル電源（蓄電池）との併給不可

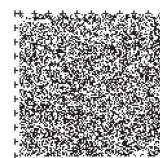
4. 情報・意思疎通支援用具

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
○ポータブルレコーダー	85,000	6 年	視覚 3 級以上	原則として 6 歳以上	音声や点字で操作でき、デジタイズ方式で記録された図書等の再生が可能なもの	どちらか選択とする。
○テープレコーダー	25,000	6 年	視覚 1・2 級			
○触読時計	13,300	10 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	障害者が容易に使用できるもの	どちらか選択とする。
○音声時計						





種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
○携帯用会話 補助装置	専用機器 198,000	5 年	音声・肢体不自由で 音声言語の著しい障 害を有する方	原則として 6 歳以上	発声言語（日常会話など）を音 声または文書に変換するもの	肢体不自由の場合、医師の意見 書により必要が認められた方
○活字文書 読上げ装置	専用機器 198,000	6 年	視覚 1・2 級	原則として 6 歳以上	音声による読み上げ機 能を有するもの	
IC タグ等 読み上げ装置	59,800	6 年	視覚 1・2 級	原則として 6 歳以上	IC タグに録音した情報を音声 により読み上げる機能を有す るもので、障害者（児）が容易 に使用できるもの	
会議用拡聴器	38,200	6 年	聴覚 4 級以上	原則として 6 歳以上		
点字タイプライター	63,100	5 年	視覚 1・2 級	原則として 6 歳以上		就労・就学している方または就 労が見込まれた方
点字ディスプレイ	383,500	6 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	点字による読み書きが標準的 にできるもの	
○視覚障害者用 拡大読書器	専用機器 198,000	8 年	拡大文字で読書が可 能となる視覚障害者	原則として 6 歳以上	拡大された画像を簡単にモニ ター等に映し出せるもの。また は印刷物を音声で読み上げるこ とで読書と同じ効果があるもの	
FAX	25,000	5 年	聴覚・音声・言語機 能に著しい障害のあ る方	原則として 6 歳以上	障害者（児）が容易に使用でき るもの	コミュニケーション、緊急連絡 等の手段として必要と認められ る方
地デジラジオ	20,000	6 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	点字表記等により障害者が使 用可能なもの	
情報受信装置	88,900	6 年	聴覚障害者で CS 障害 者放送の視聴が可能 な方	原則として 6 歳以上	字幕および手話通訳の映像を テレビ画面に出力、災害時の聴 覚障害者向け緊急信号を受信 するもの	取付工事費等は自己負担
点字器	10,400	5 年	視覚障害者	原則として 6 歳以上		
○人工喉頭	70,100	4 年	音声機能障害者		電動板を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化するも の	
○埋込型用人工鼻	23,100	継続	常時埋込型の人工咽 頭を使用する音声機 能障害者		人工鼻用カセットとアドヒー シブに限る	医療保険優先
○点字図書			主に点字によって情 報を入手している視 覚障害者	原則として 6 歳以上	年間 6 タイトルまたは 24 巻	点字図書給付に係る利用者負担 額は、一般図書の購入価格相当 額とする。
情報通信支援用具	①ソフト ウェア・ 周辺機器 100,000	5 年	視覚 1・2 級 上肢 1・2 級の方で日 常的にパソコンの利用 が可能な方	原則として 6 歳以上	パソコン等に接続し、操作す る際に必要とするソフトや周辺 機器で障害者（児）が容易に使用 できるもの	・①②③いずれかを選択する。 ・重複して給付を受けることはで きない ・耐用年数内であっても給付限度 額に満たない給付額であれば その枠内での再給付を可とす る
	②タブ レット・ アプリケー ション 100,000		視覚 1・2 級 上肢 1・2 級 聴覚 2・3 級の方で日 常的にタブレットの利 用が可能な方	18 歳以上	タブレットに主たる障害によ る日常生活上の困難を改善す るアプリケーションをインス トールした上で一体的に使用 するもの	
	③スマート フォン・ アプリケー ション 100,000		視覚 1・2 級 上肢 1・2 級 聴覚 2・3 級の方で日 常的にスマートフォンの 利用が可能な方	18 歳以上	スマートフォンに主たる障害 による日常生活上の困難を改 善するアプリケーションをイン ストールした上で一体的に 使用するもの	
人工内耳専用電池	①空気電池 3,000	継続	聴覚障害者（児）で人 工内耳を装着してい る方		聴覚障害者（児）が容易に使用 できるもの	・①②いずれかを選択する。 ・両耳の場合は、それぞれに給付 可能（ただし同一品目に限る） ・③は②を使用している方に限る
	②充電式電池 17,600	3 年				
	③充電器 28,000	3 年				



6 日常生活の援助

5. 排泄管理支援用具

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
○収尿器	8,500	1 年	膀胱直腸機能障害、肢体不自由者			
○ストマ用装具 (消化器系)	8,858 (令和 8 年 9 月分まで) 12,000 (令和 8 年 10 月分から)	継続	直腸および小腸機能障害			ストマ用品 および洗腸 用具を含む
○ストマ用装具 (泌尿器系)	11,639 (令和 8 年 9 月分まで) 13,000 (令和 8 年 10 月分から)	継続	ぼうこう機能障害			ストマ用品 および洗腸 用具を含む
○排泄予測支援 機器	99,000	5 年	下肢または体幹、肢体不自由に係る 障害 3 級以上の方 ぼうこう機能障害者(児)の方 愛の手帳(療育手帳) 所持者で著しく排尿困 難のある方	原則として 6 歳以上	膀胱内の状態を 感知し、尿量を 推定するもので あって、排尿の 機会を本人また は介護を行う者 に通知するもの	・愛の手帳(療 育手帳)、中 等度・軽度 の方は医師 意見書要 ・消耗品は 自己負担
○紙おむつ等	12,000	継続	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは 排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の必要な方 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚 の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を 装着することができない者で紙おむつ等の必要な方 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障 害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能 障害のある者および先天性鎖肛に対する肛門形成術 に起因する高度の排便機能障害のある者で紙おむつ 等の必要な方	3 歳以上		次のいずれ かの物品と する 1 紙おむつ 2 サラシ、 ガーゼ、 脱脂綿等 衛生用品 3 洗腸装具

6. 住宅改修費

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		備 考
			手帳障害程度	年齢	
◆居宅生活動作補 助用具 (小規模改修)	200,000	1 度の み	下肢・体幹 3 級以上、補装具として車いすの交付を受け ている内部障害者 ▲難病対象者	3 歳以上 65 歳未満	住宅改造

注) ▲難病対象者は、医師の意見書において、障害者総合支援法省令に定められた疾病等により手帳所持対象者と同程度の状態であること
と、用具の必要性が認められた方。

連絡先 ▶ 障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000

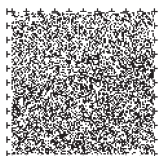
住宅設備改善費の給付 ※必ず改修前にご相談ください。【地域生活支援】

身 図

在宅の心身障害者(児)の日常生活を容易なものにするため、次のような住宅設備改善に要する費用を給付
しています。

- ※ 介護保険でのサービスが優先します。
- ※ サービス料の 1 割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ 4 区分の月額上限額を設定して決定します。(各
種軽減措置があります。)
- ※ 給付は、種目ごとに一世帯 1 回のみとなります。

種 目	対象者	基準額
中規模改修	原則学齢児以上 65 歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の者および補 装具として車いすの交付を受けた内部障害者	1,410,000 円
屋内移動設備	上肢、下肢または体幹の障害を有する歩行不能な者で、かつ障害の程度が 1 級の者および 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	機器本体付属器具 979,000 円 設置費 353,000 円
昇降機	原則学齢児以上 65 歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の者	800,000 円



窓 ▶ 障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000



▼ 障害者の介護など ▼

居宅介護等【自立支援給付】

身 知 精 難 児

対象・内容

常時介護を必要とする障害者（児）に、ホームヘルパーを派遣します。

※ 介護保険でのサービスが優先します。

- (1) 居宅介護
 - I 家事援助サービス
 - II 身体介護サービス
 - III 通院介助サービス
- (2) 重度訪問介護 などがあります。

利用者負担

サービス料の 1 割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ 4 区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

窓口▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

短期入所（ショートステイ）【自立支援給付】

身 知 精 難 児

対象・内容

介護を行う家族の方の疾病、事故、出産等の理由により一時的に居宅において介護ができなくなったとき等に、施設等に短期入所して必要な援助を受ける制度です。

※ 介護保険でのサービスが優先します。

支給日数

利用する障害者（児）や世帯の状況等を勘案して決定します。

利用者負担

サービス料の 1 割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ 4 区分の月額上限額を設定して決定します。

窓口▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

意思疎通支援者の派遣【地域生活支援】

身

手話通訳者、要約筆記者を派遣して、聴覚障害者の社会生活の援助をします。

窓口▶

障害者地域活動支援センター 逢「あえる」（区立心身障害者福祉会館内） 電話 5750-4996 FAX 3785-3366
ホームページ <http://www.s-kaikan.net>

同行援護（ガイドヘルパー）【自立支援給付】

身

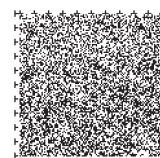
視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時において、同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他外出時に必要な援助を行います。

利用者負担

サービス料の 1 割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ 4 区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

窓口▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000



6 日常生活の援助

移動支援事業（ガイドヘルパー）【地域生活支援】

身 知 精 難 児

屋外での活動が著しく困難な方に対して、外出を支援することにより、障害者等の地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とした制度です。

対 象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病に罹患している方で、外出時に支援を要する状態にあると認められた方

※ 重度訪問介護、重度脳性麻痺者介護、行動援護、重度障害者包括支援を受けている方は除きます。

利用者負担

サービス料の1割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ4区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

東京都ガイドセンター（ガイドヘルパー派遣）

身

都内から他道府県を訪れる場合、その目的地にガイドセンターがある場合、センターをご紹介します。また、都外にお住まいの方が都内に来られる場合、ガイドヘルパーをご紹介します。

利用対象者

視覚に障害のある方

費 用

紹介料無料。利用料は1時間930円。東京都以外のセンターにおける利用料は、その定める基準に従います。

利用方法

2週間前までに電話、FAX、メールにてお申し込みをしてください。

窓 □ ▶

東京都ガイドセンター 〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2 日本視覚障害者センター内
電話 5272-0996 FAX 3200-7755 メール jigyoku@jfb.jp

巡回入浴サービス【地域生活支援】

身 知 児

家庭では入浴が困難な身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上の方に、個々の状況に応じ週2回までの範囲で巡回入浴車を派遣します。

利用者負担

サービス料の1割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ4区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

※ 介護保険でのサービスが優先します。

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

日中一時支援事業【地域生活支援】

児

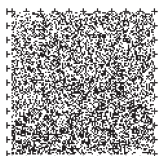
特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や一時的休息のために、放課後や長期休暇中の活動の場を提供します（実施施設はP.120 参照）。

利用者負担

令和7年4月より無償化しました。

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000





日中一時支援事業【民間事業所利用】

身 知 精 難 児

障害者等の家族の就労支援や一時休息のために、日常生活上の援助や活動の場を提供します。

利用者負担 障害児は無料、18歳以上の障害者は所得に応じて利用者の負担あり。

窓 □ ▶ 障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業【地域生活支援】

身 知 精 難

重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者に対し、就労に必要な支援を提供します。

利用者負担 サービス料の1割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ、4区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

窓 □ ▶ 障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業【地域生活支援】

身 知 精 難

重度障害者が大学等に修学するにあたり、必要な身体介護等を提供します。

利用者負担 サービス料の1割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ、4区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

窓 □ ▶ 障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

重度脳性麻痺者介護事業

児

重度の脳性麻痺者を介護する家族に対して手当を支給します。

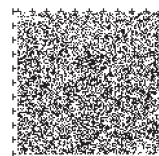
介護対象者 区内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で、その障害の程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動をすることが困難な方。

※ 自立支援給付（短期入所を除く）・介護保険との併給はできません。

窓 □ ▶ 障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000

6

日常生活の援助



▼ その他の日常生活の援助 ▼

救急代理通報システム【地域生活支援】

身 知 精

緊急事態に、通報ボタンを押すことで、民間受信センターから派遣員が自宅へ駆けつけるとともに、必要に応じて救急車が要請される「救急代理通報システム」の設置を行います。

身体障害者手帳か愛の手帳を持っている一人暮らしの障害者、または障害者と高齢者のみで構成される世帯で次の(1)～(6)に該当される方

対 象

- (1) 身体障害者手帳 総合等級 1～2 級
- (2) 身体障害者手帳 下肢・体幹機能障害 1～3 級
- (3) 身体障害者手帳 内部障害 1～3 級
- (4) 愛の手帳 1～3 度
- (5) 難病医療費助成対象者で、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当
・東京都重度心身障害者手当を受給中（停止中含む）で、上記(1)～(4)に該当しない。
- (6) 人工呼吸器を使用し常時介護が必要（この場合、世帯構成は問いません）

利用者負担

無料

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

品川区高齢者および障害者世帯のごみ・資源各戸収集

対 象

以下の世帯のうち、ごみ排出が困難であり、他の助力または援助を得ることができない方。

- (1) 70 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- (2) 障害者のみにより構成されている世帯
- (3) その他、区長が特に必要と認めた世帯

利用者負担

各戸収集を行う制度です。制度の利用は申請が必要です。申請手続きについては品川区清掃事務所にお問い合わせください。

窓 □ ▶

品川区清掃事務所 電話 3490-7051 FAX 3490-7041

消防車・救急車の要請

消防車・救急車を要請する時は、「119 番」「緊急ネット通報」「119 番ファクシミリ通報」「電話リレーサービス」を介した 119 番通報をご利用ください。

■ 緊急ネット通報（東京消防庁）

音声（肉声）による 119 番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。ご利用には、事前登録が必要です。また、通信料がかかります。

※ 詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」－「119 番通報」－「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

対 象

東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市および島しょ地区を除く地域）に在住、在勤、在学している聴覚または言語・音声等の機能に障害のある方

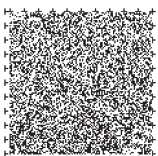
手続き

携帯電話やスマートフォンによる事前登録（無料）が必要です。二次元コードを読み取り後、表示されたメールアドレス（直接入力する場合は、entry_13000@entry03.web119.info）に空メールを送信し、登録手続きを行ってください。



利用方法

通報する際は、登録した携帯電話やスマートフォンのブックマークまたはホームページから、通報画面を表示し、通報種別と位置情報を選択して送信してください。チャット機能により、東京消防庁と会話ができます。





■ 119 番ファクシミリ通報

119 番ファクシミリ通報は、ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。電話での 119 番通報が困難な場合などに利用できます。

手続き

事前登録等の必要はありません。119 番通報専用の通報用紙を消防署や以下のホームページで配布しています。なお、任意の用紙に記載し、通報することも可能です。

※ 詳細は東京消防庁ホームページ「個人の方へ」－「119 番通報」－「119 番通報のしくみ」－「119 番ファクシミリ通報ご利用案内」をご覧ください。

利用方法

通報する際は、火災・救急の別、住所・建物名称、氏名、年齢、「どうしたのか」「どこが痛いのか」「どこが燃えているのか」等を具体的に記載した通報用紙等を、ファックスから「119」をダイヤルし、送信してください。

※ あわせてファックス通報ができるよう、普段から通報用紙等に必要事項（住所・建物名称、氏名、年齢）をあらかじめ記入し、準備しておくことが大切です。

■ 電話リレーサービスを介した 119 番通報

電話リレーサービスとは、耳の聞こえない方や発話困難な方など、電話でのやり取りに困難のある方が、通訳オペレータを介して電話をかけることにより、相手方との意思疎通を可能とするサービスです。公共インフラとして制度化され、一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより提供されています。電話リレーサービスを介して 119 番通報をすることも可能です。

手続き

ご利用には、事前登録が必要です。詳細は、日本財団電話リレーサービスホームページをご覧ください。日本財団電話リレーサービス ホームページ <https://nftrs.or.jp>。

利用方法

通報する際は、スマートフォン・タブレットについてはアプリから、PC については利用者ログイン URL から、ログイン後、緊急通話ボタンをタップし、「119（火事・救急）」を選択してください。通訳オペレータと接続後、東京消防庁と通話できます。

窓 □▶

・ 東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係
電話 03 (3212) 2111 (代表) 内線 4246 又は 4247 FAX 03 (3213) 1478 (防災安全課)
メール bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp HP <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

110 番アプリシステム

身

聴覚・言語機能に障害がある方や、音声による 110 番通報が困難な方専用です。スマートフォン・携帯電話から、文字による 110 番通報ができます。

※ 音声による 110 番通報が可能な方は、通常の 110 番通報をお願いします。なお、対応は都内で発生した事件・事故に限ります。

■ スマートフォンの場合

iPhone の方は App Store で、Android の方は Google Play で、「110 番アプリ」を検索してインストールしてください。

■ 携帯電話の場合

<https://mobile110.npa.go.jp> にアクセスしてください。

※ 通報時には、それぞれの電話会社との契約に応じた通話料金がかかります。

窓 □▶

警視庁 通信指令本部 指令計画第三係 電話 03-3581-4321 (代表)

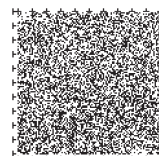
車いすの貸出

区内在住で、歩行が困難で車いすが必要な方に、一時的に貸出します。費用は無料です。（ただし運搬および貸出期間中のパンク等の修理は借受者に行っていただきます。）

※ 貸出し期間は 1 ヶ月です。

窓 □▶

・ 障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000
・ 各地域センター



6 日常生活の援助

補助犬の給付

身

東京都では補助犬の給付を実施しています。

次の(1)～(5)に該当される方。

(1) 都内におおむね1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者

ア 盲導犬 18歳以上、視覚障害1級

イ 介助犬 18歳以上、肢体不自由1, 2級 ウ 聴導犬 18歳以上、聴覚障害2級

対 象

(2) 世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7千円未満であること。

(3) 居住する家屋の所有者・管理者の承諾が得られること。

(4) 所定の訓練を受け、身体障害者補助犬を適切に管理できること。

(5) 社会活動への参加に効果があると認められること。

希望される方は、東京都身体障害者補助犬給付事業の委託候補事業者登録資格を満たす事業者への事前相談が必要です。

内 容

無料で給付されます。(飼育費は原則として自己負担)

窓 □ ▶

障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000

中等度難聴児発達支援事業 ※必ず購入前にご相談ください。

児

身体障害者手帳をお持ちでない難聴児に補聴器購入・修理費の一部を助成します。

対 象

18歳未満で両耳のカレレベルがおおむね30dB以上の方。

医師による補聴器等の装着が適当と認められる方。

内 容

購入前にご相談ください。指定意見書等必要書類をお渡しします。

給付限度額

補聴器 144,900円(1台あたり)

ワイヤレスマイク 135,400円

受信機 97,300円

オーディオチュー 5,250円

助成額

基準額の9割(生活保護世帯、区民税非課税世帯は全額)

窓 □ ▶

障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000

中等度難聴者補聴器購入助成事業 ※必ず購入前にご相談ください。

身体障害者手帳をお持ちでない難聴者に補聴器購入・修理費の一部を助成します。

対 象

18歳以上65歳未満で両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方。

医師による補聴器の装着が適当と認められる方。

内 容

購入前にご相談ください。指定意見書等必要書類をお渡しします。

給付限度額

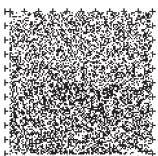
補聴器 50,000円

助成額

基準額の9割(生活保護世帯、区民税非課税世帯は全額)

窓 □ ▶

障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000





品川区視覚障害者遠隔サポートシステム

身

視覚障害者がスマートフォン等の通信機器にインストールした専用アプリケーションとカメラ機能を通じてオペレーターと接続し、音声によるサポートを受けることができます。

対 象 区内在住で 18 歳以上の代読、外出等の支援を必要とする身体障害者手帳（視覚障害）所持者。

利用可能時間 午前 9 時から午後 9 時まで

内 容 区に利用申請書を提出し、利用可能と認められた方に遠隔サポートシステムを利用できる ID・パスワードを交付します。

利用者負担 1 カ月につき 2 時間までが無料で利用可能です。

窓 □▶ 障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

重症心身障害児者等在宅レスパイト・就労等支援事業

身 知 児

医療的ケアや常時の見守りを必要とする方の家族の負担軽減を図るため、ご家族に代わって一定時間の見守り等の支援を提供します。

対 象 (1) 医療保険などにより訪問看護を利用して居宅で医療的ケアなどを受けている重症心身障害児者を介護する家族など
(2) 人工呼吸器を装着している障害児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障害児を介護する家族など
(3) 常時の見守りを必要とする重度の身体障害児者を介護する家族など
詳細はお問い合わせください。

利用者負担 区民税所得区分に応じた利用者負担があります。

窓 □▶ 障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

白杖の交付

身

視覚障害者の歩行時に安全確保をはかるため、白杖を交付します。
カーボン製は 2 年、金属製は 4 年以上経過後、再支給可能です。

窓 □▶ 品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170

T 字杖の交付

身

下肢・体幹機能障害で歩行困難な方に T 字杖を交付します。
5 年以上経過後、再支給可能です。

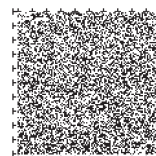
窓 □▶ 品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170

訪問理容・美容サービス

対 象 40 歳以上のご自宅で寝たきり状態や認知症または認知症の疑いのある方

内 容 理容師または美容師が自宅を訪問して、調髪サービスを行います。（年 6 回まで）
※ 1 回、2,000 円の自己負担あり。詳細は事前にお問い合わせください。

窓 □▶ 品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170



6

日常生活の援助

紙おむつなどの支給

身 知 児

対 象

在宅で紙おむつが必要な身体障害者手帳（下肢障害・体幹機能障害）・愛の手帳が交付されている方。（その他支給要件がありますので、詳しくはご相談ください。）

内 容

おむつカバー型・パンツ型の紙おむつ、尿とりパットを毎月配送します。

窓 口 ▶

品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170

▼ 点字図書・テープなど ▼

声の広報

身

対 象

「広報しながわ」（カセットテープ、デージー版）を、毎月 2 回（1・15 日）希望する区内在住の方に無料で送ります。他に「区議会だより」を発行しています。

申し込み

広報しながわは、戦略広報課 電話 5742-6644 FAX 5742-6870
区議会だよりは、区議会事務局 電話 5742-6810 FAX 5742-6895

「広報東京都」などの点字版・カセットテープ版

身

広報東京都

都内在住で希望する視覚障害者に点字版・テープ版の「広報東京都」を毎月 1 日に無料で配布しています。

窓 口 ▶

東京都生活文化局 広報広聴部広報課 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 電話 5388-3093

都議会だより

都内在住で希望する方に、点字版・テープ版の「都議会だより」を配布しています。

窓 口 ▶

東京都議会広報課 電話 5320-7126

その他

国の行政など公的な情報や、視覚障害者に関する様々な情報などについては、日本視覚障害者団体連合へお問い合わせください。

窓 口 ▶

日本視覚障害者団体連合 〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2 電話 3200-0011

※「広報東京都」「都議会だより」「点字厚生（厚生労働省）」は、障害者支援課においてあります。（視聴用または閲覧用）

点字録音刊行物作成配布事業

身

対象・内容

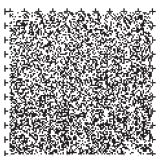
身体障害者手帳を持つ 18 歳以上の都内在住の視覚障害者に、必要な情報を原則として都政刊行物の中から選定し点字、テープまたはデージー（CD）で毎月 1 点配布します（無料）

窓 口 ▶

東京都盲人福祉協会 〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23 電話 3208-9001 FAX 3208-9005

区立図書館の障害者サービス

身 知 精 難 児



対象・内容

区内在住で、図書館利用に障害のある方（活字を読むことが困難な障害のある方、身体の障害等で図書館に来館できない方）へのサービスを実施しています。
サービスの利用には、障害者サービスの利用登録が必要です。手続きについては、各図書館にお問い合わせください。



■ 活字を読むことが困難な障害のある方へ

品川図書館 4 階の障害者サービス室では、視覚障害や識字障害（ディスレクシア）、図書を保持できない障害のある人など、通常の活字による読書が困難な方を対象に、次のサービスを実施しています。

- (1) 音訳図書（デージー図書・テープ図書）、点字図書、さわる絵本、マルチメディア・デージー図書などの貸出
 ※視覚障害者には、郵送による貸出ができます（無料）。
 ※品川図書館が所蔵していないデージー図書や点字図書などを、全国の公共図書館、点字図書館からとり寄せて貸出することも可能です。
 ※デージー図書や点字図書のデータを配信している「サピエ」（視覚障害者情報総合ネットワーク）を直接利用するため、個人加入手続きについての相談を承っています。まず、品川図書館の障害者サービス利用登録が必要です。
- (2) デージー版や点字版等がまだ作られていない図書の製作相談。（音訳・点訳ボランティアに製作を依頼するため、着手から完成までには時日を要します）。
- (3) 対面朗読 ※事前申込みが必要です。

■ 身体等の障害、要介護等で来館利用が困難な方へ

図書館資料（一般図書・音楽 CD など）の自宅配本サービスを実施しています。

- (1) 品川図書館
 ゆうパックまたは職員の訪問により、資料をご自宅に配本します。料金は無料です。
- (2) 地区図書館（品川図書館を除く 10 館）
 図書館職員が、直接資料をご自宅にお届けします。

窓口▶

・品川図書館（障害者サービス室）	北品川 2-32-3	電話 3471-4667	FAX 3740-4014
・二葉図書館	二葉 1-4-25	電話 3782-2036	FAX 3782-9430
・荏原図書館	中延 1-9-15	電話 3784-2557	FAX 3784-8951
・南大井図書館	南大井 3-7-13	電話 3761-6780	FAX 3768-7976
・源氏前図書館	中延 4-14-17	電話 3781-6273	FAX 5702-4190
・ゆたか図書館	豊町 1-17-7	電話 3785-6677	FAX 5702-4035
・大井図書館	大井 5-19-14	電話 3777-7151	FAX 3777-4970
・五反田図書館	西五反田 6-5-1	電話 3492-2131	FAX 3492-4995
・大崎図書館	北品川 5-2-1	電話 3440-5600	FAX 3440-5604
・大崎図書館分館	大崎 3-12-22	電話 3491-3430	FAX 3491-3291
・八潮図書館	八潮 5-10-27	電話 3799-1414	FAX 3790-3442

点字図書館（視覚障害者情報提供施設）

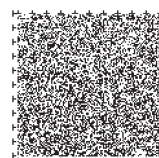
身

事業内容

- (1) 点字図書・録音図書の製作・貸出
- (2) 視覚障害者用具の販売あっせん（※ただし、東京ヘレン・ケラー協会点字図書館では扱わず）
- (3) 点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成など

窓口▶

- ・日本点字図書館
 〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4 電話 3209-0241
- ・東京ヘレン・ケラー協会点字図書館
 〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20 電話 3200-0987
- ・日本視覚障害者団体連合点字図書館
 〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2 電話 3200-6160



7 税の軽減

▼ 税の負担を軽減させ、障害者の自立をはかります。 ▼

所得税・住民税の障害者控除

身 知 精

本人または同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当するとき

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている人（1・2級は特別障害者）
- (2) 愛の手帳の交付を受けている人（1・2度は特別障害者）又は精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人（重度の知的障害者と判定された人は特別障害者）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（1級は特別障害者）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている人（特別項症～第3項症の人は特別障害者）
- (5) 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者）
- (6) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者）
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を受けている人（特別障害者）
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢が65歳以上の人で、(1)、(2)又は(6)に掲げる人に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人（特別障害者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障害者）

対 象

● 控除額

区 分		所得税		住民税	
		本人	同一生計配偶者又は扶養親族	本人	同一生計配偶者又は扶養親族
障害者控除	障害者		27万円		26万円
	特別障害者		40万円		30万円
	同居特別障害者	／	75万円	／	53万円

窓 □▶

所得税に関すること

- ・ 品川税務署 電話 3443-4171（代表）
- ・ 荏原税務署 電話 3783-5371（代表）
- ・ 勤務先の給与担当課

住民税に関すること

- ・ 税務課 電話 5742-6663～6
FAX 5742-7108

住民税・森林環境税の非課税

身 知 精

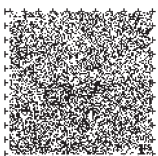
次のいずれかに該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下の人。

- (1) 身体障害者手帳1～6級
- (2) 愛の手帳1～4度
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1～3級
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている人
- (5) 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人
- (6) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を受けている人
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢が65歳以上の人で、(1)、(2)又は(6)に掲げる人に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人

対 象

窓 □▶

税務課 電話 5742-6663～6
FAX 5742-7108





自動車税・軽自動車税

身 知 精

次に該当する障害者またはその人と生計を共にする人が所有し、障害者のために使用する自動車について減免されます。また、もっぱら障害者が利用するために車いすの昇降装置・固定装置を取り付けた自動車（「車いす移動車」、「入浴車」等の車両）についても減免されます。

(1) 身体障害者手帳

障害の区分		障害の程度
下肢機能障害		1 級～6 級
体幹機能障害		1 級～3 級・5 級
上肢機能障害		1 級・2 級
乳幼児期以前の非進行性	上肢機能障害	1 級・2 級
脳病変による運動機能	移動機能障害	1 級～6 級
視覚障害		1 級～3 級・4 級の 1
聴覚障害		2 級・3 級
平衡機能障害		3 級・5 級
音声機能または言語機能障害		3 級 (こう頭摘出に係るものに限る)
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸 および小腸の機能障害、肝臓機能障害		1 級・3 級・4 級 (肝臓機能障害は 1 級～4 級)
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～3 級

対 象

(2) 愛の手帳 総合判定が 1 度～3 度

(3) 戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

該当する障害の程度については、各窓口まで直接お尋ねください。

※ 減免が受けられる自動車（軽自動車、二輪車等を含みます。）は障害者の方お一人につき 1 台に限られます。

● 申請場所と申請期限

(1) 自動車税：品川都税事務所・品川自動車税事務所

当該年度の納税通知書に記載された納期限（通常は 5 月末日）までに申請する。（あらたに自動車を取得した場合は登録の日から 1 か月以内に申請する）

※ 上記以外の期間には、翌年度分の申請を受け付けする。

(2) 軽自動車税：区役所 税務課

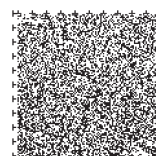
毎年納税通知書発付日（5 月中旬）から納期限（通常は 5 月末日）までに申請する。

※ 必要書類・要件等については、各窓口までお問い合わせください。

窓 口 ▶

- 品川自動車税事務所 電話 3471-6670（代）
- 品川都税事務所 個人事業税班 電話 3774-6666（代）（他の都税事務所でも申請可）
- 都税総合事務センター
（東京都自動車税コールセンター）電話 3525-4066
- 税務課 電話 5742-6667 FAX 5742-7108

7
税の軽減



7 税の軽減

個人事業税

身 知 精

対象・内容・
申請期限

- (1) 前年中の総所得額が370万円以下であり、納税者または扶養親族等が障害者である場合は、減免（1人につき5,000円、特別障害者は1万円）されます。
- (2) 減免を受けるためには、納期限までに申請が必要です。

窓 口 ▶

品川都税事務所 個人事業税班 電話 3774-6666（内線 2210～2217）

相続税

身 知 精

対 象

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている人（1・2級は特別障害者）
- (2) 愛の手帳の交付を受けている人（1・2度は特別障害者）又は精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人（重度の知的障害者と判定された人は特別障害者）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（1級は特別障害者）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている人（特別項症～第3項症は特別障害者）
- (5) 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者）
- (6) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者）
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人のうち、その障害の程度が（1）、（2）又は（6）に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人（特別障害者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障害者）
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢が65歳以上の人で、その障害の程度が（1）、（2）又は（6）に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人（特別障害者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障害者）

内 容

相続人が障害者である法定相続人で相続や遺贈で財産を取得した時に日本国内に住所がある人のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。差し引かれる金額は、年齢に応じて次のとおりとなります。

区 分	控除される税額
一般障害者	(85歳 - 相続開始時の年齢) × 10万円
特別障害者	(85歳 - 相続開始時の年齢) × 20万円

窓 口 ▶

品川税務署 電話 3443-4171（代表）

荏原税務署 電話 3783-5371（代表）

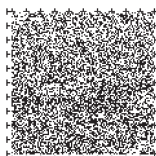
贈与税

身 知 精

対 象

- (1) 身体障害者手帳 1・2級の交付を受けている人（特別障害者）
- (2) 愛の手帳の交付を受けている人（1・2度は特別障害者）又は精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人（重度の知的障害者と判定された人は特別障害者）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（1級は特別障害者）
- (4) 戦傷病者手帳の特別項症～第3項症の交付を受けている人（特別障害者）
- (5) 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者）
- (6) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者）
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人のうち、精神または身体の障害の程度が（1）、（2）又は（6）に掲げる人に準ずるものとして市町村等の認定を受けている人（特別障害者）
- (8) 精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が（1）、（2）又は（6）に掲げる人に準ずるものとして市町村等の認定を受けている人（（1）、（2）又は（6）に掲げる人のうち特別障害者となる人に準ずるものとして市町村等の認定を受けている人は特別障害者）

※ なお、制限納税義務者及び非居住無制限納税義務者については、この非課税制度の適用はありません。





特定障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭・有価証券などの財産を信託業務を営む銀行に信託し、その信託の利益を受けることとなったときは、その信託受益権の価額のうち 6,000 万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては 3,000 万円）までの金額が非課税になります。

内 容

なお、信託の際、受託者の営業所を経由して税務署に申告が必要です。

※ 特定障害者とは、次に掲げる人をいいます。

- ① 特別障害者
- ② 特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある人

窓 口 ▶

・ 品川税務署 電話 3443-4171（代表）

・ 荏原税務署 電話 3783-5371（代表）

関税

身

対 象

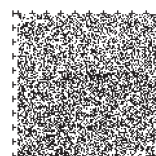
身体障害者用に特に製作された器具等で政令で定めるもの、および社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品の輸入については、輸入申告の際に必要な手続きを行うことにより、関税が免除される場合があります。

窓 口 ▶

東京税関業務部税関相談官室（税関手続等に関する相談窓口）
電話 3529-0700 Email : tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp

7

税
の
軽
減



▼ 経済的負担を軽くするため、各種料金が軽減されます。 ▼

JR 運賃・私鉄運賃

身 知 児

心身障害者（児）・精神障害者とその介護者が JR 線・私鉄線・連絡社線を利用する場合運賃が割引になります。連絡社線とは JR と連絡運輸（乗車券の通し発売）の扱いをしている交通機関（私鉄線、一部のバス路線・航路等）です。

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方とその介護者

※ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方が割引を受けるためには手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に第 1 種または第 2 種の区分が明記されていること、手帳に顔写真が貼付されていることが必要です。

● 割引率

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第 1 種身体障害者、第 1 種知的障害者 および第 1 種精神障害者が介護者と利用	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（JR 線のみ）	5 割 （バスの 定期券 3 割）	JR 線・私鉄線 （JR に準ずる） （航路・バスを含む） および連絡社線の各駅相互間
12 歳未満の第 2 種身体障害者、第 2 種 知的障害者および第 2 種精神障害者が 介護者と利用	定期券（介護者のみ）	介護者同率	
第 1 種身体障害者、第 1 種知的障害者 および第 1 種精神障害者が単独で利用	普通乗車券	5 割	同上、ただし鉄道・航路は片道の営業キロが 100 キロメートルを超える区間に限る。 （私鉄線は取扱区間が異なる場合があります）
第 2 種身体障害者、第 2 種知的障害者 および第 2 種精神障害者が単独で利用			

- (1) グリーン料金・特急料金は除かれます。また 12 歳未満心身障害児については小児運賃の 5 割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はありません。
- (2) 私鉄は最低運賃制度をとっているため割引した額が最低運賃を下まわる場合は、最低運賃を支払います。

購入方法

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を発売窓口にて提示し、行先、乗車券の種類等を口頭またはメモの提示により、申し込んでください。なお、乗車中は必ず身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を携帯してください。

※ 12 歳以上の第 1 種心身障害者が介護者付添で利用する場合、片道 100 キロまでは、券売機で小児乗車券を購入し、有人改札を通ることで利用できます。（乗車券提示の際に手帳の提示も必要）

窓 口 ▶ 各販売窓口

※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が区分を記載するための窓口は東京都福祉局 障害者施策推進部精神保健医療課（03-5320-4464）または中部総合精神保健福祉センター（03-3302-7575）となります。

■ 障がい者 IC カード

対 象

第 1 種身体障害者、第 1 種知的障害者および第 1 種精神障害者の大人の方と介護する任意の方 1 名

※ 第 2 種身体障害者、知的障害者および第 2 種精神障害者の方と小児の方は対象外です。

利用方法

障害者本人および介護者が同時かつ同一行程で鉄道およびバスに乗車する場合に、自動改札機またはバス料金機にタッチすることで、自動的に割引運賃が適用されます。

その他

サービスの詳細については、各社ホームページでご確認ください。また、都営交通無料乗車券を搭載することができます。詳しくは、東京都交通局ホームページまたは都営交通お客様センター（03-3816-5700）にお問い合わせください。

■ 戦傷病者割引

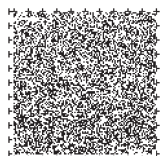
戦傷病者手帳を持っている方が対象で、障害の程度により年 1 枚～12 枚の戦傷病者乗車券引換証を交付します。

手続き方法

東京都へ申請して受け取った戦傷病者乗車券引換証・戦傷病者急行券引換証を、乗車券購入時に戦傷病者手帳と一緒に販売窓口にて提出します。

窓 口 ▶

東京都福祉局 生活福祉部 企画課 電話 5320-4078





都営交通（電車、バス、地下鉄、日暮里・舎人ライナー）

身 知 精 児

■ 身体障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者

障害者本人は乗車料が無料となります。※都営交通無料乗車券が交付されます。同乗の介護者も下記の場合は介護者割引が受けられます。

【介護者割引について】

- (1) 第1種身体障害者手帳、第1種・第2種愛の手帳または第1種療育手帳（東京都以外が発行のもの）の所持者の方が介護者と同乗する場合は、手帳を提示すると5割引になります。
- (2) 第2種身体障害者手帳または第2種療育手帳（東京都以外が発行のもの）の所持者の方が介護者と同乗する場合は、手帳を提示すると5割引になります。ただし、地下鉄については、手帳所持者の方が12歳未満で、かつ定期券を利用している時のみ介護者割引（5割引）を受けられます。

● 無料乗車券の交付について

都内に居住する（住民票がある）次のいずれかに該当する方に都営交通の無料乗車券を交付します。（シルバーパス所持者を除く）

- (1) 身体障害者手帳を持っている方
- (2) 愛の手帳（療育手帳）を持っている方
- (3) 戦傷病者手帳特別項症～第5款症の方
- (4) 原爆被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている方および健康管理手当を受けている方）

● 申込について

区役所 障害者支援課へ、次の(1)～(4)のうち1種類をお持ちのうえ手続きしてください。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 愛の手帳（療育手帳）
- (3) 戦傷病者手帳
- (4) 被爆者健康手帳と次のいずれかの書類
 - ・厚生労働大臣（厚生大臣）の認定書
 - ・医療特別手当証書
 - ・特別手当証書
 - ・健康管理手当証書

● 有効期限と更新手続きについて

無料乗車券には有効期限が記載されています。有効期限の月の1日以降に手帳と現在お使いの無料乗車券をお持ちのうえ、更新手続きを行ってください。

窓 □ ▶

- ・ 障害者支援課 障害者支援係
電話 5742-6707 FAX 3775-2000
- ・ 磁気式の「都営交通無料乗車券」をICカード式（PASMO、障がい者用PASMO）に変更できます。ICカード式（PASMO、障がい者用PASMO）への変更は、都営地下鉄定期券発売所で行えます。
（区内都営地下鉄定期券発売所）
浅草線五反田駅 品川区東五反田 1-26-2 電話 3449-5074
営業時間 8:00～20:00 無休（年末年始を除く）

■ 精神障害者

障害者本人は乗車料が無料となります。※都営交通乗車証が交付されます。

● 乗車証の交付について

都内に居住する精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に都営交通乗車証を交付します。（シルバーパスや他の障害者等の無料乗車券の所持者を除く）

内 容

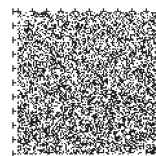
【申込・発行窓口】

23区内の

- (1) 都電・都バスの定期券発売所（紙券）
- (2) 都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所で発行します。（磁気券）窓口に必要なものをお持ちのうえ、手続きしてください。
 - ① 精神障害者保健福祉手帳
 - ② 乗車証（更新の場合）

窓 □ ▶

各申込・発行窓口



8

公共料金などの軽減

8 公共料金などの軽減

民営バス

身 知 精 児

内 容

障害者（児）が民営バスを利用するときに、障害者手帳や「民営バス乗車割引証」「民営バス通勤・通学定期券割引購入申込書」を提示（提出）することで、料金が割引になります。

身体障害者手帳・愛の手帳の所持者とその介護人。または精神障害者保健福祉手帳の所持者

対 象

●利用路線

対象となる会社のバス運転系統のうち都内の停留所相互間

主な対象となるバス会社 東急バス、京浜急行バス、
京王電鉄バス、小田急バス、他

●割引率・利用方法

利用区分		割引率	利用方法
(1)	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳（注 1）を持っている方が、単独で利用する場合	5 割 （注 2）	乗車時に手帳を提示
(2)	第 1 種身体障害者の方または愛の手帳を持っている方が介護人付き添いで利用する場合	5 割 （介護人同率）	「心身障害者民営バス乗車割引証」を乗車時に提示
(3)	定期券を購入する場合 （身体障害者・知的障害者）	3 割 （注 3）	「定期券割引購入申込書」を購入時に提出

注 1) 東京都が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（ご本人のみ）が対象です。
他の道府県から交付された手帳、写真が貼付されていない手帳では、割引を受けられません。

注 2) 6 歳以上 12 歳未満の場合、小児運賃の 5 割引となります。注 3) 小児定期券は除く

※この表の（1）の場合は、手帳を提示するだけで割引が受けられます。

※この表の（2）と（3）の場合は、以下の「手続き方法」をご参照ください。

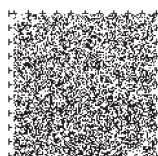
手続き方法

「心身障害者民営バス乗車割引証」「定期券割引購入申込書」の交付を希望される場合は、以下のものをご持参ください。

・身体障害者手帳または愛の手帳

窓 □▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000





フェリー旅客運賃

身 知 精 児

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人とその介護者。

内 容 発売窓口で手帳を提示して、乗船券を購入してください。
※ 割引率等は航路や運航会社により異なりますので、直接お問い合わせください。

窓 口▶ 各運航会社

航空旅客運賃

身 知 精

対 象 12 歳以上の次の方
(1) 身体障害者手帳所持者とその介護者 1 名
(2) 愛の手帳所持者とその介護者 1 名
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者 1 名
(4) 戦傷病者手帳所持者とその介護者 1 名

手続き・割引率 各航空会社にて設定のため、詳細は各航空会社へお問い合わせください。

窓 口▶
・各航空会社
・東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 社会参加推進担当
電話 5320-4147
(精神障害者保健福祉手帳所持者)
・東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援係
電話 5320-4464
(戦傷病者手帳所持者)
・東京都福祉局 生活福祉部 企画課 援護恩給担当
電話 5320-4078

テレビ受信料

身 知 精

● 全額免除

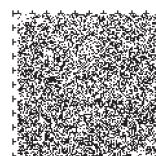
- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合
- (2) 愛の手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合

● 半額免除

- (4) ・視覚障害または聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者
・身体障害者手帳 (1 級または 2 級) をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者
- (5) 愛の手帳 (1 度または 2 度) をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者
- (6) 精神障害者保健福祉手帳 (1 級) をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者
- (7) 戦傷病者手帳 (特別項症～第 1 款症) をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者

※ 窓口でお渡しする「確認書」と「放送受信料免除申請書」を、NHK 中央営業センターに提出してください。

窓 口▶
・(1)、(2)、(4)、(5)、(7) の身体・知的障害者等については、障害者支援課、(3)、(6) の精神障害者については、品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センターが窓口となります。
・NHK 中央営業センター 〒150-0041 渋谷区神南 1-6-12 渋谷コロンバンビル 2F
電話 5456-2141 FAX 5456-6131



8

公共料金などの軽減

8 公共料金などの軽減

青い鳥郵便はがき

身 知 児

身体障害者手帳、療育手帳を持っている方に無料で「はがき」をさしあげます。

対 象

- ① 身体障害者手帳 1 級または 2 級の方
- ② 療育手帳 1 度または 2 度の方、「A」の表記がある方

内 容

年 1 回、受付期間に申し込みにより 20 枚を無料で後日、郵送いたします。
受付期間の詳細については最寄の日本郵便または郵便局におたずねください。

窓 口 ▶

(最寄の日本郵便)
・品川郵便局 電話 0570-943-704
・大崎郵便局 電話 0570-030-416
・荏原郵便局 電話 0570-943-865

都立公園等入場料

身 知 精 児

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を持っている人とその付添の方。

公園などの窓口到手帳を提示すれば無料（一部、割引）で入場できます。また、車いすの貸出しをしている施設もあります。

内 容

● 無料となる施設

恩賜上野動物園・多摩動物公園・井の頭自然文化園・葛西臨海水族園・清澄庭園・夢の島熱帯植物館・浜離宮恩賜庭園・小石川後楽園・旧芝離宮恩賜庭園・神代植物公園・旧古河庭園・六義園・向島百花園・殿ヶ谷戸庭園・東京都江戸東京博物館・東京都写真美術館・東京都現代美術館・東京都体育施設・旧岩崎邸庭園 等

窓 口 ▶

各施設

都立公園駐車場

身 知 精 児

次の都立公園では、有料駐車場を障害者が利用する場合身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を各駐車場窓口提示すれば、無料で利用できます。

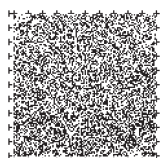
対象・内容

● 無料となる施設

代々木公園・木場公園・砧公園・駒沢オリンピック公園・上野恩賜公園・水元公園・葛西臨海公園・東綾瀬公園・井の頭恩賜公園・神代植物公園・小金井公園・石神井公園・光が丘公園・野川公園・府中の森公園・夢の島公園・潮風公園・舎人公園・篠崎公園・大島小松川公園・汐入公園・蘆花恒春園・武蔵野公園・赤塚公園・武蔵国分寺公園・武蔵野の森公園・宇喜田公園・浮間公園・中川公園・大泉中央公園・城北中央公園・和田堀公園・武蔵野中央公園・高井戸公園・六仙公園

窓 口 ▶

(公財) 東京都公園協会 電話 3232-3138





区立施設の使用料減免

身 知 精 児

● 個人が使用するとき

区内在住の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、区立の公園運動施設、温水プール、区立体育館のフリー利用を利用するときは、使用料が免除となります。公園運動施設、温水プール以外の施設の使用料の減免については、各施設にお問い合わせください。

● 障害者福祉団体が使用するとき

区立施設の集会室、会議室、公園運動施設、区立学校の屋内運動場、区立体育館などを区に登録してある障害者福祉団体が使用するときは、使用料免除になる場合があります。詳しくは各施設にお問合せください。

窓 □ ▶ 各施設の窓口に手帳、登録証等を提示してください。

区営自転車等駐車場

身 知 精 児

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳等をお持ちの方が区営自転車等駐車場の定期利用（1 月単位の利用）の申請をした場合、優先して利用承認を受けられ、通勤または通学に自転車等を使用することが不可欠と認められると使用料が免除されます。

対象・内容

また、生活保護法により生活扶助を受けており、通勤または通学に自転車等を使用することが不可欠と認められると使用料が免除されます。

なお、当日利用（1 日単位の利用）は、使用料の免除はありません。

詳しくはお問い合わせください。

窓 □ ▶ 地域交通政策課 自転車対策係 電話 5742-6786 FAX 5742-6887

粗大ごみの廃棄物処理手数料

対 象

特別児童扶養手当を受けている世帯

内 容

申請により粗大ごみの収集にかかる手数料が免除されます。粗大ごみ受付センターへ申し込みをする際に、特別児童扶養手当を受給しているとお伝えください。粗大ごみ受付センターから、減額免除手続き案内書をお送りします。

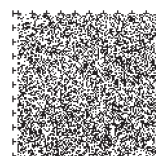
減額免除手続き案内書に記載されている必要書類をご用意のうえ、申請されるご本人が品川区清掃事務所で、お手続きをいただくか、品川区電子申請サービス「〔品川区清掃事務所〕粗大ごみ処理手数料の減免申請」からご申請ください。

窓 □ ▶

- (粗大ごみ収集の申し込み)
- 粗大ごみ受付センター 電話 6733-5374
 - 聴覚障害者の方の場合 FAX 3378-7707
- (減額免除手続き)
- 品川区清掃事務所 電話 3490-7051 FAX 3490-7041

8

公共料金などの軽減



8 公共料金などの軽減

NTT 電話番号案内の無料利用

身 知 精

対 象

- (1) 身体障害者手帳を持っている視覚障害者 1～6 級の人、肢体不自由（上肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2 級の人、聴覚障害 2・3・4 級、6 級の人、音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障害 3・4 級の人
- (2) 戦傷病者手帳を持っている視力の障害特別項症～第 6 項症の人、上肢の障害特別項症～第 2 項症の人、聴覚障害第 2 項症・第 4 項症の人、音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障害第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症の人
- (3) 愛の手帳を持っている人
- (4) 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【FAX によるお問合せ注意事項】

- ・ お問合せ内容、お客様のお名前、折り返しの FAX 番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。
- ・ お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- ・ お客様が送信してから、3 営業日以上折り返しがない場合は通信機器のトラブル等が考えられますので再度送信をお願いします。
- ・ 返信は FAX で行いますので、FAX を受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。
- ・ ご利用方法等については、お問合せください。

内 容

申請により、電話番号案内を無料で利用できます。

窓 口 ▶

NTT ふれあい案内事務局 フリーダイヤル

電話 0120-104174 FAX 0120-104134

受付時間 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

携帯電話料金の割引

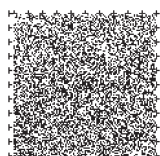
身 知 精 児

対象・内容

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人は、携帯電話の基本使用料や各種サービス等の割引を受けることができます。割引率や申し込み方法等の詳細は、携帯電話会社へ問い合わせてください。

窓 口 ▶

各携帯電話会社





タクシー運賃

身 知 精 児

身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている方がタクシーを利用すると運賃が割引になります。

対象・内容

※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も一部のタクシーを除き、割引になります。乗務員にお尋ねください。

● 割引率

10%割引（福祉タクシー利用券を利用した場合にも割引が受けられます。）必ず乗車時に手帳に貼付された写真を呈示してください。

窓口▶

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 電話 3264-8080

福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付

身 知 児

内 容

外出困難な障害者に対し、日常生活のために必要なタクシーの利用料金または自動車燃料費の一部を助成する助成券を交付します（月 3,500 円分交付）。区が委託したタクシー業者または区内の契約ガソリンスタンドで利用できます。

対 象

次のいずれかの障害がある方。

- (1) 下肢、体幹機能障害 1～3 級
- (2) 視覚障害 1・2 級
- (3) 内部障害 1 級
- (4) 愛の手帳 1・2 度

● 備考

新規申請者（新規手帳取得者および転入者等）については、申請のあった月から助成券を交付します。なお、それ以降は、毎年 3 月下旬に、引き続き対象となる方へ助成券を郵送しますので、改めて申請する必要はありません。

窓口▶

- ・（申請窓口） 障害者支援課 障害者支援係
電話 5742-6707 FAX 3775-2000
- ・（交付窓口） 品川区社会福祉協議会
電話 5718-7171 FAX 5718-7170

福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付（医療型短期入所利用者）

身 知 児

内 容

外出困難な医療的ケア児者等が、医療型短期入所を利用するために必要なタクシーの利用料金または自動車燃料費の一部を助成する助成券を交付します（月 20,000 円分交付）。区が委託したタクシー業者または区内の契約ガソリンスタンドで利用できます。

対 象

次のいずれかの記載がある受給者証が交付されている方。

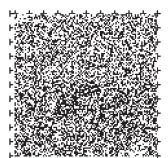
- (1) 短期入所障害者医療型（療養介護）
- (2) 短期入所障害者医療型（その他）
- (3) 短期入所障害児医療型（重心・医ケア）
- (4) 短期入所障害児医療型（その他）

● 備考

新規の方については、受給者証の給付開始月から助成券を交付します。なお、それ以降は、毎年 3 月下旬に、引き続き対象となる方へ助成券を郵送しますので、改めて申請する必要はありません。

窓口▶

- ・（申請窓口） 障害者支援課 障害者相談支援担当
電話 5742-6711 FAX 3775-2000
- ・（交付窓口） 品川区社会福祉協議会
電話 5718-7171 FAX 5718-7170



介護タクシー利用補助券の交付

身 児

内 容

移動時に車いすやストレッチャー等を使用するため外出が困難な障害のある方の外出機会や生活圏拡大を目的として、介護タクシー利用料金の一部（予約料、迎車料、基本介助料）を補助する「介護タクシー利用補助券」を交付します。ご希望の方は申請をお願いいたします。

対 象

次のすべてに該当する方。

- (1) 「福祉タクシー・自動車燃料費助成券」の交付を受けている方
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が次のいずれかに該当する方
 - ・ 下肢・体幹機能障害 1～3 級
 - ・ 視覚障害 1・2 級
 - ・ 内部障害 1 級
 - (3) 外出時の移動に車いす、ストレッチャー等を使用し、介護タクシーを利用する方
- ※ 対象は、車いす・ストレッチャー等を使用した状態でそのまま介護タクシーに乗車する方です。

交付内容

月あたり 4 枚

※ 利用補助券は、区と契約した介護タクシーに乗車した際、1 枚につき乗車 1 回にあたり発生する予約料・迎車料・基本介助料を無料とします。

※ 新規申請者については、申請のあった月から利用補助券を交付します。それ以降は毎年 3 月下旬に、引き続き対象となる方へ新年度分を郵送しますので、改めて申請する必要はありません。

窓 口 ▶

- ・ (申請窓口) 障害者支援課 障害者支援係
電話 5742-6707 FAX 3775-2000
- ・ (交付窓口) 品川区社会福祉協議会
電話 5718-7171 FAX 5718-7170

リフト・寝台付福祉タクシーの運行

外出困難な心身障害者および寝たきり高齢者等の利便と生活圏の拡大を図るため、リフト・寝台付福祉タクシーを運行しています。

対 象

区内に住所のある方で、車いすを利用している方、または寝たきりの状態の方。

利用方法

タクシー会社へ直接予約してください。
申し込みは、利用する日の 1 ヶ月前から受け付けます。

利用申込先

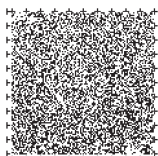
株ゆうけあらず（あんしんサポートタクシーサービス）電話：3787-0006
受付時間：午前 8 時～午後 5 時

料 金

迎車料金（初乗り料含む）とタクシーメーター運賃額で利用できます。身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方は呈示により運賃が 1 割引になります。
※ 乗車時、介護の必要な方は必ず介護人が付き添ってください。

窓 口 ▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000





有料道路料金

身 知 児

内 容

本割引制度は、有料道路を利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するために、全国の有料道路事業者が統一的に実施しているものです。

対象者

- 第 1 ～ 2 種身体障害者手帳、第 1 種愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方
- ※ 第 1 種手帳は本人運転と本人同乗（介護運転）の場合に適用
- ※ 第 2 種手帳は本人運転の場合のみ適用

対象車両

- (1) 自動車を登録する場合（障害者 1 人につき 1 台のみ）
障害者本人、配偶者、同居の親族等が所有する個人名義の自家用自動車
- (2) 自動車を登録しない場合
親族や知人等が所有する自家用自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（第 1 種障害者の方のみ）など
- ※ タクシーをご利用の場合は、事前にタクシー会社にお問い合わせください。
- ※ 乗車定員などの要件があります。
- ※ 法人名義や事業用の自動車は対象外です。

手続き

- 以下のものを持って、区役所障害者支援課窓口まで。
- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳
- (2) 自動車検査証（車検証）の原本（コピー不可）
※ 電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」も併せてお持ちください。
- (3) 運転免許証（本人が運転する場合）
※ ETC を利用する場合は、上記に加えて次のものをお持ちください。
- (4) ETC カード（障害者本人名義、ただし障害者本人が 20 歳未満の場合は親権者その他の法定代理人名義の ETC カードでも可）
- (5) 車載器セットアップ証明書（車載器管理番号のわかるもの）
※ 自動車を登録しない方は(1)身体障害者手帳または愛の手帳、(3)運転免許証（本人が運転する場合）のみ。

● オンライン申請について（ETC 利用希望者のみ）

ETC を利用する場合は、新規・更新・変更の手続きについてオンライン申請が可能です。オンライン申請には事前に「マイナンバーカード」「マイナポータルへの事前登録」「マイナポータルアプリが使えるスマートフォン」の用意が必要です。

詳細は有料道路事業者の「有料道路における障害者割引制度のオンライン申請」のホームページをご確認ください。 <https://www.expressway-discount.jp/>

利用方法

証明を受けた身体障害者手帳または愛の手帳を料金所で提示してください。ETC 利用の場合は、登録完了後、登録している自動車でのみノンストップ走行が可能です。

窓 口 ▶

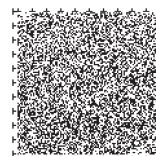
障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

お問い合わせ ▶

- ・（制度に関すること）首都高速道路（株）首都高お客さまセンター（24 時間年中無休）
電話 6667-5855 FAX 3249-1161
- ・（オンライン申請に関すること）有料道路 ETC 割引登録係
電話 045-477-1233（受付時間平日 9：00 ～ 17：00）

9

タクシー・自動車



自動車運転免許取得費の助成 ※必ず教習する前にご相談ください。【地域生活支援】

身 知

対 象

18 歳以上の障害者で、次のすべてに該当する方

- (1) 運転免許適格審査に合格している方（内部障害の方は必要なし）
- (2) 身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方および愛の手帳の交付を受けている方。ただし、内部障害については 4 級以上、下肢・体幹機能障害で歩行困難な方は 5 級まで対象になります。
- (3) 品川区内に 3 ヶ月以上引き続いて住んでいる方
- (4) 本人の前年の所得税が 40 万円以下であること
- (5) 他制度により助成を受けていないこと

内 容

一種普通免許を取得するため要した経費の 2/3 までの額で次の額を限度とします。

前年の所得税額	限度額
0 円	164,800 円
1 円～ 42,000 円	144,200 円
42,001 円～ 400,000 円	123,600 円

（限定解除に要する費用は 20,600 円を限度として実支出額（費用）を補助します。）

窓 □ ▶

障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000

自動車改造費の助成 ※必ず改造する前に申請してください。【地域生活支援】

身

対 象

下記のすべてに該当する方

- (1) 区内に住居を有し、本人または扶養義務者等の前年所得（または所得税額）が、制限額以内であること
- (2) 上肢・下肢・体幹機能障害で 1・2 級の障害者手帳の交付を受けていること
- (3) 自らが所有し運転する自動車であること

内 容

自らが運転するために必要な操向装置および駆動装置の改造に要する経費を助成します。助成限度額は前年所得により、133,900 円または 66,950 円となります。

窓 □ ▶

障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000

福祉車両の購入・改造費の助成 ※必ず購入・改造前に申請してください。

身

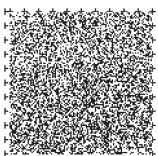
区内在住の車いす使用者が、車いすで乗降をするための改造を施した自動車の購入・改造費用の一部を助成します。

対 象

- (1) 区内に引き続き 1 年以上住所のある方
- (2) 身体障害者手帳の所持者で常時車いすを使用する方
- (3) 前年の所得が別に定める所得制限基準額以内の方
- (4) 助成金額以上の費用を要する方
- (5) 車検証の車の所有者が本人または同居の親族であるもの
- (6) 過去 5 年間に於いて、申込者または保護者等が助成を受けていないこと

助成金額

- ・車両購入費助成 300,000 円
- ・車両改造費助成 150,000 円



窓 □ ▶

障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000



駐車禁止等除外標章の交付

身 知 精 児

対 象 都内に住所を有し、92 ページの表にある障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

申請者 都内に住所を有する身体障害者等
※ 申請者が未成年者または知的障害者、精神障害者の場合や、身体的理由により来署することが困難であると認められる場合は、原則として申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族若しくは姻族を申請代理人とすることができます。

都内の警察署（交通課）に申請してください。

申請に必要な書類

- 手続き**
- ・ 身体障害者手帳等
 - ・ 本人確認書類（マイナンバーカード等）
 - ※ 精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児童手帳をお持ちの方は、別途必要な書類がありますのでお問い合わせください。
 - ※ 代理申請の場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本等）および申請代理人本人の確認ができる身分証明書を持参してください。
 - ※ 申請および標章受理時間は、平日 8:30 ~ 16:30 です。（土曜日、日曜日、休日、年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日を除きます。）
 - ※ 車両を変更された時の手続きは不要です。

**駐車できる
場所**

公安委員会の標識等により駐車禁止の規制がある道路の部分および時間制限駐車区間の駐車枠内。
※ 駐停車禁止、法定駐車禁止場所、駐車方法違反および身体障害者等本人が現に使用中と認められない場合は除外されません。

駐車の方法

運転者が、車両を離れ直ちに運転することができない状態で、駐車（放置駐車となるとき）する場合は、運転者の連絡先または用務先をわかりやすく記載した書面を警察官等が確認できるように駐車禁止等除外標章とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。

窓 □▶

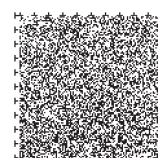
居住地を管轄する警察署

- ・ 品川警察署 電話 3450-0110
- ・ 大井警察署 電話 3778-0110
- ・ 東京湾岸警察署 電話 3570-0110

- ・ 大崎警察署 電話 3494-0110
- ・ 荏原警察署 電話 3781-0110

9

タクシー・自動車

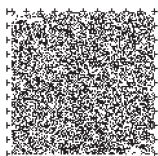


9 タクシー・自動車

■ 駐車禁止の対象除外となる障害の区分・級

手帳の種別	障害の区分		障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 3 級までの各級または 4 級の 1	
	聴覚障害		2 級または 3 級	
	平衡機能障害		3 級	
	肢体不自由	上肢機能障害		1 級、2 級の 1 または 2 級の 2
		下肢機能障害		1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害		1 級から 3 級までの各級
		運動機能障害	上肢機能	1 級または 2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
			移動機能	1 級から 4 級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器ぼうこう 又は直腸 小腸機能障害、肝臓		1 級または 3 級 (肝臓機能障害は、1 級から 3 級までの各級)	
	免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	
(再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方)				
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害 心臓、じん臓、呼吸器ぼうこう 又は直腸 小腸、肝臓機能障害		特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害		特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛の手帳 (東京都療育手帳)	1 度または 2 度 (3・6・12・18 歳に達したときの更新申請が終了している方)			
精神障害者保健福祉手帳	1 級 (精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)			
小児慢性特定疾病児童手帳	(色素性乾皮症の認定を受けている方)			

※ 下肢機能障害のみ、下肢機能障害の指数合算とします。





▼ 公営住宅に入居を申し込むとき、次のような優遇制度があります。 ▼

都営住宅家族向（抽せん方式）

身 知 精

都営住宅入居資格のある方で、以下の条件に該当する方

1. 申込者または同居親族が
 - (1) 身体障害者手帳 5 級～の方
 - (2) 愛の手帳 4 度もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 3 級の障害者の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
 - (3) 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方
2. 申込者または同居親族が
 - (1) 身体障害者手帳 1 級～ 4 級の方
 - (2) 愛の手帳 1 度～ 3 度の方
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
 - (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方

対 象

抽せん方式（優遇抽せん）

一般の方より有利な優遇抽せんが受けられます。

内 容

（優遇倍率は 1. の場合は、5 倍 2. の場合は 7 倍）

なお、募集は年 2 回（5 月・11 月上旬頃）の予定です。

入居資格については、募集時のパンフレットで確認してください。

窓 □▶

- ・ JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
〒 150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- ・ 住宅課 住宅運営担当（募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963

都営住宅家族向（ポイント方式）

身 知 精

都営住宅入居資格のある方で、申込者または同居親族が

対 象

- (1) 身体障害者手帳 1 級～ 4 級の方
- (2) 愛の手帳 1 度～ 3 度の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方

ポイント方式

内 容

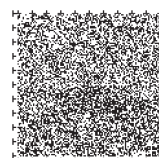
抽せんによらないで、住宅困窮度を判定し、困窮度の高い世帯から順に、募集戸数分の世帯を入居資格審査対象者とし、審査合格者に住宅をあっせんします。

なお、募集は年 2 回（2 月・8 月上旬頃）の予定です。

入居資格については、募集時のパンフレットで確認してください。

窓 □▶

- ・ JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
〒 150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- ・ 住宅課 住宅運営担当（募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963



都営住宅単身者向

身 知 精

対 象

身体障害者手帳 1 級～4 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）、愛の手帳 1 度～4 度で、単身者向住宅の入居資格のある方

内 容

抽せん方式
 なお、定期募集は年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月上旬頃）、毎月募集は年 4 回（1 月・4 月・7 月・10 月の中旬～下旬頃）に実施予定です。
 入居資格については、募集時のパンフレット等で確認してください。

窓 □ ▶

- ・ JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
 〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- ・ 住宅課 住宅運営担当（定期募集の募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963

都営住宅車いす使用者世帯向・単身者向

身

対 象

都営住宅入居資格のある方で、申込者または同居親族に車いすを使用している方がおり、以下のすべての条件に該当する方

- (1) 身体障害者手帳 1 級・2 級の方または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 2 の第 1 項症以上の方
- (2) 住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いす使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす利用者本人が来社することで車いす使用を証明できること。

※ 車いす使用者は、東京都内に居住する満 6 歳以上の方（単身者向は成年者）で、そのことが住民票の写しで証明できること。

なお、募集は年 2 回（2 月・8 月上旬頃）の予定です。

内 容

世帯向はポイント方式
 単身者向は抽せん方式
 入居資格については、募集時のパンフレットで確認してください。

窓 □ ▶

- ・ JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
 〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- ・ 住宅課 住宅運営担当（募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963

都営住宅使用料の特別減額

身 知 精 難

対 象

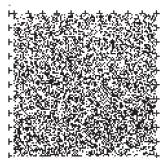
- ① 身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2・3 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）の交付を受けている方がいる世帯
- ② 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている方、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている方、児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方、公害医療手帳の交付を受けている方がいる世帯等

内 容

都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

窓 □ ▶

JKK 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター
 電話 0570-03-0071（ナビダイヤル）または 03-6279-2652（一般電話）
 ※ ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外となります。





UR 都市機構「新築 UR 賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

身 知 精

内 容

身体・知的障害者の方がいる世帯が、抽選を伴う新築 UR 賃貸住宅に申し込む際、当選率が「普通」区分の 20 倍に優遇されます。

対 象

申込本人または同居する親族が、次の（１）または（２）に該当する方。

（１）身体障害者手帳の交付を受けている ４ 級以上の障害のある方。

※ 資格確認時において、「身体障害者手帳（１～４ 級）」の写しを提出していただきます。

（２）下記のいずれかに該当する方。

① 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方。

② 児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。

※ 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方については、安全確保・財産保全等の観点から、賃貸借契約の締結に際して、契約内容を丁寧に説明した上で、必要な支援を受けられているかを確認させていただきます。

※ 資格確認時において、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写しまたは診断書等を提出していただきます。

窓 □ ▶

UR 都市機構 東日本賃貸住宅本部住宅経営部 営業開発課 電話 03-5323-3560

障害者住宅

身

住宅にお困りのひとり暮らしの障害者の方に住宅を提供します。

※ 新規・空き室については、「広報しながわ」で募集します。

対 象

次のすべてに該当する方

（１）身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方

（２）立退き要求を受けているか、保安上・保健衛生上劣悪な住宅に住んでいる方

（３）品川区内に 2 年以上住んでいる方

（４）独立して日常生活ができ、自炊可能な方

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

障害者住宅あつ旋

身 知 精

住宅にお困りの障害者に対して、「品川区住宅確保要配慮者入居促進事業」により住宅のあつ旋を行うとともに、要件に該当する方に対して転居資金等の一部を転居後に助成します。

助成対象は次のすべてに該当する方

（１）身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級の障害者を含む世帯

対 象

（２）品川区内に引き続き 2 年以上住所を有する方

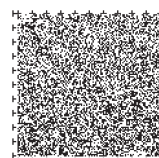
（３）前年所得（1 月～6 月までは前々年）が基準額を超えない方

（４）品川区内の民間賃貸住宅へ転居できる方

（５）品川区住宅確保要配慮者入居促進事業の決定通知を予め受けている方

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000



11 保育・教育・療育

▼ 障害の状態や発達段階に応じて、よりよい環境を整えた、保育・教育が行われます。 ▼

児童発達支援（未就学）・放課後等デイサービス（学齢児）【障害児通所給付】

児

対象・内容

- ・児童発達支援…発達に支援の必要な児童に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導や知能技能の習得支援、集団生活への適応訓練等を行います（実施施設は P119～120）。
- ・放課後等デイサービス…発達に支援の必要な児童に対し、授業の終了後、または学校の休業日に施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います（実施施設は P119～120）。

支給日数

利用する障害児や世帯の状況等を勘案して決定します。

利用者負担

令和 7 年 4 月より無償化しました。

窓

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

保育園

対象・内容

保護者が就労している等の理由で保育を必要とする障害児等を実施可能な範囲で集団保育します。

窓

保育施設運営課 保育・教育担当 電話 5742-7857 FAX 5742-9178

幼稚園

対象・内容

他の幼児と一緒に教育の可能な障害児等を、対応できる範囲で受け入れます。

窓

保育施設運営課 保育・教育担当 電話 5742-7857 FAX 5742-9178

学校

対象・内容

心身の障害や、発達の偏り、ことばの遅れなど、学校生活に心配や不安がある児童・生徒の学校教育での支援について、相談をお受けします。
下記学校一覧表参照

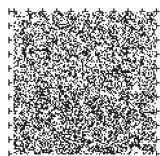
窓

区教育委員会 教育総合支援センター 特別支援教育担当 西五反田 6-5-1 教育文化会館 4 階
電話 5740-8202 FAX 3490-2007

心身に障害のある児童・生徒のための学校一覧表

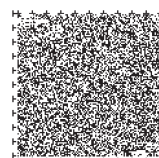
身 知 精 児

障害の種類	設立	種別	学校名	学部	所在地	電話
視覚障害	国立	盲学校	筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・中・ 高	文京区目白台 3-27-6	3943-5421
	都立		文京盲学校	高	文京区後楽 1-7-6	3811-5714
			久我山青光学園 ※知的障害部門も併設(小・中)	幼・小・中	世田谷区北烏山 4-37-1	3300-6235
			葛飾盲学校	幼・小・中	葛飾区堀切 7-31-5	3604-6435 FAX3602-9096





障害の種類	設立	種別	学校名	学部	所在地	電話		
聴覚障害	都立	ろう学校	大塚ろう学校	幼・小	豊島区巢鴨 4-20-8	3918-3347 FAX3915-9844		
			大塚ろう学校 城南分教室	幼	大田区東六郷 2-18-19	5710-3043 FAX5710-3045		
			葛飾ろう学校	幼・小・中・高	葛飾区西亀有 2-58-1	3606-0121 FAX5697-0275		
			中央ろう学校	中・高	杉並区下高井戸 2-22-10	5301-3034 FAX5301-3035		
			立川学園	幼・小・中・高	立川市栄町 1-15-7	042-523-1358 FAX042-523-6421		
	区立	通級指導学級 (難聴)	豊葉の杜学園	義(前・後)	品川区二葉 1-3-40	3782-2930		
肢体不自由	国立	特別支援学校 (肢体不自由)	筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	小・中・高	板橋区小茂根 2-1-12	3958-0181		
	都立		城南特別支援学校	小・中・高	大田区東六郷 2-18-19	3734-6308		
病弱	都立	特別支援学校 (病弱)	光明学園	小・中・高	世田谷区松原 6-38-27	3323-8421 FAX3327-8428		
	区立	特別支援学級 (病弱)	清水台小学校	小	品川区旗の台 1-11-7	3781-4841		
知的障害	国立	特別支援学校 (知的障害)	筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・中・高	文京区春日 1-5-5	3813-5569		
			東京学芸大学附属 特別支援学校	幼・小・中・高	東久留米市氷川台 1-6-1	042-471-5274		
	都立		品川特別支援学校	小・中	品川区南品川 6-15-20	5460-1160		
			港特別支援学校	高	港区港南 3-9-45	3471-9191		
			臨海青海特別支援学校	小・中	江東区青海 2-5-1	3529-5700		
			青山特別支援学校	小・中	港区南青山 2-33-77	3475-3922		
			区立	第一日野小学校	小	品川区西五反田 6-5-32	3492-6258	
	浜川小学校			小	品川区南大井 4-3-27	3761-0530		
	中延小学校			小	品川区中延 1-11-15	3781-4016		
	浅間台小学校			小	品川区南品川 6-8-8	3474-2727		
	上神明小学校			小	品川区二葉 4-4-10	3781-4792		
	荏原第五中学校			中	品川区旗の台 5-11-13	3781-5643		
	日野学園			義(前・後)	品川区東五反田 2-11-1	3441-3209		
	伊藤学園			義(前・後)	品川区大井 5-1-37	3771-3374		
	八潮学園			義(前・後)	品川区八潮 5-11-2	3799-1641		
	荏原平塚学園			義(前・後)	品川区平塚 3-16-26	3782-7770		
	品川学園			義(前・後)	品川区北品川 3-9-30	3474-2671		
	豊葉の杜学園			義(前・後)	品川区二葉 1-3-40	3782-2930		
	言語障害			区立	通級指導学級 (言語障害)	戸越小学校	小	品川区豊町 2-1-20
			台場小学校			小	品川区東品川 1-8-30	3471-4943
情緒障害等	区立	特別支援学級 (自閉症・ 情緒障害)	宮前小学校	小	品川区戸越 4-5-10	3781-4386		
			伊藤小学校	小	品川区西大井 5-6-8	3771-5331		
			浜川中学校	中	品川区東大井 3-18-34	3761-1014		
			大崎中学校	中	品川区西品川 3-10-6	3491-6626		
		特別支援教室	全区立学校	—	—	—		



11 保育・教育・療育

就学奨励費

身 知 精 児

対象・内容

区立小・中・義務教育学校の特別支援学級に在学または通級している児童・生徒に対して、就学に必要な経費の一部を援助しています。（※対象経費によって所得制限があります）

窓口▶

学務課 学事係 電話 5742-6828 FAX 5742-0180

対象・内容

特別支援学校に在学している生徒に対し奨励費がでます。（盲学校、ろう学校含む）
（※対象経費によって所得制限があります）

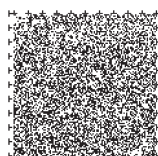
窓口▶

各特別支援学校

講座・講習会・スポーツ

身 知 精 児

制 度	対 象 ・ 内 容	窓 口
視覚障害者 音楽教室	- 対象 都内在住・在勤・在学の視覚障害者 - 内容 楽器演奏・音楽鑑賞	東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 電話 5320-6859 FAX 5388-1734
視覚障害者教養講座	- 対象 都内在住・在勤・在学の視覚障害者その他関心のある方 - 内容 講演等	
聴覚障害者 社会教養講座	- 対象 都内在住・在勤・在学の聴覚障害者その他関心のある方 - 内容 講演等	
聴覚障害者 手話で学ぶ文章教室	- 対象 都内在住・在勤・在学の聴覚障害者 - 内容 文章の書き方等の学習	
聴覚障害者 コミュニケーション教室	- 対象 都内在住・在勤・在学の聴覚障害者その他関心のある方 - 内容 聴覚障害者のコミュニケーションに関する学習	
日曜サークル青年コース	- 対象 区内在住、軽度の知的障害者（16～30歳未満） - 内容 外出活動、料理、音楽、宿泊、見学などのグループ活動、体験講座 - 会場 荏原文化センター他	文化観光戦略課 生涯学習係 電話 5742-6837 FAX 5742-6893
日曜サークル成人コース	- 対象 区内在住、軽度の知的障害者（30歳以上） - 内容 手工芸、料理、バスハイクなどの活動 - 会場 こみゆにていぶらざ八潮他	
日曜サークル自主コース	- 対象 青年コースに6年以上在籍された方 - 内容 メンバーの自主企画・運営を基本としたグループ活動 - 会場 外出活動中心	
スポーツ	各種スポーツ事業・施設を紹介します。お気軽にお問合せください。 (1) スポーツ事業 各種目を楽しめる区立体育館フリー利用をはじめ、障害者水泳教室等があります。 (2) スポーツ施設 区立体育館や温水プール、お近くの小・中・義務教育学校の校庭・体育館などの施設をご利用いただけます。 ご利用の方法は施設によって異なりますので、事前にお問合わせください。	スポーツ推進課 地域スポーツ推進係 電話 5742-6838 FAX 5742-6585 (公財) 品川区スポーツ協会 電話 3449-4400 FAX 3449-4401



12 就労・資金の貸付



仕事を探している方、技術を身につけたい方、就業資金が足りない方などのために、
▼ 次のような制度があります。 ▼

障害者就労支援センター「げんき品川」

身 知 精 難

障害者就労支援センターでは、障害のある方の就労に関するさまざまな相談に応じ、住み慣れた地域で就労するために、必要な知識・技能を習得する訓練を行い、安心して働き続けるための支援を行います。

相談内容

また、長時間の就労が困難な障害者等の一般就労を促進するため、週 20 時間未満での働き方となる障害者等の超短時間雇用促進事業を進めています。

利用料や登録料は無料で、障害者手帳や判定の有無は問いません。登録にあたっては面接を実施しますので、事前にお問い合わせください。

連絡先 ▶ 大崎 4-11-12 電話 5496-2525 FAX 5496-2580

就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援【自立支援給付】

身 知 精 難

● 就労選択支援

障害者本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

● 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

内 容

● 就労継続支援（雇用型・非雇用型）

一般企業等での就労が困難な障害のある方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

● 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労をした障害のある方に対し、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行います。

窓 □ ▶

- ・ 各就労支援事業所 P.117 ~ 118 参照
- ・ 障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

職業紹介と相談 公共職業安定所（ハローワーク）

身 知 精 難

障害者の職業相談・紹介、採用後の定着に関する支援および障害者雇用に関する相談、求人受理を行っています。

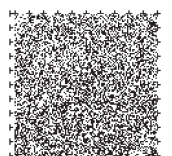
対象・内容

手話通訳による相談日は事前にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

※ 初回登録時等障害者手帳を確認することがありますので、障害者手帳をお持ちください。

窓 □ ▶

品川公共職業安定所 港区芝 5-35-3 2 階
電話 5419-8609 (45 #) FAX 3453-1607



12

就労・資金の貸付

12 就労・資金の貸付

職業相談と就労支援 東京障害者職業センター

身 知 精 難

対 象 障害者、事業主および関係機関

ハローワークや関係機関と連携しながら次のような職業リハビリテーションサービスを行っています。利用は、予約制ですので、事前にお電話等でお申し込みください。

● 障害者へのサービス

- (1) 職業相談、職業評価、職場適応支援
- (2) 職業準備支援（就職・復職に向けた準備、職場定着を実現するための就労支援カリキュラム）

内 容

● 障害者と事業主双方へのサービス

- (1) ジョブコーチ支援（職場へ一定期間計画的にジョブコーチが訪問して行う支援）
- (2) リワーク支援（うつ病等による休職者の復職支援）

● 事業主へのサービス

- (1) 障害者の雇用管理に関する相談・支援
- (2) 障害者の雇用管理に関する講習会 等

● 関係機関へのサービス

- (1) 職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助
- (2) 効果的な職業リハビリテーションサービスに必要な知識・技術の習得のための各種研修等

窓 口 ▶

- ・ 東京障害者職業センター 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階
電話 6673-3938 FAX 6673-3948
- ・ (リワーク支援)
リワークセンター東京 台東区元浅草 3-18-10 上野 NS ビル 7 階
電話 5246-4881 FAX 5246-4882

職業訓練 国立職業リハビリテーションセンター

身 知 精 難

住 所 〒 359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2 電話 04-2995-1711

身体障害、難病、高次脳機能障害、精神障害、発達障害、知的障害のある方で、次の要件を満たしている方。

対 象

- (1) 原則として、障害者手帳取得者または医師の診断を受けている方
- (2) 公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録している方
- (3) 国立職業リハビリテーションセンターでの受講や通所が可能な方

内 容

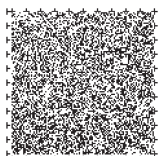
障害の特性に応じた対応方法が身につけられるよう、個々の状況に合わせた訓練を行います。職業人として自立し、定着を図るための指導や助言とともに、健康や医療への相談・指導も行っています。

費 用

受講料は無料。（食費や教材費などは自己負担）

申込方法

入所申請の手続きは、ハローワークでご確認ください。身体障害、難病、高次脳機能障害のある方で通所が困難な場合、「施設入所支援」を利用する方法があります。希望される場合は福祉サービス利用について、障害者支援課障害者相談支援担当にご相談ください。



窓 口 ▶

- ・ 障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000
- ・ 品川公共職業安定所（ハローワーク品川）港区芝 5-35-3 2 階
電話 5419-8609 (45 番) FAX 3453-1607



公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課

身 知 精 難

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

● 障害者雇用就業サポートデスク

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です）。

飯田橋 | 月～金 午前9時～午後5時
多摩 |
TEL 03-5211-5462（飯田橋・多摩共通）

● 就活セミナー

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。

障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

● 企業見学

対象・内容

障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を見学することができます。

● 職場体験実習

企業で働いた経験がない（少ない）、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを随時行うほか、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

● 障害者委託訓練事業

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

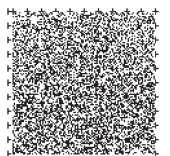
- ・ 知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）
- ・ 障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と現場実習など）
- ・ 実践能力取得訓練コース（事務補助、清掃など）
- ・ e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者が対象。Web 製作実践講座など）
- ・ 在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）受講料……無料（交通費、食事代等は訓練生負担）

※ 訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。

上記、各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。

窓 □ ▶

公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課
〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階
電話 5211-2681
ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



12

就労・資金の貸付

12 就労・資金の貸付

職業訓練 東京障害者職業能力開発校

身 知 精

対 象

都立職業能力開発センター等で訓練を受けることが困難な身体、知的、精神障害者および発達障害者の方（障害者手帳をお持ちの方、一部科目は診断書や判定書でも可）

内 容

専門知識の他、コミュニケーションやビジネスマナーなどの知識も身につけ就職を目指します。また、ハローワークと連携して就職の相談・支援を行います。

科 目

1 年科目： ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィック DTP 科、ものづくり技術科、建築 CAD 科、製パン科、実務作業科（知的障害者）、OA 実務科（重度視覚障害者）

6 か月科目： 調理・清掃サービス科、オフィスワーク科・職域開発科（精神および発達障害者）

3 か月科目： 就業支援科

※ OA 実務科においては、訓練は外部に委託します。

費 用

授業料は無料、教科書は支給。ただし、作業服代等は、本人負担です。

申込方法

募集する科目や時期については校ホームページでご確認ください。

お住まいの住所地を管轄するハローワークへお申し込みください。

毎週見学会を実施しています。入校を検討されている方は下記へご連絡ください。

お問い合わせ ▶

東京障害者職業能力開発校 小平市小川西町 2-34-1
電話 042-341-1427 FAX 042-341-1451

雇用保険の失業等給付

身 知 精 難

対象・内容

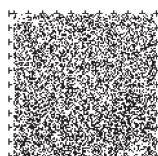
雇用保険被保険者である障害者が離職（退職）し、失業の状態が続いているときに生活を保障するために給付金を支給する制度です。給付できる日数・日額は在職中の勤務年数・賃金により決定します。

また、手続後、早期に再就職した場合に就業促進手当が支給されることがあります。

退職した事業所から離職票の交付を受けましたら、なるべく早めに手続きしてください。

窓 口 ▶

失業給付の詳細についてのお問い合わせは
品川公共職業安定所雇用保険給付課 電話 5419-8609（11 番） FAX 3453-1626





生活福祉資金の貸付

身 知 精

対 象

「身体障害者手帳」「愛の手帳（療育手帳）」「精神障害者保健福祉手帳」いずれかの交付を受けた方の属する世帯あるいは障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給者証を所持している世帯。

内 容

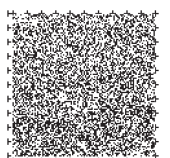
- ① 技能習得費
就職をするための知識や技能を習得するために必要な経費（運転免許取得費用および各種学校などの授業料）、生計中心者が技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費
 - ② 生業費
自営業に必要な経費
 - ・ 設備、機械、器具、車両等を購入、修理する費用
 - ・ 店舗、作業場の補修、改造する費用など
 - ・ 新規創業時の資材、原材料の購入、仕入れ費用
 - ③ 転居費
住居の移転に際し必要な経費、賃貸契約の更新に伴う経費
 - ④ 就職支度金
就職に際し必要な経費（洋服、靴、通勤定期などの購入費）
 - ⑤ 住宅改修費
住宅の増築、改修、補修、保全にかかる経費
 - ⑥ 福祉用具購入費
機能回復訓練器具および日常生活の便宜を図るための用具を購入等をするために必要な経費
 - ⑦ 介護等費
障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受け、または補装具を購入、修理するために必要な経費および生計中心者が、その障害福祉サービスなど受給期間中に生計を維持するために必要な経費
 - ⑧ 障害者自動車購入費
障害者が自ら運転する自動車、または障害者と同居して生計を同一としている者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜などを図るために自動車を購入するのに必要な経費
 - ⑨ 障害者自動車修理費
障害者自身または障害者のために車を所有する障害者世帯が自動車修理、車検に要する費用
- * 上記の資金の貸付は、貸付限度額、条件、利子、返済期間が、対象資金によって異なります。未払い、未契約の費用が対象です。
- また、生活福祉資金には、上記の資金のほか、低所得世帯等を対象にした貸付があります。
- 詳しくは、必ず事前にご連絡の上、ご相談ください。

窓 □ ▶

品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170

12

就 労 ・ 資 金 の 貸 付



13 障害者虐待防止法

障害者虐待防止法について

平成 23 年 6 月 17 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が議員立法により可決成立し、同月 24 日に公布されました。

本法律は、平成 24 年 10 月 1 日から施行され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに、障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。その体制整備のために、区市町村では「区市町村障害者虐待防止センター」、都道府県では「都道府県障害者権利擁護センター」を設置しています。

【3 種類の障害者虐待】

障害者虐待防止法では、虐待を以下の 3 種類に分けています。

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 使用者（事業主）による障害者虐待

【虐待にあたる行為】

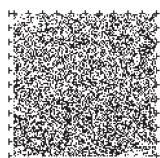
- * 身体的虐待…身体に傷や痛みをおわせる暴行を加えること。
- * 性的虐待…無理やりわいせつなことをしたり、させたりする。
- * 心理的虐待…侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的苦痛を与える。
- * 放棄・放任（ネグレクト）…食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をせず、心身を衰弱させること。
- * 経済的虐待…同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを障害を理由に与えないこと。

虐待かな？と思ったらご連絡ください！

品川区障害者虐待防止センター（障害者支援課）しながわ見守りホットライン
0120 (726) 605

※通報した人の秘密は守られます。※通報は匿名でもかまいません。※誤報だとしても罰せられません。

通報・届出の対応だけでなく、障害者や養護者に対する相談、助言等も行います。





障害者差別解消法について

障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的として、平成28年4月1日より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

令和3年5月、同法は民間事業者も合理的配慮の提供が義務となる改正がされ、令和6年4月1日より施行されました。また、品川区では、品川区職員が障害のある人に適切に対応するため、「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定しました。

【障害者差別解消法の概要】

この法律は、国や地方公共団体、会社やお店などの事業者に対して「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。

【対象となる障害者】

この法律でいう障害者とは、障害者手帳を所持している人だけでなく、心身の機能の障害があり、社会的障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人も対象になります。

【不当な差別的取扱いの禁止】

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否するまたは提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない人に対しては付さない条件を付するなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。

【合理的配慮の提供】

障害者から社会的障壁を取り除いてほしいという意思が伝えられた場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を取り除くために、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務付けられています。

【品川区障害者差別解消法ハンドブック】

多くの方に障害および障害のある人への理解を深めていただくため、ハンドブックを作成しています。障害者施策推進課窓口等で配布しています。

お問い合わせ ▶ 障害者施策推進課計画推進係 電話 5742-6762 FAX 3775-2000

東京都障害者権利擁護センター

TEL : 03-5320-4223

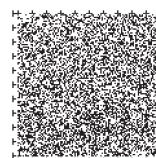
(電話対応時間 平日午前9時～午後5時まで)

FAX : 03-5388-1413

メールアドレス : syougaisyakenriyugo@section.metro.tokyo.jp

東京都障害者権利擁護センターでは、障害を理由とする差別解消に関する知識経験のある広域支援相談員を設置し、障害者、家族、関係者からの相談のほか、事業者からの相談を受け付けています。

なお、広域支援相談員に相談しても紛争事案が解決されない場合の紛争解決の仕組みとして、あっせん、勧告および公表の手続きを設けています。



▼ 障害者（児）の方の社会参加を容易にするために、次のことを行っています。 ▼

選挙

● 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、投票所へ行くことが困難な方のために、郵便等により自宅で投票できる制度です。制度を利用するには、あらかじめ選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受ける手続きが必要です。

区ホームページは
こちらから



＜郵便等による不在者投票を利用できる方＞

自書が可能な方で、下表のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2 級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3 級
	免疫・肝臓の障害	1～3 級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第 2 項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第 3 項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護 5

対象・内容

＜代理記載による不在者投票を利用できる方＞

自書が困難な方で上表の要件に該当しさらに下表の要件を満たしている場合、あらかじめ選挙管理委員会へ代理記載人（選挙権を有する者に限る）1 名を届出することで、代理記載による郵便等投票を利用できます。

	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	1 級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢もしくは視覚の障害	特別項症～第 2 項症

● 指定病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは各施設へお問い合わせください。

※ 区内の対象施設は、区ホームページで確認できます。

区ホームページは
こちらから



どなたでも投票しやすい環境をめざしています

● 点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできます。

● 代理投票

投票所において、ご自分で投票用紙への記入が困難な方は「代理投票」ができます。「代理投票」は、投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

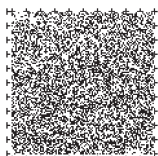
● その他の支援

- ・ スロープの設置
- ・ 車いす・拡大鏡・老眼鏡・投票用紙記名補助具を用意
- ・ 高さの低い記載台を設置
- ・ コミュニケーションボードを用意
- ・ 投票支援カードを用意

区ホームページは
こちらから



「投票支援カード」は投票所入場整理券とともに郵送しているほか、区ホームページからダウンロードもできます。
・ 障害のある方や介護が必要な方は、投票所への移動に関して支援が受けられる場合があります。



窓 □ ▶

選挙管理委員会事務局 電話 5742-6845 FAX 5742-6894



障害者まつり・レクリエーション（ふくしまつり）

対象・内容

障害のある人となない人が共に楽しみふれあうことを目的として、障害者と家族が区民との交流、親睦を図るため、毎年、区内の福祉施設や福祉団体で実行委員会を結成し行っています。

窓口▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

東京都障害者休養ホーム事業

対象・内容

障害者（児）の方が、家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、その施設を利用した方の宿泊料の一部を助成します。

助成額 1泊につき 大人 6,490 円 子ども 5,770 円 助成回数 1人 年度 2泊まで
※ パンフレット・申込用紙は障害者支援課にあります。

窓口▶

（公財）日本チャリティ協会 新宿区新宿 1-18-12 柳田ビル 3F 電話 3353-5942 FAX 3359-7964

障害者表彰

対象・内容

障害者で自立生活し、他の模範となる方や、障害者の自立支援に尽くした功績が特に顕著である方（法人を含む）を、区長が表彰します。

窓口▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

障害者作品展

対象・内容

障害者の方が、日々の創作活動や日中活動を通して制作した作品を発表する機会として作品展を開催しています。

窓口▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

障害者週間記念のつどい

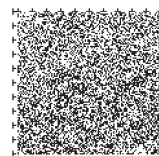
障害者の福祉についての関心と理解を深めるための普及啓発事業として、毎年障害者週間に開催しています。

窓口▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

15

社会参加



16 やさしい防災について〈安心と安全を！〉

はじめに

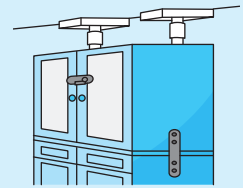
災害時に自分の安全を守るためには、日頃から備えをし、知識を身につけておくことが重要です。災害が起これば、自分一人ではできることに限界があります。日頃から地域と交流し、いざというときに助け合って避難生活ができるよう、防災訓練などにも参加しましょう。

日頃からの備え

● 家庭内の安全対策・家の外回りの点検

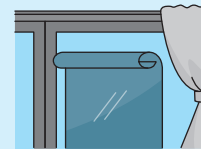
落下・転倒・移動防止対策

- ☐ 家具類は、転倒防止器具等で落ちてこない、倒れないまたは移動しないようにする。
- ☐ テレビ等、重たい家具は高いところに置かない。
- ☐ 戸棚やタンスなどの上に物を置かない。
- ☐ 自宅の耐震診断や耐震補強を行う。



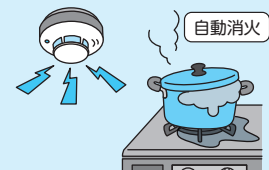
その他の身の安全対策

- ☐ 寝室には、できるだけ家具を置かない。
- ☐ 窓や戸棚などのガラスには、飛散防止フィルムを貼る。
- ☐ 廊下や階段などに、滑り止めや手すりを付ける。



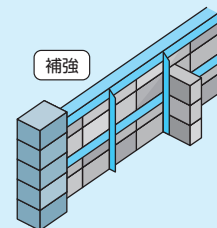
出火防止対策

- ☐ 寝具、カーテンなどは、防災加工のあるものを使う。
- ☐ 住宅用防災機器（火災警報器・ガス漏れ警報器、自動消火装置など）を設置する。
- ☐ ガスレンジなど火元のまわりには、燃えやすいものを置かない。
- ☐ 火を使用する場所には消火器を設置する。
- ☐ 感震ブレーカーを設置する。



家の外回りの点検

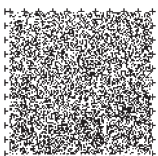
- ☐ 不安定な屋根のアンテナや屋根瓦なども補強しておく。
- ☐ ベランダや出窓などには落下し危険のため植木鉢などを極力置かない。
- ☐ ブロック塀や石垣、門柱などは倒れたりしないか点検し、弱い部分は補強する。建て直すときは、生け垣にしていこう。



高齢者等の家具転倒防止対策助成事業

高齢者、障害者の世帯に家具転倒防止器具の購入費と取付費を助成します。
対象世帯、助成の内容等詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当 電話 5742-6735 FAX 5742-6882





消火器の購入のあっせん

対 象

区内にお住いの個人の方
期間、申込方法等の詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 防災課防災設備係 電話 5742-7134 FAX 3777-1181

防災用品販売あっせんのご案内

区内在住・在勤者を対象に、防災用品を通常より買い求めやすい価格で販売あっせんしています。

商品に関する
お問い合わせ先 ▶ 東京都葛飾福祉工場 電話 3608-3541 FAX 3608-5200

お問い合わせ ▶ 防災課 啓発・支援担当 電話 5742-6696 FAX 3777-1181

16

やさしい防災について

非常持出品等のリスト

普段から持ち歩くもの

- ☐ 常用している薬
- ☐ ヘルプカード
- ☐ 笛・ブザー
- ☐ 障害者手帳
- ☐ お薬手帳・
保険証・診察券
- ☐ マイナンバーカード



非常時に持ち出すもの

- ☐ 非常食品
(アルファ化米・保存用パック商品)
- ☐ 医薬品
(傷薬・絆創膏・包帯・胃腸薬・常備薬)
- ☐ 照明器具(懐中電灯)
- ☐ 貴重品(現金・保険証)
- ☐ 携帯ラジオなど
- ☐ 携帯トイレなど(持ち運べるトイレ)
- ☐ 感染症対策(マスク・アルコール)

家庭内備蓄品リスト

- ☐ 食料品(長期保存できる主食やおかずなど)
- ☐ 飲料水(一人一日3リットルが目安)
- ☐ 衣類(下着・上着・(長袖・長ズボン)・タオル)
- ☐ 生活用水(洗濯機や風呂に貯めておく)
- ☐ 携帯トイレ・簡易トイレ



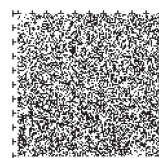
※ 非常持出品・家庭内備蓄品は家庭ごとに必要なものが異なります。

各家庭でどのようなものが必要か考えましょう。(アレルギー対応食品、おむつ等)

在宅避難について、7日間分以上の飲料水・食料・生活用品の家庭内備蓄、日常食べている、日持ちのする食品を少し多めに買い置きし、期限の近いものから消費して、少なくなる前に買い足しておく方法(循環備蓄＝ローリングストック)をおすすめします。

地域との交流をはかる

- ☐ 町会・自治会や近所の人などに災害が起きた場合の安否確認と避難時の誘導等をお願いしておく。
- ☐ 日頃から、地域の行事やイベントに参加し交流を深める。
- ☐ 地域の人たちと関係を作り、自身の状況を理解してもらうようにする。



16 やさしい防災について〈安心と安全を！〉

災害時の行動

避難の心得

- ☐ 避難する時はあわてず行動する。
- ☐ 日頃から2通り以上の逃げ道を確保しておく（エレベーターは使わない）。
- ☐ ラジオや防災行政無線などによる情報を聞く。
- ☐ 避難する時は集団で行動し、単独行動を避け、お互いに協力しあう。



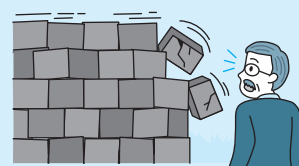
屋内にいるとき

- ☐ テーブルの下に入り身を守る。
- ☐ 揺れなどがおさまってから調理器具や暖房器具の火を確実に消す。
- ☐ 火が出たら、近所に協力を求め、できれば早く消火する。（炎が天井にとどいたら必ず逃げる）
- ☐ 逃げ道を確保する。
- ☐ 外に逃げるときは落下物に注意し、落ち着いて行動する。
- ☐ 避難するときは、電気のブレーカーやガスの元栓を切る。



屋外にいるとき

- ☐ 頑丈なビルに入り身をまもる。
- ☐ 自動販売機、ブロック塀、ビルの壁際などに近づかない。
- ☐ 周囲の人たちに応援を頼む。



災害時の情報収集

品川区ホームページ

避難情報を発信しています。



しなメール（しながわ情報メール）

区の情報を電子メールで配信しています。登録は無料です。



品川区公式 SNS

(X (旧ツイッター)・Facebook・LINE) アカウントをお持ちの方は、災害に備えてフォローしてください。



- Inter FM (FM89.7MHz)
- FM しながわ (FM88.9MHz)

区からのラジオで災害情報を伝えます。

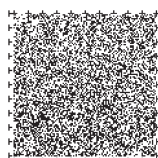
防災行政無線

(防災行政無線確認ダイヤル 0120-562-311)

緊急情報を、区内に設置してある屋外スピーカーで伝えます。放送内容を区ホームページでも確認できます。また防災行政無線で発信した緊急情報を、上記ダイヤルで聞くこともできます。

品川区防災ポータル・アプリ

平時は品川区の防災の取り組み、お知らせ、鉄道情報などを確認することができます。災害時は避難情報発令や避難所の開設、混雑状況などを確認することができます。また、音声読み上げにも対応しています。





Yahoo! 防災 (Yahoo! 暮らし)

区が発表する防災情報を、直接配信します。



避難情報緊急通知コール

品川区では、避難対象区域のうち、避難を必要とする方を対象に、メールや電話で避難情報を受け取ることができる「避難情報緊急通知コール」を運用しています。



耳で聴くハザードマップ

品川区において、視覚障害のある方を主な対象に、耳で聴くハザードマップを利用できるようにしています。紙面や Web 上にて視覚での情報取得が主だったハザード情報を自動音声読み上げ機能で提供します。

視覚障害のある方や高齢者の方にもハザード情報が取得しやすくなっています。

※ ハザード情報は、国土地理院のオープンデータを活用しています。



障害に応じた対応

目の不自由な人

【日頃から】

- 近所の人とコミュニケーションをとり情報収集の支援や避難所への誘導など災害時の援助をお願いしておく。

【発災時】

- 付近の人に声をかけて、周囲の状況や情報を教えてもらう。
- 情報を得られる適切な機関や安全な場所へ誘導をお願いする。
- 電熱器やガス器具、ストーブなどの火気や安全を、家族や近所の人を呼んで確認してもらう。



耳の不自由な人

【日頃から】

- 家族、近所の人などに、筆談などでコミュニケーションの方法を知ってもらい正しい情報を伝えてもらうようにする。
- 紙とペンなどを、常に筆談に備えて身近においておく。

【発災時】

- 外出中に災害が発生した場合は、まわりの人に状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導してもらう。



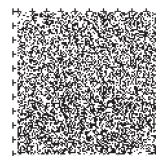
内部障害のある人

【日頃から】

- かかりつけ医から、災害時や、通院できない時の対処法をあらかじめ教えてもらっておく。緊急時の連絡先や必要な物品を準備しておく。

【発災時】

- かかりつけ医から、緊急時に必要な薬や処置について、書いてもらったものを確認し、行動する。



16 やさしい防災について〈安心と安全を！〉

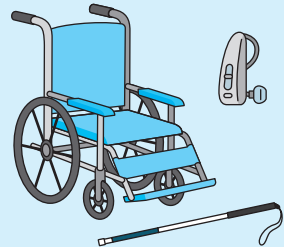
肢体不自由の人

【日頃から】

- 補助具（車いす等）など避難時に必要なものの手入れをし、緊急時にすぐ使えるところに置いておく。
- 避難場所や避難路を確認しておく。
- 近所の方などに援助の手助けを頼んでおく。

【発災時】

- 正しい情報を得て、帰宅経路の状況などを把握し行動する。必要に応じて付近にいる人に援助を求める。



知的障害のある人

【日頃から】

- 災害時に必要なものをすぐ持ち出せるようにしておく。
- 家族以外の緊急連絡先を見つけておく。
- 状況に応じて近隣住民の方に助けてもらえるよう日頃から交流を図るようにする。

【発災時】

- 通学通勤等しているときに災害にあったら、ひとりで悩まないで駅員や周囲の人にまず相談する。うまく話せないときには手帳を見せるようにする。



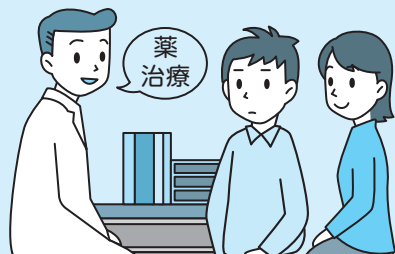
精神障害のある人

【日頃から】

- かかりつけ医から災害時や通院できない時の対処法をあらかじめ教えてもらっておく。
- 日頃服薬している必要な薬のリストを常に持ち歩くようにする。

【発災時】

- 自分で行動することが難しくなったときは、ヘルプカードなどを使って周囲の人に助けを求める。



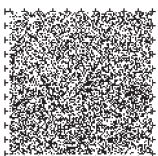
発達障害の人

【日頃から】

- 避難先が日常とは違う場所になることを考え（想定し）、日頃の安全グッズを身近に置いておく（聴覚過敏のイヤーマフ、コミュニケーションボード等）。
- 正しい情報を得る手段を日頃から用意し、対処方法を想定しておく。

【発災時】

- 障害を周囲に理解してもらえるような簡単な表示（ヘルプカード等）を利用する。





避難所

区民避難所

区では、地震等によって家屋が倒壊したり、火災による延焼のため自宅での生活が困難な方のために、区立の学校等を避難所として開設します。

あらかじめ、町会・自治会単位で避難所を指定していますのでご自分の避難する避難所をご確認ください。

福祉避難所

区民避難所で他の避難者と生活を送ることが困難で、個別避難計画であらかじめ指定された避難行動要支援者が避難する施設です。



個別避難計画

災害時に自ら避難することが難しい高齢者、要介護者、障害者等（避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画です。

作成対象者

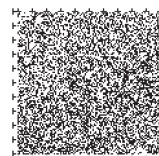
在宅で生活する次の避難行動要支援者で作成を希望する方

- ① 身体障害者手帳 1 級～3 級の方
- ② 愛の手帳 1 度～2 度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級～2 級の方で避難誘導に支援が必要とされる方

問い合わせ

- ①② 障害者支援課障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000
- ③ 品川保健センター保健担当 電話 3474-2904 FAX 3474-2034
- 大井保健センター保健担当 電話 3772-2666 FAX 3772-2570
- 荏原保健センター保健担当 電話 3788-7016 FAX 3788-7900

※ ①～③に該当される方で、要介護 1～5 の認定を受け介護保険サービスを利用されている方は担当ケアマネジャーにご相談ください。



16 やさしい防災について〈安心と安全を！〉

ヘルプカードの使い方

～ヘルプカードには、援助する人に伝えたい情報を記入してください～

ヘルプカードとは、援助を必要とする障害のある方が携帯し、周囲の方へ必要な支援や配慮をお願いするためのカードです。ヘルプカードには、災害時や日常生活の中で困った時に必要な支援内容や緊急連絡先をご記入ください。

ヘルプカードをヘルプカードホルダーに入れて、かばんなどにつけておくことで、周囲の方に配慮を必要としていること、必要な支援内容を知らせることができます。

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

品川区

ヘルプカードは、障害のある方が困った時に、周囲の方に必要な支援や配慮をお願いするためのカードです。

氏名 住所 生年月日 障害名 治療中の病名 かかりつけの病院 自由記入欄	① 氏名 ② 氏名 ③ 氏名 血液型 A・B・O・AB RH +・- アレルギー
---	---

ご自分の氏名・住所・生年月日・性別を記入します。

障害名、治療中の病名を記入します。

かかりつけの病院を記入します。

緊急時の連絡先です。ご自分が困った時、助けてくれる人の氏名・続柄・電話番号を記入します。
※記入にあたっては、相手方の了承を得てください。

血液型・飲んでいる薬を記入します。

アレルギーについて記入します。

【自由記入欄】
ご自分が困った時に助けてもらいたいことなどを記入します。
★例えば…コミュニケーション・食事・排泄・入浴・服薬・障害・病気などについて

携帯方法例

- ・定期入れや財布に入れる
- ・手帳にはさむ
- ・カバンに入れる・つける
- ・首から下げる

⚠️ 注意事項

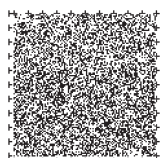
個人情報を記入するので、カードの取扱い・紛失に十分注意してください。



【ヘルプカード・ヘルプカードホルダー配布場所】
障害者支援課、各保健センター、支え愛・ほっとステーション（地域センター内）、区内相談支援事業所の窓口等

＜問い合わせ＞

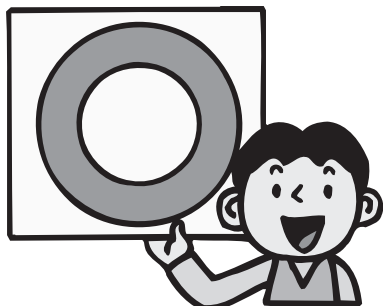
障害者支援課 障害者支援係
☎ 03-5742-6707 FAX 03-3775-2000



品川区「コミュニケーションシート」

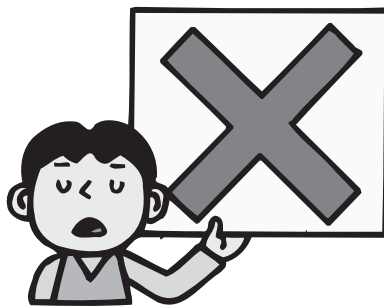
(切り取って、手帳に入れていざというときに役立ててください。)

はい



Yes

いいえ



No

ほしい



I want it

やめて



Please stop

わからない

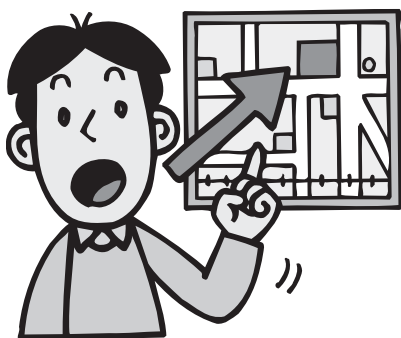


I don't understand

でんわ
してください



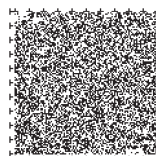
Please call



みち
道をおしえて



おとした



の
み
たい



I am thirsty

た
べ
たい



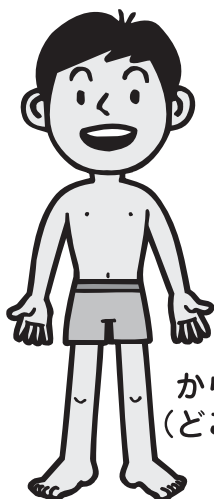
I am hungry



いくら?

ト
イ
レ

Restroom



からだ
(どこ?)



いつから?

When did it start?
언제부터? / 从什么时候开始的?
A partir de quando?
¿Desde cuándo?

さんまえ
■30分前から
30 minutes ago
30분 전부터 / 从半个小时前开始
A partir de 30 minutos antes
Desde hace 30 minutos

じかんまえ
■1時間前から
An hour ago
1시간 전부터 / 从一个小时前开始
A partir de 1 hora antes
Desde hace una hora

まえ
■それより前
Over an hour ago
그 전부터 / 从那之前开始
Antes disso
Desde más antes

くるしい

I feel shortness of breath

몸이 괴롭다 / 难受

Estou sufocado

Me siento muy mal



いたい

I have pain

아프다 / 疼痛

Estou sentindo dores

Siento dolor

すこし

A little

조금 / 有一点 (疼痛、难受)

Um pouco

Un poco

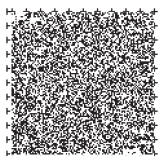
すごく

A lot

많이 / 非常的 (疼痛、难受)

Bastante

Mucho





指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

※ 区分 ①区立／指定管理 ②区立／委託 ③民設／民営

名称	所在地	電話番号	主たる対象 身 知 精 児	開設	※区分	運営法人
品川区旗の台障害児者相談支援センター	旗の台 5-2-2 (区立心身障害者福祉会館内)	5750-4995	○ ○ ○	H14.9	①	社会福祉法人品川総合福祉センター
品川区東品川障害児者相談支援センター	東品川 3-1-8 (福栄会 2 階)	5479-2912	○ ○	H25.4	③	社会福祉法人福栄会
品川区南品川障害児者相談支援センター	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内)	5460-5301	○ ○ ○	R1.10	①	社会福祉法人福栄会
品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	西五反田 2-24-2	5719-3381	○ ○ ○	H17.10	③	社会福祉法人福栄会
品川区発達障害児者相談支援センター	上大崎 1-20-12 (区立発達障害者支援施設「ぶらーす」内)	5793-7071	○ ○ ○ ○	R3.4	③	社会福祉法人げんき
品川区東品川精神障害者相談支援センター「のどか」	東品川 3-1-8	6260-2500	○ ○ ○	R7.6	③	社会福祉法人福栄会
品川区立大原児童発達支援センター	戸越 6-16-1	6426-6103	○ ○ ○	R7.9	①	株式会社学研ココファン・ナースリー
相談支援事業所パルレ	東大井 5-14-20 2 階	6712-8233	○ ○ ○	H27.1	③	特定非営利活動法人パルレ
相談支援事業所アプリ北品川	北品川 2-18-2 1 階	6712-3977	○ ○ ○	R1.10	③	リアルカンパニー株式会社
インクル南品川障害児者相談支援センター	南品川 4-11-1	3471-4830	○ ○ ○	R1.10	③	株式会社大崎ホームヘルプサービス
相談支援事業所えがお	平塚 2-13-7 1 階	6421-6210	○ ○ ○	R1.10	③	社会福祉法人恵正福祉会
福は家相談室品川	西大井 4-10-16-202	6429-8031	○ ○ ○ ○	R2.10	③	株式会社 Take Aim
相談支援室ちびっこタイム	東大井 5-5-13-101	3474-2515	○ ○ ○	R4.7	③	社会福祉法人げんき
コプラス 相談支援事業部	東五反田 4-9-2 2 階	6426-6688	○ ○ ○	R5.2	③	株式会社ライトサイン
相談支援事業所スタンドアウト品川	上大崎 2-6-4-106	090-9828-9463	○ ○ ○ ○	R5.4	③	株式会社ケアビィ
パーソナルファミリーサポートセンター	西五反田 5-4-5-903	6824-5143	○ ○ ○ ○	R5.4	③	株式会社 resona 教育研究所
ラシクラブコネクト東京	東大井 5-7-10 5 階	070-9358-1060	○ ○ ○ ○	R7.4	③	株式会社ラシクラブ
品川区中延障害者計画相談支援事業所	中延 6-8-8 (中延在宅介護支援センター内)	5751-7197	○ ○ ○	R1.12	③	社会福祉法人品川総合福祉センター
品川区東品川障害者計画相談支援事業所	東品川 3-1-5 (東品川在宅介護支援センター内)	5479-3011	○ ○ ○	R2.1	③	社会福祉法人福栄会
品川区大井第二障害者計画相談支援事業所	大井 3-15-7 (大井第二在宅介護支援センター内)	5743-2950	○ ○ ○	R2.10	③	社会福祉法人品川総合福祉センター
品川区西五反田障害者計画相談支援事業所	西五反田 3-6-6 (西五反田在宅介護支援センター内)	5436-7488	○ ○ ○	R3.1	③	社会福祉法人さくら会
品川区八潮障害者計画相談支援事業所	八潮 5-9-2 (八潮在宅介護支援センター内)	5755-9211	○ ○ ○	R3.10	③	社会福祉法人品川総合福祉センター
品川区荏原障害者計画相談支援事業所	荏原 2-9-6 (荏原在宅介護支援センター内)	5750-3639	○ ○ ○	R4.3	③	社会福祉法人三徳会

子ども発達相談室

名称	所在地	電話番号	開設	※区分	運営法人
品川区立品川児童学園	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内)	6718-4460	H20.4	①	社会福祉法人福栄会

地域活動支援センター

名称	所在地	電話番号	※区分	運営法人
品川区立地域活動支援センター「逢（あえる）」	旗の台 5-2-2 (区立心身障害者福祉会館内)	5750-4996	①	社会福祉法人品川総合福祉センター
品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	西五反田 2-24-2	5719-3381	③	社会福祉法人福栄会
品川区立障害者地域活動支援センター	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内)	6712-4406	①	社会福祉法人福栄会

障害者就労支援センター

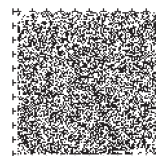
名称	所在地	電話番号	開設	※区分	運営法人
障害者就労支援センター「げんき品川」	大崎 4-11-12	5496-2525	H15.4	③	社会福祉法人げんき

生活介護

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
品川区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	3785-3322	50	S52.7	①	社会福祉法人品川総合福祉センター
品川区立西大井福祉園	西大井 5-7-24	3777-0294	30	H6.4	①	社会福祉法人福栄会
品川区立かがやき園	西大井 6-2-14	3772-8171	30	H16.5	①	社会福祉法人福栄会
品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」	南品川 3-7-7	6712-4400	40	R1.10	①	社会福祉法人福栄会
品川区重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」	八潮 5-3-8	3799-5931	6	H24.6	②	全国重症心身障害児（者）を守る会
品川区立中延在宅サービスセンター	中延 6-8-8	3787-2137	35	H31.4	①	社会福祉法人品川総合福祉センター
かもめ園	八潮 5-1-1	3790-4732	100	S58.4	③	社会福祉法人品川総合福祉センター
社会福祉法人品川総合福祉センター サンかもめ	八潮 5-10-27	5755-7817	30	H14.4	③	社会福祉法人品川総合福祉センター
第一しいのき学園	東品川 3-1-8	5479-2941	40	H2.5	③	社会福祉法人福栄会
南品川むつみ園	南品川 5-16-25	5495-7970	20	H26.4	③	社会福祉法人福栄会

就労継続支援（A 型）

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
福祉工場しながわ	東大井 1-3-10	5460-8601	40	H10.4	③	社会福祉法人品川総合福祉センター
パン工房 プチレーブ	八潮 5-1-1	6421-6633	20	H27.6	③	一般社団法人すまいる・さぼーと品川
すまいる・さぼーと品川	南大井 1-3-12 2 階	6433-3356				



17 施設など

就労継続支援（B型）

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
品川区立西大井福祉園	西大井 5-7-24	3777-0294	10	H6.4	①	社会福祉法人福栄会
就労継続支援 B 型ガーデン	上大崎 1-20-12（区立発達障害者支援施設「ぶらーす」内）	5793-7072	20	H26.4	①	社会福祉法人げんき
品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」	南品川 3-7-7	6712-4402	10	R1.10	①	社会福祉法人福栄会
さつき	八潮 5-3-8	3790-0593	20			
	八潮 5-1-1	3790-4810	20	S58.4	③	社会福祉法人品川総合福祉センター
第二しいのき学園	東品川 3-1-8	5479-2941	60	H2.5	③	社会福祉法人福栄会
かもめ第一工房	北品川 3-7-21 4 階	3458-4307	20	S62.4	③	社会福祉法人福栄会
かもめ第二工房	西大井 1-8-7	6429-8401	20	H2.4	③	社会福祉法人福栄会
かもめ第三工房	西五反田 2-24-2	5435-1808	20	H6.4	③	社会福祉法人福栄会
トット文化館	西品川 2-2-16	3779-0233	20	S62.4	③	社会福祉法人トット基金
ふれあい作業所西大井	西大井 4-9-9	3775-4585	30	H27.4	③	社会福祉法人品川区社会福祉協議会
ふれあい作業所西品川	西品川 1-28-3	3787-5750	20	H27.4	③	社会福祉法人品川区社会福祉協議会
就労継続支援 B 型事業所 TODAY 南品川	南品川 4-2-35 2 階	6260-0862	20	H31.2	③	リアルカンパニー株式会社
品川宿	戸越 5-11-7	090-5201-5166	19	R5.9	③	一般社団法人まるまる荘
ラシクラボ大井町	東大井 5-7-10 5 階	050-3529-6389	20	R7.4	③	株式会社ラシクラボ
ラシクラボ武蔵小山	荏原 3-1-7 1 階 101	6426-7823	20	R8.3	③	株式会社ラシクラボ
Be スポーツ	東五反田 2-3-5 8 階	6722-6028	20	R8.4	③	株式会社ビズリンクウェルビーイング
ワークアリーナ天王洲	東品川 2-2-33 302	4400-4080	20	R8.6	③	株式会社ハシカケ

自立訓練（機能）

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
品川区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	5750-4997	12	S52.7	①	社会福祉法人品川総合福祉センター

自立訓練（生活）

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
品川宿	戸越 5-11-7	050-3702-0047	10	R3.2	③	一般社団法人まるまる荘

就労移行支援

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
げんき品川	大崎 4-11-12 * ◎ 東大井 5-5-13-101	5496-2536 3474-2515	14 6	H24.4	③	社会福祉法人げんき
ジョブサ品川区 *	西五反田 1-13-7 3 階	6417-0280	20	H26.5	③	株式会社デザインマインドカンパニー
〜キセキの杜〜ジョブステーション大井町	大井 4-1-2 4 階	6429-7171	10	H27.11	③	株式会社 KEG キャリア・アカデミー
LITALICO ワークス五反田 *	西五反田 3-6-20 4 階	5719-6560	20	H28.8	③	株式会社 LITALICO パートナーズ
就労移行支援事業所サンライト *	西五反田 7-16-3 4 階	6303-9608	20	H29.1	③	一般社団法人サンライト
ミラトレ大井町 *	大井 1-49-12 5 階	6417-1622	20	H30.6	③	パーソルダイバース株式会社
リファイン就労支援センター五反田	西五反田 2-1-22 4 階	6910-4942	20	R3.5	③	一般社団法人リファイン就労支援センター
ニューロリワーク 五反田センター *	西五反田 2-1-22 2 階	6420-0720	20	R4.7	③	インクルード株式会社
プラスタイル大井町 *	大井 4-6-1 5 階	5728-9005	20	R4.11	③	株式会社モアナケア
リワークセンター品川	北品川 1-14-1 2 階	5715-2017	20	R6.4	③	株式会社 Rodina
キクロス大森駅前	南大井 6-17-16-201	6404-9440	14	R6.7	③	合同会社 ENISHI

* 就労定着支援も行っている事業所 ◎ 就労選択支援も行っている事業所

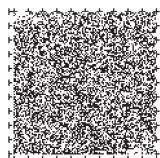
自立生活援助

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
自立生活援助事業 絲	南大井 3-20-14-201	5753-8260	—	R5.4	③	有限会社それいゆ
品川区東品川精神障害者相談支援センター「のどか」	東品川 3-1-8	6260-2500	—	R8.6	①	社会福祉法人福栄会

共同生活援助

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
品川区立北品川つばさの家	北品川 3-7-21	5461-8822	12	H3.10	①	社会福祉法人げんき
品川区立西大井つばさの家	西大井 5-7-24	3777-1478	9	H6.4	①	社会福祉法人福栄会
品川区立上大崎つばさの家	上大崎 1-20-12	5793-7095	5	H26.4	①	社会福祉法人げんき
品川区立出石つばさの家	西大井 3-11-19	6417-1896	16	R6.4	①	社会福祉法人長岡福祉協会
かもめハウス	非公開	5753-8260	6	H11.10	③	有限会社それいゆ
わいわい	西大井 6-9-3	5709-5587	5	H14.11	③	特定非営利活動法人 NPO もやい
えびハウス	東大井 4-8-11	5753-8260	4	H15.2	③	有限会社それいゆ
旗の台つばさの家	旗の台 3-5-11	5788-3177	6	H15.7	③	社会福祉法人げんき
グループホーム金子山 森前	西大井 1-8-7	5742-7522	6	H22.3	③	社会福祉法人福栄会
鮫洲なぎさの家	東大井 1-3-10	5460-8605	6	H23.4	③	社会福祉法人品川総合福祉センター
ふくふく五反田	非公開	6417-9283	6	H28.3	③	特定非営利活動法人福祉検討会
グループホーム金子山 1F・2F	西大井 4-10-16	5746-3692	10	H29.11	③	社会福祉法人福栄会
935 ファミリー・ワン大井ハウス	非公開	6303-8798	7	H30.5	③	一般社団法人日本代替医療食品研究会
935 ファミリー・ワン南品川ハウス	非公開	6712-8400	4	H30.7	③	一般社団法人日本代替医療食品研究会
935 ファミリー・ワン鮫洲ハウス	非公開	6436-8480	4	H30.9	③	一般社団法人日本代替医療食品研究会
935 ファミリー・ワン西大井ハウス	非公開	6303-8798	4	R2.10	③	一般社団法人日本代替医療食品研究会
DAYS 大井	大井 6-1-1	6429-7834	6	R3.6	③	リアルカンパニー株式会社
コノヒカラⅢ・Ⅳ	非公開	5358-9354	13	R3.6	③	株式会社コノヒカラ
土屋の里 品川 1・2	非公開	050-1722-4511	14	R3.9	③	株式会社土屋
DAYS 旗の台	非公開	6451-3452	8	R3.12	③	リアルカンパニー株式会社
土屋の里 品川 3	非公開	050-1722-4511	6	R4.7	③	株式会社土屋
グループホームおれんち	東大井 5-23-24	6718-4996	5	R4.8	③	労働者協同組合ワークスコープ・センター事業団

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
土屋の里 品川 4・5	非公開	050-1722-4511	8	R4.12	③	株式会社土屋
さくらホーム品川大崎事業所 北棟ユニットⅠ・Ⅱ	非公開	6825-2842	10	R6.3	③	さくらホーム株式会社
さくらホーム品川大崎事業所 南棟ユニットⅠ・Ⅱ	非公開	6825-2842	10	R6.3	③	さくらホーム株式会社
さくらホーム品川大崎事業所 戸越棟ユニットⅠ・Ⅱ	非公開	6825-2842	10	R6.7	③	さくらホーム株式会社
みつばち	非公開	080-3154-2141	7	R7.9	③	一般社団法人エビィグラッド
エリーズほーむ大井	東大井 2-4-20	6712-3577	4	R8.2	③	エリーズ株式会社
みかんの木	豊町 6-28-14	090-2408-8140	7	R8.5	③	特定非営利活動法人 MOTHER12
なないろ小山	小山 7-14-17	6260-1753	10	R8.6	③	社会福祉法人げんき





施設入所支援

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
品川区立かがやき園	西大井 6-2-14	3772-8171	30	H16.5	①	社会福祉法人福栄会
かもめ園	八潮 5-1-1	3790-4732	100	S58.4	③	社会福祉法人品川総合福祉センター

短期入所

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
品川区立かがやき園	西大井 6-2-14	3772-8171	3	H16.5	①	社会福祉法人福栄会
かもめ園	八潮 5-1-1	3790-4732	5	S58.4	③	社会福祉法人品川総合福祉センター
品川区立障害児者総合支援施設 短期入所	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」内)	6712-4404	12	R1.10	①	社会福祉法人福栄会
品川区立出石つばさの家	西大井 3-11-19	6417-1896	2	R6.4	①	社会福祉法人長岡福祉協会

移動支援

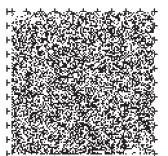
名称	所在地	電話番号	※区分	運営法人
インクル南品川ヘルパーステーション	南品川 4-11-1-503	3471-2475	③	株式会社大崎ホームヘルプサービス
恵愛ヘルパーステーション	大井 6-10-1 1階	3771-6767	③	株式会社ケアサークル恵愛
ヘルパーステーション品川	大井 1-49-12 3階	3773-0875	③	株式会社仁済
ヘルパーステーション大原	豊町 6-25-13 1階	5749-2532	③	株式会社仁済
ハート・トータルサービス	東五反田 4-8-7	3443-6666	③	株式会社ハート・トータルサービス
ケアメイト品川訪問介護事業所	西大井 2-4-14	6303-7240	③	株式会社ケアメイト
ケアメイト荏原訪問介護事業所	小山台 1-5-10	6426-1761	③	株式会社ケアメイト
ヘルパーステーション シャローム	中延 4-12-7	3783-8561	③	株式会社バディ
陽向介護ステーション	戸越 6-6-8-201	6426-2641	③	ケアサポーター株式会社
ケアリッツ品川	大崎 4-2-2 2階	6417-0223	③	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ
ケアリッツ旗の台	西中延 3-9-15 1階	6426-8716	③	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ
ケアリッツ大井町	東大井 4-7-22-202	6718-4835	③	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ
福祉ネットはる	西大井 6-5-4	6417-1428	③	一般社団法人やま晴
品川区ヘルパーステーション東品川	東品川 3-1-5	5479-3035	③	社会福祉法人福栄会
ミライ花笑みケア品川	大井 7-3-15 B棟	6417-1351	③	株式会社ミライ
さくら・介護ステーション山の手	南品川 3-5-34-106	6433-3234	③	株式会社さくらモンデックス
品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」	南品川 3-7-7	6718-4464	①	社会福祉法人福栄会
ケア 21 品川	南大井 5-17-7 1階	5753-6090	③	株式会社ケア 21
スターケアステーション	西五反田 1-4-8-608	6675-3315	③	有限会社デザインオフィスワンエイト
ステップアップ	南品川 5-2-19-101	6782-8258	③	あっぱれ合同会社
ホームケア品川	東品川 2-2-24 18階	5769-7266	③	ALSOK らいふケア株式会社
ブライツヘルパーステーション品川	旗の台 1-6-18 1階	3783-4439	③	株式会社ブライツケア
ヴィータケア	戸越 6-6-12-101	6426-1047	③	合同会社フリーフリーダム
りいちあうと慈慈	西五反田 2-15-10-401	090-3865-5058	③	合同会社スマイル商会
訪問介護ステーション若里	小山 4-4-4 1F	6426-6903	③	社会福祉法人若里

居場所・交流の場の提供等

名称	所在地	電話番号	※区分	運営法人
発達障害者成人期支援事業「リクト」	上大崎 1-20-12 (区立発達障害者支援施設「ぶらーす」内)	5793-7095	①	社会福祉法人げんき

児童発達支援

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
品川区立品川児童学園	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」内)	6718-4461	40	R1.10	①	社会福祉法人福栄会
品川区立大原児童発達支援センター	戸越 6-16-1	6426-6103	20	R7.9	①	株式会社学研ココファン・ナーサリー
ちびっこタイム品川	東品川 3-25-16	3450-7447	10	H19.6	③	社会福祉法人げんき
めるへんキッズ南大井園	南大井 3-24-14	3765-2022	10	H24.8	③	株式会社めるへんキッズ
LITALICO ジュニア大井町東口教室	東大井 5-11-4 3階	5781-8026	10	H27.8	③	株式会社 LITALICO パートナーズ
アブリ児童デイサービス北品川	北品川 2-18-2	6712-3977	10	H27.11	③	リアルカンパニー株式会社
ぶっく旗の台教室	旗の台 5-15-15 201-A	6426-9900	10	R6.9	③	株式会社ぐりーんぱんび
ほわわ品川	東品川 3-27-25 2階	6712-8412	5	H29.4	③	社会福祉法人むそう
キッズアイランドワイキキ	二葉 4-4-19	6426-8135	10	R1.5	③	株式会社エルサブ
めるへんキッズ大森園	南大井 6-16-1-101	3765-5616	10	H29.6	③	株式会社めるへんキッズ
スタジオそら品川戸越	東中延 1-3-11	6426-1627	10	H29.6	③	アース・キッズ株式会社
桐塾 荏原教室	荏原 2-17-15-201	6426-1512	10	H31.4	③	株式会社桐塾
クロッカ五反田	西五反田 6-7-5 2階	6910-4525	10	R1.6	③	株式会社学研ココファン・ナーサリー
Blossom	西大井 4-25-6 2階	6417-1550	10	R1.8	③	特定非営利活動法人めびぎ
コプラス中延教室	中延 6-6-1 2階	5498-7066	10	R3.4	③	株式会社ライトサイン
にゅーとらる西大井	二葉 2-14-8-101	6426-4916	10	R3.4	③	合同会社ニュートラル
むすびヶ丘 旗の台	旗の台 2-10-19	6421-6671	10	R3.12	③	株式会社チャイルドビジョン
クロッカ旗の台	旗の台 3-7-2	5749-5101	10	R3.12	③	株式会社学研ココファン・ナーサリー
コプラス五反田教室	東五反田 4-9-2 2階	6277-1245	10	R4.4	③	株式会社ライトサイン
コスモ療育クラブ ファミリア	戸越 5-15-14 2階	6426-8251	10	R4.4	③	幼児活動研究会株式会社
ミリミ品川	西大井 4-15-5 1階	6768-0011	5	R4.8	③	一般社団法人 Ohana HOUSE
めるへんキッズ大森海岸園	南大井 3-23-10 2階	6384-8078	10	R4.9	③	株式会社めるへんキッズ
コスモ療育クラブ ファミリア 五反田	西五反田 2-10-8-211	5747-9670	10	R5.6	③	幼児活動研究会株式会社
むすびヶ丘 大崎	西品川 2-7-10	6417-9345	10	R5.9	③	株式会社チャイルドビジョン
ひなたのかげ不動前教室	西五反田 3-13-14-101	5719-2036	10	R5.9	③	合同会社 Health Evangelist
ノビッコ	北品川 1-30-25 2階	6433-9418	10	R6.3	③	合同会社望月
コプラス青物横丁教室	南品川 3-6-1 3階	6712-9693	10	R6.4	③	株式会社ライトサイン
コベルプラス西五反田教室	西五反田 3-8-8 1階	5747-9301	10	R6.4	③	株式会社アイ・エス・シー
こぼんはうすさくら品川中延教室	二葉 4-1-20 1階	6426-2970	10	R6.6	③	株式会社こぼんはうすさくら
クロッカ東大井	東大井 2-24-7 1階	5763-5815	10	R6.6	③	株式会社学研ココファン・ナーサリー
さばな	荏原 4-8-11 1階	6338-6845	10	R6.7	③	株式会社サバ・ナ
放課後等デイサービスウィズ・ユース北品川	北品川 2-25-8-103	6260-2233	10	R7.2	③	株式会社ハイビジョン



名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
さばな旗の台教室	旗の台 6-27-8	6338-6845	10	R7.8	③	株式会社サボ・ナ
ワールドキッズ大崎教室	大崎 5-10-14 2 階	6417-3813	10	R7.9	③	株式会社ピースエレメンツ
エルビゾ旗の台	旗の台 2-11-6-201	6426-8068	10	R7.11	③	スポレアス株式会社
アプリ児童デイサービス品川	北品川 1-30-5 1 階	6433-0227	10	R8.1	③	リアルカンパニー株式会社
コプラス北品川教室	東品川 1-7-6-202	6712-3366	10	R8.4	③	株式会社ライトサイン
コベルプラス青物横丁教室	南品川 2-4-5 2 階	6433-1191	10	R8.4	③	株式会社ディスカバリープラス
MIRAwith スクール STEP 品川東大井教室	東大井 1-3-6 2 階	6712-0650	10	R8.5	③	株式会社 N プランニング
Ange Garden Care	平塚 3-3-10 1 階	6426-1388	10	R8.5	③	特定非営利活動法人世界の文化交流協会
トゥインクル大崎広小路	大崎 4-1-2 2 階	6275-3038	10	R8.6	③	株式会社ベネッセスタイルケア

放課後等デイサービス

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
品川区立品川児童学園	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内)	6718-4462	10	R1.10	①	社会福祉法人福栄会
品川区立大原児童発達支援センター	戸越 6-16-1	6426-6103	20	R7.9	①	株式会社学研ココファン・ナーサリ
ちびっこタイム品川	東品川 3-25-16	3450-7447	10	H19.6	③	社会福祉法人げんき
このこのリーフ 中延	中延 3-13-19-101	6421-5484	10	H26.12	③	. Connect 株式会社
アプリ児童デイサービス不動前	西五反田 3-13-14-103	6417-9496	10	H27.3	③	リアルカンパニー株式会社
アプリ児童デイサービス北品川	北品川 2-18-2	6712-3977	10	H27.11	③	リアルカンパニー株式会社
みんなの家 ゆめっこ	中延 6-3-16	6426-8003	10	H28.9	③	特定非営利活動法人夢の地図
キッズアイランドワイキキ	二葉 4-4-19	6426-8135	10	H29.6	③	株式会社エルサーブ
めるへんキッズ大森園	南大井 6-16-1-101	3765-5616	10	H29.6	③	株式会社めるへんキッズ
スタジオそら品川戸越	東中延 1-3-11	6426-1627	10	H29.6	③	アース・キッズ株式会社
てんとつむし御殿山	北品川 4-1-1 2 階	6277-2672	10	H30.4	③	株式会社レディバード
桐塾 荏原教室	荏原 2-17-15-201	6426-1512	10	H31.4	③	株式会社桐塾
ミント	西品川 2-10-11 1 階	6417-4244	5	H31.1	③	株式会社 Y & N
このこのリーフ戸越公園	豊町 3-1-1 1 階	5751-7477	10	H31.4	③	. Connect 株式会社
放課後等デイサービスえがお	平塚 3-2-14-101	6421-6204	5	R1.10	③	社会福祉法人恵正福祉会
コプラス中延教室	中延 6-6-1 2 階	5498-7066	10	R3.4	③	株式会社ライトサイン
にゅーとらる西大井	二葉 2-14-8-101	6426-4916	10	R3.4	③	合同会社ニュートラル
kids ベース	大井 3-22-5-102	6303-8867	10	R4.4	③	kurashi 合同会社
コプラス五反田教室	東五反田 4-9-2 2 階	6277-1245	10	R4.4	③	株式会社ライトサイン
コスモ療育クラブ ファミリア	戸越 5-15-14 2 階	6426-8251	10	R4.4	③	幼児活動研究会株式会社
めるへんキッズ大森海岸園	南大井 3-23-10 2 階	6384-8078	10	R4.9	③	株式会社めるへんキッズ
アプリ児童デイサービス大崎	大崎 1-18-5 2 階	6417-3045	10	R4.11	③	リアルカンパニー株式会社
このこのリーフ 立会川	東大井 2-12-18 1 階	6423-0533	10	R5.5	③	一般社団法人こども発達療育センター
ひなたのかげ不動前教室	西五反田 3-13-14-101	5719-2036	10	R5.9	③	合同会社 Health Evangelist
このこのリーフ 北品川	北品川 1-30-25 1 階	6721-1030	10	R5.12	③	一般社団法人こども発達療育センター
コプラス青物横丁教室	南品川 3-6-1 3 階	6712-9693	10	R6.4	③	株式会社ライトサイン
こぼんはうすさくら品川中延教室	二葉 4-1-20 1 階	6426-2970	10	R6.6	③	株式会社こぼんはうすさくら
さばな	荏原 4-8-11 1 階	6338-6845	10	R6.7	③	株式会社サボ・ナ
ノビッコ	北品川 1-30-25 2 階	6433-9418	10	R7.1	③	合同会社望月
放課後等デイサービス ウィズ・ユー北品川	北品川 2-25-8-103	6260-2233	10	R7.2	③	株式会社ハイビジョン
シーガル大森	南大井 6-16-1-102	5763-5613	5	R7.4	③	SHOKI Care 合同会社
ミリミリ品川	西大井 4-15-5 1 階	6768-0011	5	R7.4	③	一般社団法人 Ohana HOUSE
さばな旗の台教室	旗の台 6-27-8	6338-6845	10	R7.8	③	株式会社サボ・ナ
ワールドキッズ大崎教室	大崎 5-10-14 2 階	6417-3813	10	R7.9	③	株式会社ピースエレメンツ
エルビゾ旗の台	旗の台 2-11-6-201	6426-8068	10	R7.11	③	スポレアス株式会社
アプリ児童デイサービス品川	北品川 1-30-5 1 階	6433-0227	10	R8.1	③	リアルカンパニー株式会社
コプラス北品川教室	東品川 1-7-6-202	6712-3366	10	R8.4	③	株式会社ライトサイン
MIRAwith スクール STEP 品川東大井教室	東大井 1-3-6 2 階	6712-0650	10	R8.5	③	株式会社 N プランニング
Ange Garden Care	平塚 3-3-10 1 階	6426-1388	10	R8.5	③	特定非営利活動法人世界の文化交流協会

保育所等訪問支援

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
品川区立品川児童学園	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内)	6718-4460	-	R1.10	①	社会福祉法人福栄会
コプラス五反田教室	東五反田 4-9-2 2 階	6277-1245	-	R5.4	③	株式会社ライトサイン
シーガル大森	南大井 6-16-1-102	5763-5613	-	R7.4	③	SHOKI Care 合同会社
品川区立大原児童発達支援センター	戸越 6-16-1	6426-6103	-	R7.9	①	株式会社学研ココファン・ナーサリ
LITALICO ジュニア大井町東口教室	東大井 5-11-4 3 階	5781-8026	-	R8.4	③	株式会社 LITALICO パートナース
kids ベース	大井 3-22-5-102	6303-8867	-	R8.5	③	kurashi 合同会社
MIRAwith スクール STEP 品川東大井教室	東大井 1-3-6 2 階	6712-0650	-	R8.5	③	株式会社 N プランニング
トゥインクル大崎広小路	大崎 4-1-2 2 階	6275-3038	-	R8.6	③	株式会社ベネッセスタイルケア

日中一時支援事業

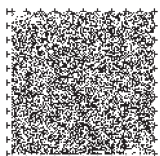
名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
にじのひろば戸越	戸越 6-8-20 3 階	3787-3757	10	H17.9	②	社会福祉法人品川区社会福祉協議会
にじのひろば八潮	八潮 5-3-8	5755-9795	15	H23.7	②	社会福祉法人品川区社会福祉協議会
品川区立品川児童学園	南品川 3-7-7 (区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内)	6718-4463	25	R1.10	①	社会福祉法人福栄会

医療的ケア児地域生活支援促進事業

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
インクルーシブひろばベル	戸越 6-16-1 (区立大原児童発達支援センター 2 階)	6426-6103	-	R3.4.1	①	株式会社学研ココファン・ナーサリ

就労体験の場の提供等

名称	所在地	電話番号	定員	開設	※区分	運営法人
障害者就労体験事業「Kitara(きたら)」	旗の台 5-13-9	6433-2579	-	R7.9	②	社会福祉法人げんき



索引

あ

愛の手帳（療育手帳）…………… 29

い

意思疎通支援者の派遣…………… 67

移動支援事業（ガイドヘルパー）…………… 68

え

NTT 電話番号案内の無料利用…………… 86

か

介護保険と障害者施策について…………… 45

学校…………… 96

紙おむつなどの支給…………… 74

関税…………… 79

介護タクシー利用補助券の交付…………… 88

き

教育委員会教育総合支援センター…………… 24

居宅介護等…………… 67

救急代理通報システム…………… 70

旧優生保護法による優生手術等を受けた
方等への補償金…………… 53

く

区営自転車等駐車場…………… 85

区立施設の使用料減免…………… 85

区立図書館の障害者サービス…………… 74

車いすの貸出…………… 71

け

携帯電話料金の割引…………… 86

こ

航空旅客運賃…………… 83

講座・講習会・スポーツ…………… 98

「広報東京都」などの点字版・
カセットテープ版…………… 74

声の広報…………… 74

個人事業税…………… 78

雇用施策との連携による重度障害者等
就労支援特別事業…………… 69

雇用保険の失業給付…………… 102

公益財団法人東京しごと財団障害者
就業支援課…………… 101

後期高齢者医療制度への加入…………… 51

高齢者インフルエンザ・新型コロナ・
肺炎球菌・带状疱疹定期予防接種…………… 51

し

JR 運賃・私鉄運賃…………… 80

自動車運転免許取得費の助成…………… 90

自動車改造費の助成…………… 90

自動車税・軽自動車税…………… 77

児童育成手当（障害手当）…………… 57

児童育成手当（育成手当）…………… 58

児童発達支援（未就学）・
放課後等デイサービス（学齢児）…………… 96

児童扶養手当（国制度）…………… 58

品川区医療的ケア児地域生活支援促進事業
「インクルーシブひろばベル」…………… 23

品川区高次脳機能障害専門相談…………… 26

品川区高齢者および障害者世帯の
ごみ・資源各戸収集…………… 70

品川区視覚障害者遠隔サポートシステム…………… 73

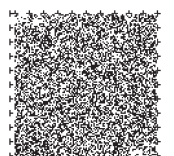
品川区児童相談所…………… 25

品川区社会福祉協議会…………… 24

品川区精神障害者地域生活支援センター
「たいむ」…………… 20

品川区旗の台障害児者
相談支援センター…………… 20

品川区発達障害児者
相談支援センター…………… 20



品川区東品川精神障害者相談支援センター 「のどか」	20
品川区東品川 障害者相談支援センター	20
品川区南品川 障害児者相談支援センター	20
品川公共職業安定所（ハローワーク）	25
品川児童学園「子ども発達相談室」	23
品川成年後見センター	25
品川ボランティアセンター	25
就学奨励費	98
就労選択支援・就労移行支援・ 就労継続支援・就労定着支援	99
住宅設備改善費の給付	66
重症心身障害児者等 在宅レスパイト・就労等支援事業	73
重度心身障害者手当（都制度）	55
重度脳性麻痺者介護事業	69
重度訪問介護利用者の 大学等修学支援事業	69
住民税・森林環境税の非課税	76
巡回入浴サービス	68
障害基礎年金（国民年金）	59
障害厚生年金（厚生年金）	60
障害者虐待防止法	104
障害者作品展	107
障害者差別解消法	105
障害者就労支援センター 「げんき品川」	99
障害者住宅	95
障害者住宅あっ旋	95
障害者総合支援法・児童福祉法	35
障害者相談員	27
障害者週間記念のつどい	107
障害者表彰	107
障害者まつり・レクリエーション	107
障害者支援課	20
障害者（児）福祉施設	117
障害者福祉手当（区制度）	54
小児精神病（入院医療費助成）	50
消防車・救急車の要請	70

職業紹介と相談 公共職業安定所（ハローワーク）	99
職業相談と就労支援 東京障害者職業センター	100
職業訓練 国立職業リハビリテーションセンター	100
職業訓練 東京障害者職業能力開発校	102
所得税・住民税の障害者控除	76
自立支援医療（育成医療）	47
自立支援医療（更生医療）	50
自立支援医療（精神通院医療）	50
心身障害者（児）医療費助成	46
心身障害者扶養共済制度	56
身体障害者手帳	28

せ

生活福祉資金の貸付	103
精神障害者保健福祉手帳	29
選挙	106

そ

相続税	78
贈与税	78
粗大ごみの廃棄物処理手数料	85

た

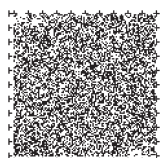
タクシー運賃	87
短期入所（ショートステイ）	67

ち

駐車禁止等除外標章の交付	91
中等度難聴児発達支援事業	72
中等度難聴者補聴器購入助成事業	72

て

T字杖の交付	73
テレビ受信料	83



手をつなぐ あんしん相談 （青年期相談室）	26
点字録音刊行物作成配布事業	74
点字図書館	75

と

東京都医療的ケア児支援センター	23
東京都ガイドセンター （ガイドヘルパー派遣）	68
東京都障害者福祉会館（福祉相談）	26
東京都心身障害者福祉センター	25
東京都児童相談センター 4152（よいこに）電話相談	26
東京都障害者休養ホーム事業	107
同行援護	67
都営交通	81
都営住宅	93
特別児童扶養手当（国制度）	57
特別障害給付金	60
特別障害者手当等（国制度）	55
UR 都市機構「新築 UR 賃貸住宅」の 抽選時の倍率優遇	95
都立公園等入場料	84
都立公園駐車場	84

な

難病等の医療費助成	47
-----------	----

に

日常生活用具の給付	62
日中一時支援事業	68、69

は

白杖の交付	73
-------	----

ひ

110 番アプリ	71
----------	----

ふ

フェリー旅客運賃	83
福祉車両の購入・改造費の助成	90
福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付	87
福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付 （医療型短期入所利用者）	87

ほ

保育園	96
防災	108
訪問理容・美容サービス	73
保健センター	24
補助犬の給付	72
補装具費の支給（交付・修理等）	61

み

民営バス	82
民生委員・児童委員	27

ゆ

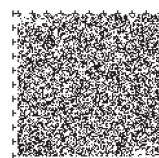
有料道路料金	89
--------	----

よ

幼稚園	96
-----	----

り

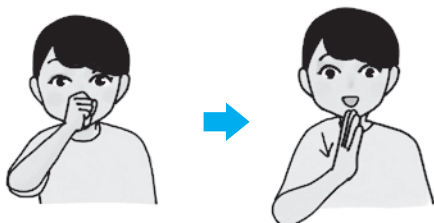
リフト・寝台付福祉タクシーの運行	88
------------------	----



● 手話を覚えよう ●

(手話の理解促進パンフレット「手話は言語 手話でつながる」より一部抜粋)

よろしくお願いします



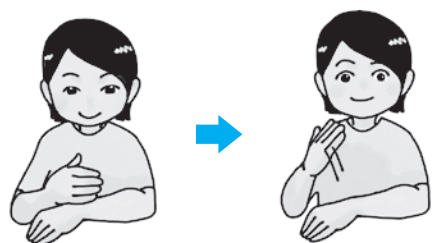
顔の前でにぎった手を開きながら前に出します。

わかる



利き手で胸を軽くたたきます。

ありがとうございます



利き手の小指側をもう一方の手の手首あたりに置いてから上にあげます。

わからない



利き手の肩あたりを上に払います。
「わからない」という顔の動きをつけましょう。

大丈夫



利き手の反対側の肩のあたりから利き手側に動かします。

なに？



手の動きと同時に首を小刻みに左右に振ります。

～ 手話は言語 手話でつながる ～

令和3年7月に品川区手話言語条例を制定し、手話を必要とする方が安心して生活することのできる地域社会の実現を目指しています。

▼ 手話普及動画

「シナモン友達になれたモン～手話は言語手話でつながる」

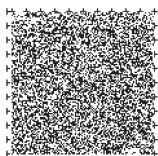


YouTube5分 ver. (本編)
<https://www.youtube.com/watch?v=ZAZeP14hid0>



YouTube30秒 ver. (ダイジェスト)
<https://www.youtube.com/watch?v=h-Dkxo2CdUU>

▼ 手話普及ロゴ

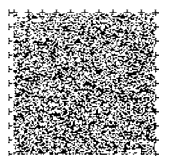
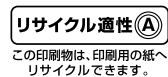


障害者福祉のしおり

発行年月 令和 8 年 8 月 第 1 版
発 行 品川区
編 集 品川区福祉部障害者支援課
品川区広町 2-1-36 〒 140-8715
電話 5742-6707
FAX 3775-2000



ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



区内障害者福祉施設の製品など

区内の障害者就労施設等では様々な自主製品の製造・販売や役務サービスの請負をしています。製品の管理等は施設が責任を持って行っており、納期を守って作業を行っています。安心してお任せください。発注等のご相談は、各施設にお問い合わせください。

詳しくは、品川区ホームページ

品川区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kenkou-syogai/kenkou-syogai-oshiraselink/hpg000018674.html>



役務・物品カタログ

区内の障害者就労施設等で受注可能な物品および役務サービスを一覧にしたものです。上記ホームページに掲載してありますので、ぜひご覧ください。



マグネット
ガーデン(ぶらーす)



品川区コラボクッキー
かもめ第二工房



花ふきん
さつき



ロールパンランチ
カフェラウンジみんなのテーブル
(ぐるっぽ)



食パン ほか
パン工房プチレーブ
(福祉工場しながわ)

